

平成22年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成22年6月15日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成22年6月15日 午後5時54分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	松尾 龍則
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	植松 幸男
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長・地域づくり課長兼務	中島 文二郎	新幹線整備課長	須賀 照基
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	山口 久義
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長	宮崎 和則	農林課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	建設課長	中尾 嘉伸
	財政課長	徳永 賢治	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	土田 辰良
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	
	福祉課長・こども課長兼務	江口 常雄	古湯温泉課長	三根 清和
	代表監査委員			
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎	

平成22年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年6月15日（火）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 字の区域の一部廃止について
- 議案第45号 字の区域の一部廃止について
- 議案第52号 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起及び和解について
- 議案第38号 嬉野市景観条例について
-

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、議運及び全協で打ち合わせましたとおり、資料のページ数と多少違ったような形で今回運営していくというふうなことでございますので、皆さん方御注意をよろしく申し上げます。

日程第1．議案質疑を行います。

議案第46号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、別冊議案書1ページから7ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。
山口要議員。

○17番（山口 要君）

7ページなんですけれども、今回、合併特例債ということで、76,000千円補正がされ、当初予算と合わせて173,800千円ということになっておりますけれども、合併特例債、今後、例えば50億円のマックスということで決まっておりますけれども、そういう中で、この合併特例債の使い方ですね。今回、合併特例債、有利だからということでこういう形でされているかと思っておりますけれども、今後について、合併特例債はどういうふうにお考えになっておられますか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

合併特例債、嬉野の最高借入可能額90億円でございます。合併協議の際、50億円を一応予定するというところでございますけれども、今後につきましては、あったらいいなという事業ではなくて、当然必要な事業に活用させていただきたいというふうに考えます。

当然、合併特例債、70%の交付税措置はあると言ったものの、交付税措置実際70%来るかについては、幾ら来るかというのはあいまいなところございますので、そういうことで活用を図りたいということと、当然、合併特例債を使いますと、5%の一般財源で事業可能というふうになります。ただ、将来の子供たちにあとの30%を借金として残すような形になるうかと思っております。ただ、将来に借金を残すような財政運営をしようたら厳しいものがございまして、当然その30%に見合う額というのを基金とかに同時に積み立てていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今説明を聞いて理解はいたしましたけれども、やはり、今おっしゃるようによくまでも債権ですからね。だから、そのことを十二分に念頭に置きながら、イメージな形で合併特例債に飛びつくというようなことはできるだけ避けてほしいということ、課長もおっしゃいましたように、どちらかという借金ですから、後世にそのことを残していくわけですから、ぜひそういうことを十二分に踏まえた上で、今後、合併特例債の借り入れということについて行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書7ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書8ページから13ページまで、歳入予算全部について質疑を行います。質疑はありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ、出とも関連しますので、ここで聞くのはどうかと思いますけれども、まず、12ページの雑入の中で、自治総合センター助成金10,800千円、今回補助が雑入で入っておりますけれども、この中身についてお示しをいただきたい。

もう1つは、先まで行きますけれども、実は、16ページの19節、負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成事業ということで10,800千円計上がされております。恐らくこの金額だと思いますけれども、もう一遍そのことについて、また後、出でこのことをお聞きしたいと思いますので、確認だけしておきます。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

自治総合センター助成金ですけれども、これは宝くじの助成金として吉田地区の岩ノ下公民館の建設にするものでございます。

内容につきましては、コミュニティーセンターの助成事業ということで、集会場建設の整備費などですね。助成限度額が15,000千円で、事業費の5分の3の事業助成でございます。

以上でございます。（「いいです、あとは出で聞きます」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書歳出14ページの第2款、総務費から、22ページ第4款、衛生費までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

私は、そしたらページをずっと追いながら質問してまいりますけれども、まず、15ページの一般管理費の役務費、通信運搬費、小さいことで申しわけないんですが、当初予算では、これは上がっていなかったわけですよ。で、今回新たに6月補正で通信運搬費ということで242千円計上されたわけなんですけれども、ここで新たに計上された理由というものをお示しいただきたいと思うんですが。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

通信運搬費の242千円につきましての御質問でございますけれども、今回、行政視察の誘致に対しますパンフレットの印刷を計画いたしております。そういうことで、その前のほうに需用費のほうで印刷製本費を158千円、こちらのほうに計上をしておりますけれども、これにつきまして、嬉野市への行政視察のパンフレット作成ということで、印刷製本費としまして158千円、それから、その分の郵送料ということで、通信運搬費を242千円ということで計上をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

これについては、以前の一般質問の中でお二方の議員さんがずうっとこの行政視察、嬉野のお客さんを少しでもふやすために、やはり嬉野の進んだ行政を一つのPRという形で進めていかなければならないんじゃないかということで質問をされてきた経緯の中での今回の計上だと理解はするわけなんですけど、そしたら、どういうところを対象にした行政視察というふうなことで考えてよろしいんですか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

今回の計画といたしましては、今現在1,727の市町村がございますけれども、この市町村

の行政と議会を対象にしましてパンフレットを送付いたしまして、誘致を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

はい、わかりました。

できれば、私は以前、一般質問等でも御質問した経緯があるのが、嬉野の一つの温泉のPRのために、結局消防団ですよ、そういうところにも、行政視察とは若干異なりますけれども、嬉野のやはりPRとしてすべきじゃないかということによってきたわけですね。そういうことも含めて今後も御検討していただきたいという気がいたします。ある程度、やはり10人以上の小グループがまとまるのは、今消防団だと思うわけですよ。そういう団体さんが嬉野に来ていただくことによって、やはり嬉野温泉、あるいは嬉野全体が潤ってくるものだというふうに認識をしておりますので、そういうところまで含めた考えというものを次から考えていただきたいという要望をしておきます。答弁要りません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今神近議員のほうから質問の中で答弁を聞いてわかりましたけれども、それでは、やっと念願かなってこういう形で予算計上されたわけでありましてけれども、今までこのことについて、今からどうするのかということをお決めになるのか、大体このことについて検討された後に、こういう形ですぐ印刷製本にできるのかどうかということをも確認をしておきたいと思えます。

と申しますのが、もう過去何回にわたって、このことについては、総務あるいは商工観光等に申し入れた経緯があります。ですから、当然こういう予算計上をする時点ですぐ発送できるというふうな形をとっておいたほうがよかったというふうに思っておりますので、そのことについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

現段階ではまだ印刷の段階までは至っておりませんので、今後予算をいただきましてから調査をいたしまして、作成をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そしたら、総務部長にお尋ねしますけれども、今まで一般質問があった、あるいは議案審議等の中で、それぞれの課等を含めて検討するということを、あなた答弁されておられませんでしたか。恐らくそういうことを検討しますということを答弁されたと思うんですよ。

ですから私は、もうこのことは当然わかったことですし、3月議会のときに、私の一般質問に対して市長は6月議会に予算計上して取りかかりますということをはっきり答弁されているんですよ。そのことを踏まえるならば、当然6月議会に計上するまでに、そのことの資料等を含めてしておくべきじゃなかったんですか。今からすると、当然もう、本当は今回してすぐならば次の議会までに間に合うの、視察対応に。それくらいの気持ちを持ってやらないとだめなんじゃないですか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

その点に関しましては、どういったスタイルでつくるのかというのは事前に検討をいたしておきまして、観光商工課あたりとも連係をしながら今回作成するということですね。

行政視察の件につきましては、既に——今回、骨格ということで表に出たわけですがけれども、その前の段階から、当然議員の皆様方の御意見を反映する形で、予算要求という形ではいたしておりました。今回は、骨格という形で6月で出てきたということでございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それは今総務課長とあなたの答弁違うんじゃないですか。総務課長は今取りかかりますとおっしゃったですよ。どっちが本当なんですか。

ちょっと待ってください、もう最後ですから。総務部長の答弁と、市長のもう一遍その分に対する気持ちをお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

実際の作業自体は予算がつかないと着手しないわけですがけれども、やり方としては既に筋道を立てているということでございます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の件につきましては、できるだけ早く印刷をして発送していきたいと思っております。

先ほど神近議員のほうからも話があつておりましたけれども、今私どものほうには、議会のほうとか、また、地域コミュニティとか、あと、民生委員会さんとか、そういうほかの団体も来ますので、そういう御案内も、いわゆる市役所に出す分についてはしながらしていきたいと思っておるところでございます。

また、大まかには大体前回つくっておりましたものを参考にいたしましたけれども、それにまた今部長申し上げました、少し観光的なものも入れて印刷をしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

16ページ総務費の中の、節で補助金、太陽光発電システム設置事業の件について、あらかじめ説明を受けましたけど、その中では、100千円を50戸23年度までに推進するということがありますので、もう少し具体的に中身について、推進方法について、ひとつ聞きたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

太陽光発電システムの設置に対する補助金ということで、今回5,000千円をお願いしているところでございます。嬉野市の補助については、発電量1キロワット当たり30千円ということで、100千円を限度として補助金を交付するというものでございます。国が1キロワット当たり70千円、佐賀県は設置経費の10分の1で最高300千円というような補助がございます。それに加えて、市が最高で100千円を補助するという形でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今の説明やったら、まず1キロワットについては30千円と。ですから、100千円ですから、その3.3倍ぐらいを限度にして市がすると。それで、国もまた7キロワットまでは国も補助があると。県としても、その施設補助が300千円じゃいあるとなれば、例えば、5キロワッ

トぐらいのをある家庭が設置されたと、そうしたときには、それぞれの家庭の負担金、あるいは補助金はどのくらいになりますかね。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

5キロワットでは計算しておりませんが、通常、3. 何キロワットというのが一般住宅向けの設備かと思いますが、わかりやすく4キロワットで計算いたしますと、通常、4キロワットで約2,600千円程度と言われております。これ、若干上下あるかと思いますが、そういうことで、4キロワットで計算しますと、国が4キロワット掛け70千円で280千円の補助になります。県補助につきましては、設置経費の10分の1となっておりますので、2,600千円マイナス280千円、それが2,320千円となりますので、10分の1の232千円という形になります。市は、4キロワットとしますと30千円、三、四、十二万円となりますが、最高100千円という形で補助を出すという形になります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「ちょっと、まだ……」と呼ぶ者あり）関連で、今の質問ですか。（「まだ……」と呼ぶ者あり）平野議員。

○16番（平野昭義君）

はい、関連です。

ちょっとわかりづらいところはありますけど、まず、4キロワットを参考にして、一般的に2,600千円ぐらいかかるだろうと。それに対して、私が聞き間違いかもしれませんが、国が280千円ですかね。県が最高二十三万幾らやったね。（「はい」と呼ぶ者あり）そして、市が本当は120千円になるばってんが、限度がありますから100千円と。そしたら、2,600千円から今のもろもろの分を足して差し引いた分がその家の負担金ということになりますかね。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

15ページの企画費の中の15節、工事請負費、この配湯管布設工事についてお尋ねをいたしますが、私たちの所管である土木費の中で、道路新設改良費の説明を受けたときに、シーボルトの湯までの2路線といいますか、そこに布設をするということを説明を受けました。

まずお尋ねするのは、今仮設でやっておるわけですが、新たにここにカラー舗装をするために配湯管を布設するとなれば、いわゆる昨日の山口要議員の一般質問でも取り上げられた集中管理は行わないのかなというまず疑問を持つわけですが、その点に対していかがなのか。

それと、集中管理を行った場合、こういった工事をやっとして、また再度工事をしなくちゃいかんと。集中管理はいわゆる合併特例債の期限内ということが求められるわけですが、そういった場合に対応するような、いわゆる今度の配湯管が、集中管理をした場合でも対応できるような形で布設をされるのか、あくまでシーボルトの今の公衆浴場まで持っていくためだけの配湯管工事なのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

答弁をお願いします。古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答え申し上げます。

今回、今仮設で配管しているやつを本設ということをお願いしております。集中管理との問題ということもありますので、担当課でもいろいろ中身で検討したところがございますけれども、とにかく今の配管自体が溝の上に布設しているということで、よくないということでありましたので、集中管理まではまだ先がどうなるかわからないところもありますので、とりあえずうちのほうではシーボルトの湯の専用として配管をしたいということで考えております。

以上です。（「もう1つ、同時に尋ねたのは……ちょっと暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

担当課としては、そこまでは考慮しておりません。道路等の整備もありますので、とりあえずシーボルトの湯だけに配管するという形で持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

シーボルトの湯だけにということになれば、あそこ、側溝を入れかえて新しくカラー舗装をされるわけですね。そしてまた集中管理をやるとなれば、10年以内——もちろん10年もありません。数年以内にまたやり直さなくちゃいかんと。掘りくり返してせんばいかんわけでしょう、あそこら辺ずっと、あの通りを配湯管を埋めないと集中管理できないわけでしょう。そういったことをあわせてしておかないと、集中管理になったときに、またせっかくのカラー舗装が台無しになるなという気がするの、これはだれでもそう思うわけですよ。そこら辺を検討されたのかどうかというのが一番この工事をされるときの着目点じゃなかったかなと思うわけですね。公衆浴場のためだけなら非常に残念だなと。まだ工事をしていないから、やっぱり少し大型のあそこら辺の今温泉、お湯を使っておられるところに配湯が可能な大きさの管を布設することも検討されてはいかかなということをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えします。

議員御発言のとおり、ちょっとまだ全然手はつけておりませんので、集中管理のほうとも協議をいたしながら、その路線がどういうふうになるかわかりませんが、今後対応できるような配管も考慮していきたいというふうに思います。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

神近議員、関連質問。

○13番（神近勝彦君）

配湯管についてお尋ねをしたいんですが、3月の議会のときに、できれば十字堂跡地の今の広場を何とか活用するために、あそこにやはり足湯とか湯煙の情緒を醸し出した、そして、本通りの回遊ルートをやはりつくっていくべきじゃないでしょうかということで御質問をしたわけですね。

そういう中で、シーボルトの湯に対する配湯管の計画を、できればそこを通るような形ですれば、お湯の配湯もできるんじゃないですかというふうなことも申し上げた経緯があったわけなんです、今回、中川通りのほうに埋設ということであれば、その当時3月のときに申し上げたことについては、もう全く考慮はしないというふうに判断をするわけなんです。となると、十字堂跡地については、そいぎそのままの状況で今後持っていかれる予定なのかということと、もう1点が、委員会の方に聞いたときに、楓ノ木下水路の中を通すことができないだろうかというふうな御質問があって、それは構造上の問題とか、いろんな補助金の

問題でできないというふうな御答弁をいただいたというふうなことでお聞きをしたんですが、シーボルトの湯周辺の近くについては、既設の下水路の中に配管をするというふうなこともお聞きをしたんですね。そのあたりについて、実質的にどのような配管をとられるんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えいたします。

路線については、関係課集まっていたいて協議をしたところです。

今議員御発言のあれは、都市下水のカルバートボックスのことだと思いますけれども、その中にも入れることができないかということで、そうすれば、今御発言のとおり、湯宿広場のところには簡単に持っていかれるというメリットがあるということで、じゃあその先をどうしようかということで、そうすると、今度は野島通を今度は通さにゃいかんということになります。

そして、今度は野島通が、あそこは今インターロッキングしていますけれども、非常に工事に苦勞したという話を伺って、なぜかというところには真ん中に水道管が走っていて、両側の民家に網の目のように水道管が走っているということで、非常にあそこは工事がしにくいだらうということで、それでいろいろ考慮して、また、下水道課はちょっと後でお答えいただきたいと思いますが、流路断面の関係で恐らく無理でしょうということで、今回の路線になったということでございます。

あと、湯宿広場にはどうやって引くかということは、また後でどういうふうな配管をするか考えていく必要があると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

あと、最後の後段の分は。

暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

一番シーボルトの湯に近いところ、ちょうど小野原商店の前のところに今暗渠が入っておりますので、そこははわせています。その部分は、20メートルぐらいになりますかね、あそ

こもインターロッキングが入っていますので、それをはいでまた配管できれば可能でしょうけれども、よかったら、あそこの今配管しているところを少し利用できないかということで、それは今うちのほうでそういうふうな、何と申しますかね、計画の段階ではそういうふうにならしているというところがございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「下水道課は」と呼ぶ者あり）産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

先ほどの都市下水路の問題でございますけれども、一応それも先ほどの発言のとおり、関係課寄って協議をしたところがございますけれども、いわゆるその中に配管を通すための断面を確保はしていないということがございます。基本的には、その中に入れることについては問題があるということと、もう1つは、下水路の中に入った場合の、いわゆる温泉の温度がどうしても空気にさらされるということがございますので、温度が低下するという問題と、それと、先ほど申し上げましたように、野島通の水道管の網の目状に入っている問題で、そちらのほうの路線を一応断念をして、今の現況が一番効率的ではないかということで判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

十字堂跡地、湯宿広場については、今後また検討してまいりたいということですので、今後の計画について注視をしていきたいというふうに思います。

下水管についてなんですが、今部長の御答弁でいくと、基本的に今の楓ノ木下水路の断面に支障があるというふうなことで、楓ノ木の下水路内には通すことができないというのが主なる理由なのかなという気がするわけなんですけれども、そうすると、シーボルトの湯周辺についての下水路の中を今仮設管も通してあるわけですね。で、今度の計画もその下水路を使うわけでしょう。（「今度はそうです」と呼ぶ者あり）違うんですかね。

いや、ちょっと待ってください。先ほどの説明でいくと、今下水路の中に入っているところに、また新たにちゃんと配管をするような御答弁をいただいたような私は気がするわけなんです。そうすると、今部長が言われている分と矛盾するんですよ。既存の下水路の断面なんてもっと小さいですよ。で、今も排水されていますよね。その中に結局、今は仮設だから認められているけれども、もしそこに本管理設となれば、楓ノ木下水路の断面以上に大きな問題が出ると思うわけですよ。私はその矛盾をちょっとお尋ねしているんですよ。

もしそれが違うのであればまた違うんですが。

○議長（太田重喜君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えいたします。

中川通りと足湯から下ってきている道があります。ちょうど3差路ですね。途中、足湯から下ってきてから、それから中川通りのほうに曲がったちょっと先までインターロッキングをしているので、そのインターロッキングがなかなか工事が大変だろうということで、そういうふうな発言をいたしましたけれども、断面がそういうことであれば、もうインターロッキングのところをはいで、そのところに配管をするということにしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

委員会で言ったこととここで言ったことが答弁が変わっては、ちょっと問題だと思うんですよ。だから、そのあたりは委員会のときの答弁をよく注意されて御答弁をしていただきたいという気がいたします。

そういうことであれば、既存の下水路を使わないということであれば、今部長のほうにお尋ねした件については再質問はしないわけなんですけれども、ただ、野鳥通を通らなければいけない——私は野鳥通というところがちょっとようわからんのですけれども、私のイメージでいけば、湯宿広場に配管をしたいという私は気持ちがあるものですから、こういう質問をしているんですけれども、あくまでも楓ノ木下水路のところを通過して、そして、船津歯科さんですか、あの角のところは。あれから真っすぐ今の中央タクシーさんの営業所のほうをどーんと通ってきて、そして、中川通りのほうを来て、今おっしゃっているところの山木屋さんの前に来るルートだと私は思っていたものですから、野鳥通はもう一つ向こうの通りというふうな私、気がしているもので、野鳥通と言われたら、何か路線が違うような気がして、私、その水道管がどうのこうのという御答弁が理解できないんですよ。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

都市下水路をずっと下りまして、いわゆる中島美香園の角ですね。あれを足湯のほうに入っていく通りがいわゆる野鳥通なんですけど、あの通りが非常に工事が難工事で、以前下水とか水道で漏水とかなんとかでめちゃくちゃやったということで、あそこはもう二度と掘り

たくないという路線でございまして、それをそのまま足湯の横をずっと下っていきますと、いわゆる距離的には、今現に計画している距離と今言われる野島通との距離がほとんど変わらないということですが、今神近議員がおっしゃっているのは、恐らくよこ長の角をもとの十字堂のほうに入って、そして、本通りを歩いていけばいいじゃないかということじゃなくて、（「いやいや、そのまま突っ切って中川通りくさ」と呼ぶ者あり）松園の前のところまでですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

一つ、あそこは県道が入りますので、できれば県道に申請じゃなくて、自分の持ち前の市道で勝負をしたいわけです。それで、もし将来的に十字堂にどうしても引かなければならないということであれば、それは現在の計画の中で、また将来つなぐ距離は若干は長くはなりますけれども、それは方法としては、市道を利用して方法としてはあるわけですから、それは一応考えた上で今の検討をしたところでございます。

以上です。（「済みません議長、4回目なんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

今回限りということで、どうぞ。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

御了承をいただきまして、ありがとうございます。多分わかりました。

ただ、今御答弁いただいた県道というのは、わかりますよ、国道のほうから中央タクシーさんから曲がって大正屋さんの前に行くのには、あれは県道ですよ。それは理解をしますが、でも、今の計画されておるルートというのは狭いですよね、はっきり言って。多分工事をされれば、あそこは完全に全面通行どめせざるを得ないような幅員しかないと思うわけですよ。あの福田病院さんの、もとの紅茶新館、今の駐車場の近くまではですね。

それよりも、こっちの私が今御提案申し上げているところから真っすぐ突き抜けていけば、2車線あって、片側通行で、支障そのものは余りないですよ。県道はあくまでも埋設管の、言えば許可をいただくだけじゃないですか。県との協議と言いながらも埋設管の協議だけです。そう大きな問題は発生しないと私は思うんですよ。だから、結局地域住民の結局通行どめ関係なんかも考えれば、真っすぐ2車線の広いほうを行かれたほうが、より工事区間的には短くなって、そして、湯宿広場の活用というのも将来的に考えていけるんじゃないかなと。古湯温泉課長のほうからも、できればあそこの活用をしたいというお話をいただいているんですけども、結局、配湯管がなければ何もできないわけですよ、はっきり言って。つくりたい、つくりたいと言ってもお湯がなければ何もできないわけなんで、やっぱり将来的に古湯温泉課のほうでそういうふうな計画をつくりたいというふうなお気持ち、あるいは企画の方でつくりたい、あるいは市長がつくりたいというお気持ちが本当にあるならば、結局あのルートで行くのが一番将来的にはいろんな利点があるんじゃないですか。いかがですか。

市長にお尋ねしたいんですが、結局湯宿広場、あそこについては活用はもうしないというふうなお考えをお持ちなんですかね。お二人、ちょっととりあえず私の質問に対して、部長と市長と両方からお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

今議員御発言の路線につきましても、やはり一部は都市下水路を通らなければならないという問題が1つございます。できればそれは通したくないと。

それと、もう1点は、いわゆる中川通りの今の現況を見たときに、確かにアスファルトはきれいにしておりますけれども、いわゆる道路としての情緒がないわけでごさいますて、できればあそこに何か、昔の旅館がある、趣のある通りといいますか、そういうものは、ただの真っ黒いアスファルトではおもしろくないわけでごさいますから、そういう回遊性の問題ということで先日から御質問等をいただいておりますので、そういうふうな面も含めまして、できれば、幸いと言っては申しわけないんですが、配管をどうせ入れるのであれば、一石二鳥をねらってそういうふうな方法でもいいんじゃないかということでいろいろ問題を検討した結果で、今の方向でいいんじゃないかということで結論を出しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員の御発言については、いろんなことで御検討いただいているということでお礼を申し上げたいと思いますけれども、一応私どもとしても、この布設については協議をさせていただきました。そういう中で、結論としては、今部長申し上げましたように、市道の若干の整備と絡めてやっていこうということでございます。

もう1つは、湯宿広場については、これはもう計画をしようということで、利用する場合についてはどうするかということも話し合いをいたしまして、結果的には、松園さんのところから、いわゆる正司さんのところ、あの前の通りを通過して、一応市道を延ばしていけば使えるというふうに考えておりますので、（「下から上げると」と呼ぶ者あり）ええ、そのようなことで一応指示をしているところでございます。

以上でございます。（「はい、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう後が時間が詰まりますので、簡単に。今回、この道路を計画されるときに、どことどここの案を検討されたのか。その検討された、例えば、3つなら3つある分をお答えをいただきたいと思います。

それで、その中で、どこがどういう形で、メリット、デメリットを含めてお答えをいただきたいと思います。——これ後で聞いたほうがよかかな。後でしょうか。道路でいこう。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「次どうせまたありますので」と呼ぶ者あり）

どなたか。田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

素朴な質問ですけど、ここの15ページの節の18. 備品購入費、これは地上デジタルテレビ3,559千円ここで予算ついていますけど、これはどがん——テレビばかえるということだと思いますけど、これはどこに何台ぐらいかえられるんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

地上デジタルテレビということで3,559千円、今現在、公民館とか本庁庁舎ですね。あとは小・中学校にテレビがございます。今後地デジ化をされるわけですが、今のテレビでは対応することができませんので、テレビの買いかえというふうになります。庁舎関係で8台、コミュニティーセンターで1台、老人福祉センター2台、公民館2台、あと、各学校に2台ずつの買いかえを計画いたしております。学校関係で23台というふうになります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

公共施設は、普通家庭で見るテレビよりも見る時間が少ないと思います。それで、この地上デジタルテレビは絶対必要なのか。今コンバーターがありますから、あれは1万円も出せば普通のアナログテレビでも見られるわけでしょう。そがんとでなるだけ節約を私はずががいいんじゃないかと思っております、学校は毎日でも見らんばらんけんですね、やっぱりそういうコンバーターをつけたら3千円か5千円、もしくは高くても1万円、物すごい3,000千円ぐらいは浮くんじゃないかと考えましたもので、やっぱりそこんたいは節約方法を検討してがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。3,000千円浮いたら、ほかに使い道があるんじゃないかと思うわけですね。アナログテレビでもコンバーターをつけられらるんですから、おい、そこんたいがちょっと気になって質問したわけです。そいけん、

3,000千円も使うのはもったいない。

○議長（太田重喜君）

そこまでですか、質問。（「はい」と呼ぶ者あり）座ってください。

答弁を求めます。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、コンバーターをつけたら3千円から10千円、可能かと思えます。ただ、テレビというものは、各家庭でも一緒ですが、大体耐用年数というのがございまして、もう古くなって見られなくなったりしてまいります。今学校、あるいは庁舎に設置しておりますテレビというのは、場所によって違いますが、もう相当の年数が来ておるわけですが、そういうことで、この機会に新しく買いかえをしていきたいというふうなことから、今回、合計で39台について買いかえをさせていただく、また、各学校には、各教室にテレビというものが配置をされておりますが、これはモニターとして残す部分も大分あります。買いかえはしなくて、学校関係はモニター利用というのが主な活用法になりますので、あくまでも学校は災害防止とか事故関係の情報収集、そういった学校関連の収集のためのテレビの買いかえというふうにご考えております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

このデジタルテレビ購入なんですけれども、これに関しては、特別専門的な知識とかも必要ないわけでありまして、ぜひ入札に関しましては市内業者を極力させていただくように御要望いたしておきます。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

入札の指名についてですが、市長からの答弁もあっておりますように、なるべく市内の方を多く入れて、いわゆる公正公平に、競争のもとに落札をしていただきたいというふうにご考えております。前回は公用車の購入をいたしましたわけですが、その際にも市内業者さんを入れておりますので、今回テレビについても、当然市内に数社ございますので、そういうことを考えておるところでございます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

先ほどの関連しますけれども、地上デジタル対応に向けての取り組みと思いますが、全体で39台と言われましたけれども、嬉野市内の施設におきましては、要するに何台ぐらい今あるのか。何%ぐらいの——今回の3,559千円か、この予算を計上されて、1台どれくらいなのかですよ。39台となれば、1台90千円ぐらいですか。その中で、1台90千円で、テレビの大きさはどの大きさのことを計上されておるのか。32型とか26型とか40型とかありますけれども、その点、説明していただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今、公共施設にテレビを置いておりますが、学校関係も含めましてですが、全部で242台配置をしております。うち今回39台を購入させていただくというふうになりますが、大きさといましては、場所にもよりますが、25型とか、大きいので29型、32型というのを、本庁のロビーなんかはやっぱり大きいもの、それから公民館、これは若干大きいものを置く必要があるんじゃないかということで、32型というふうなことを考えております。

次、単価ですが、25型で86,400円ということで算定をいたしております。これ若干高いんじゃないかという御意見があろうかと思えます。これ当然、大手電機メーカーから購入すれば、そういうことになるかもわかりませんが、ここで市内業者さんから指名をしたいということで考えておまして、ある程度の価格というのを一応算定として計上させていただいております。ただ、入札の結果、この金額がどうなるかというのはわかりませんが、一応そういうことで計上させていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

全体で15%ぐらい今回買いかえるということで、残りの部分についてはどのようにされるのか。切りかえが来年の7月いっぱいですかね、そういうことと、そしてまた、今回1台かえることによって、家電におきましてはエコポイントがつくわけですよ。そういうことで、エコポイントの活用についてはどのように計画をされていくのか。今回3,559千円の中で、エコポイントはどれくらい来るのか。その点を示していただきたいのですが。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

242台のうち今回かえるのが39台ということでございますが、ほとんどが学校の各教室に置いてあるテレビでございます。これにつきましては、テレビとしては見られませんが、学校で利用する校内放送とか、いわゆるモニターとしては活用できますので、この分はモニターとして今後も活用をさせていただきます。

次が、当然エコポイントがあるわけですが、ことしの4月から、地方公共団体が購入した場合についてもエコポイントがありますよということで法改正がっております。この中で、仮に39台購入した場合、単純計算ですけれども、400千円相当ぐらいはエコポイントがつくんじゃないかというふうに考えております。このエコポイントをどうするかということで、私もいろいろ、まだ財政段階ですが、考えておまして、今資料なんかを見ますと、いろいろなものに交換できる。電気製品、ちょっと極端に言えば、北海道のカニまでついておったわけでありますが、ぜひこの活用方法については、こういった方向がいいのか、皆さん方の御意見等を聞きながら、参考にして決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

エコポイントにつきましては、22年12月31日まで購入することによってエコポイントがつくという現段階ですけれども、申請は23年2月28日までというようなことで、1台26型以下のテレビを買った場合につきましては7,000ポイントというふうなことで、32型は1万2,000ポイントというようなことで、先ほど申し上げた四十数万ポイント嬉野市で今回つくというふうなことですけれども、このエコポイントにおきましては、市民に還元できるものについて、やっぱり考えておくべきではないかと思っておりますけれども、その点、示していただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、これ、エコポイントということで、いろいろな商品に交換できるわけですが、なるべく市民の皆さんに還元できる方法——これ、まだ協議も何もしておりませんが、例えば、市民運動会の商品とかにも使えるんじゃないかというふうにも考えます。

ただ、これ、部内で協議したわけではなく、こういうことに利用できますよということで御答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

先ほどの御答弁で、市内の業者を多く入れたいと思うという御答弁だったわけですが、多くというと、じゃあ市外の業者も入札に入るということが1つと、242台のうちの39台を買い換えるということですが、あとの残りも随時行っていくということでしょうか。その2点ですけど。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

市内業者のほかに市外業者も入れるかということでございます。これ、入札の準備に入っていくわけですが、その際、中には辞退される場所もございます。必ずしも5社指名したから5社が全員入札に参加いただけない場合も想定をされます。そういう場合におきましては、公正公平の面から、果たして、それなら2社になったから市内業者さん2社で頑張ってくださいませうかということもどうかと考えるケースも発生いたします。それで、入札の事務を進める中で、基本的には市内業者さんということですが、例えば、さっき申し上げましたようなことが発生したら、市外の業者さんも参入いただく場合もあるかもしれないということです。基本的には市内業者、しかし、1社、2社になった場合、入札執行に支障が来す場合はあるかもわかりませんが、大体市内業者さん皆さん御参加をいただけるものと考えております。

次が、今後台数をふやしていくかということでございます。今39台を購入するということですが、今活用するのは、学校に各2台、それから、公民館、本庁、支所に置いてあるテレビの買い換えというふうになりますが、ほとんどが学校で活用いただいているモニターというふうになります。このモニターとしての買い換え時期がいつ来るのかというのがございまして、これ、今すぐ交換する必要があるかということ、もうちょっと我慢していただけるんじゃないか、まだ使用できるんじゃないかというふうに考えております。ただ、当然テレビですから、いずれ買い換え時期というのは参ります。その際に、また順次交換していく必要は出てくるとは思われます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

買い替えについてはまだ未定ということですが、入札において、できるだけ市内の業者とすることを考えておられるということは当然のこと、ありがたいことですが、39台という、台数的には結構量も多いし、市内のいわゆる家電屋さん塩田、嬉野いろいろとかなり件数ありますので、入札によって1件の家電屋さんということも考えられますが、先ほど大手量販メーカーと市内の業者との価格を比較すると、当然市外の量販店の電気製品が安いということはだれでもわかることでもありますけれども、この39台の台数を入札をとることによって1社に決めることよりも、ちょっと若干割高にはなるけど、見積もりを取って、複数の家電業者さんに配分と言っちゃおかしいですけど、発注するという方法は考えられないのかお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、分割入札方式、こういうことが考えられます。ただ、ここで一つ問題になるのが、同じ25型なら25型のテレビ、同じメーカーの場合、分割した場合、片一方は50千円で最低価格入札として提示があった。片方は48千円で落札したというのが発生してまいります。どうしてもその辺をどうするかというのが非常に悩ましいところでございます。それもやむを得ないのかな、分割方式をとった場合、どうしてもそういうことが発生してまいりますので、その辺はある程度想定範囲内ということで分割方式の導入というのも考えておく必要があるのかなというふうには考えます。

以上です。（「最後」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

入札に関しては、過去の一般質問でも随分私、申し上げましたけれども、極力というか、備品購入等に関しては必ず市内の業者に限ってお願いしたいということと、台数がこのように多いときは、いろいろ問題があるにしても、分割の発注が可能であるならば、そのような形をとっていただきたいということを要望しておきます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

先ほど聞き忘れた分で、戻って申しわけないですけど、エコポイントの件について、予算

計上ではどういうふうな形にされるのかというのと、こういった、ほかの部分でこういうポイントみたいなのが、例えばマイレージとか、ああいう部分に関しても、現実にはどういうふうな対応をされているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

エコポイントの計上の仕方ということでございます。市の会計、有価証券というのがございます。ただ、この有価証券というのは額面が円でございます。1,000千円とか2,000千円です。エコポイントの場合、点なんです、1万点とか2万点とか。これ、交換できる商品に例えますと、例えば、1万点で10千円相当分の商品が来る場合、あるいは12千円の商品が来る場合、逆に9千円の商品が来る場合がございます。そういうことで、点ということで、会計上は計上することが困難かと思われま。

そういうことで、受け入れの管理台帳をつくるようになります。例えば、4万点とか、ポイントの管理台帳をつくりまして、そこから今度は何に——例えば、4万点のうち2万点を何か備品にかえたということであれば、その中で整理がされていくようになります。

以上です。（「後段の分」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

マイレージ。財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

マイレージの件でございますが、これ、実績がございませんで、ちょっと今後勉強しておく必要もあろうかと思いますが、今のところは実績がないということで御答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

ページが飛んで済みません、20ページですけれども、今回、保育所建設事業基本設計業務ということで6,000千円上がっておるわけですけれども、これは今指定管理者で運営されておるところの嬉野保育所のことだと思いますけれども、これは現在地での建てかえか、また、でなければ、どこの場所での——基本設計をつくるに当たって、場所をお教え願いたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

お答えいたします。

現在地は手狭で、いろいろ送迎等のときに交通渋滞不便を来すとか、建物が老朽化をしているというふうなことでございまして、移設場所を嬉野小学校の北側の市有地に予定をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

移設場所が嬉野小学校横、裏側ですね。（「北側です」と呼ぶ者あり）となると、この20年の12月議会のおきも、指定管理者の議案質疑の中で、やはり運営協議会の中、父兄さんたちが現在地に近いところというお願いが出ておったと思うわけですね。また、今、園児が均衡がとれているということで、現在地もしくは近くでの建てかえということ、なかなかそのとき出ておったと思うわけですが、何で小学校付近になったのか、現在の保育所の近くにほかに適当な場所がなかったのか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

お答えいたします。

その当時に、直接私もかかわっておりませんでした、市の行政改革プランとか行財政改革等を含めまして、市立保育園の民営化は喫緊の問題で、大きなテーマであるというふうな提案がなされまして、保育所の運営適正化検討委員会というのが平成19年10月31日に設置をされまして、検討会がなされております。その中で5回ほど開催がされております。その答申を20年3月25日にいただいておりますが、確かに御指摘のようなことも、保護者の立場では近くがいいと。

それで、1つは公立保育園の運営のあり方についてということで答申がなされております。それは、公営から民営へというふうなことで、民設民営、要するに個人が建てて民間が行うというようなことに民営化の一つの方法であるということと、公立保育所民営化の方策について、要するに、民営化のやり方というふうなことで意見が示されておりました、指定管理者の導入制度も一つの方法であって、直接民営化ができればそれにこしたことはないというふうなこと。

しかし、指定管理者を経ることによって保護者の不安を解消するとか、保育所が運営をされてきた状況をスムーズに引き継ぐような方策で進めてくださいというふうなこと、そして、その当時されたのが、民営化といっても、非常に大きな作業——人の問題、場所の問題、建

物の問題、いろいろあったようでございますが、それをどうするのかという議論がなされておるようでございます。

そういうときに、本当に引き受け手があるんだらうかというふうな一つの懸念も示されておりますが、その後立ってのことでございますが、指定管理者の募集というところで、保育園の園長会のほうに提案が出されて、指定管理を受けていただきたいというふうなことでなっております。そういった適正化委員会の意見等を受けて、そういった指定管理者へ移行ということでございますが、確かに現在地がいいという意見ある反面、場所が狭くて送迎のときに非常に大変であるということとか、地域住民の方によっては少し騒音がうるさいというふうなこともあっているようでございます。

それで、そういった答申を受けまして、場所等の選定もなされておるようでございますが、結果として、嬉野小学校北のほうが一番適当な場所ではなかろうかということに至っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

大島議員。

○7番（大島恒典君）

指定管理者に移行したときのいきさつは聞いておるわけですがけれども、保育園の園長会議にかけて話したと言われますけど、その当時は、ちょうどけやき会というのも嬉野市内4園で立ち上げられておる作業の中で、なかなか手を挙げるができなかったということを知っておるわけですね。そして、今回の24年度民営化を目指しての保育園の建設場所の計画だと思うわけですがけれども、ただ、今嬉野全体で、全国的にいいまして少子化の傾向にあります。そういった中で、今回、嬉野小学校跡地、私から言わせてもらえば、本当あそこは条件的にも一番いい土地ですね。私が親だったらあそこにやりたい。そういった面で、偏った、園児の平均化がとれないんじゃないかという、そしてまた、そうした場合に、今活動しておる法人としてのけやき会として4園でやっておられるわけですが、そういったところとあつれきが生じないかということ懸念しておるわけですがけれども、その点だけ。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

お答えいたします。

あつれきが生じないかというふうな御指摘でもございますが、現在、想定をしております敷地は1万2,404平米ございまして、ここに6,000千円の金額をお願いしておりますのは、その敷地を切り盛りをいたしまして造成をした場合に、どれぐらいのテラスができるかというふうないうふうなこと、それから、流出排水ですね、そういったことがどういう水路形態で

そこを宅地造成したときにできるのかとか、官民界の区切りをはっきりするためにくいを打つとか、そういう手間作業、要するに準備作業の経費でございます。

そういったことで、私たちが想定しておりますのは、その1万2,000平米を仕上げたときに、面として約七、八千平米ぐらいの活用ができるんじゃないかと。その一部を保育園に約2,000平米ぐらいの要望があっているようでございますが、それを活用して保育園を指定管理者に引き継いで、民営で設立をして民営で運営をしていきたいというふうなことです。そういった適正化委員会の中でも、そういう民営という条件が示されておまして、当然国庫補助あたりの補助制度もございますが、それを活用してやっていきたいというふうな状況でございます。

そういったことで、場所としては、昨今言われております、小学校と隣接することで幼少連係とかいった保育効果は非常に上がるというふうな、そういった懸念される反面、非常に子供たちにとっていい効果が期待されるということも私たちも思っておりまして、そこが、とり方によってはそれぞれの判断という部分もあると思いますが、私たちはそういう大きな効果に期待したいというふうに思っております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

私も今、話をずっと聞いていたんですけれども、先ほどの場所の選定で、小学校の北側ということなんですけれども、先ほどけやき会という4園の保育所さんには、今の場所の選定について、こういう場所で考えていますという説明はされたのかどうかお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

一応私たちとしては、けやき会の組織にこの想定を話としてはしておりません。ただ、指定管理者に移行する段階で、園の皆様方に、ぜひ手を挙げて将来民営化へ向けての参加をお願いしたいということで、5回程度の指定管理者の選考委員会の中で決定をされておるような状況の中で、その当時は、ルンビニ福祉会1人しか参加希望がなかったということで現在に至っているという状況だと思います。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

説明しなかったということですけど、そこに何か意図があるのか、それとも、そういう機会がなかったのか、そういう時間的な余裕がなかったのか。そこら辺、説明される中で、や

っぱりどうしても今から協力していかなければ、この4園に関しても、本当に子供たちの将来のことを考えたら協力していただかなければいけない保育園さんであると思うので、そこら辺に関しては、きちっとこういう形でやりますという説明は必要なんじゃないのかなと思いますけど、もう一度お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

特に意図的に説明をしなかったということではなくて、私が聞きましたのは、移設場所の経緯の中で、現在地が手狭であると。それで、交通渋滞等に非常に町なかで不便であると。そして、子供たちが外に出て遊んだり、いろんな散歩といいますか、そういうところで非常に場所としては不適切であろうと。

そして、もう1つの候補地として、佐賀県が所有いたします、いずみ荘跡地の設定も随分県との折衝を含めまして検討されたようでございますが、価格の面で非常に折り合わなくて断念をしたというようなこと等々を含めまして、先ほど申し上げました教育効果等、いろんな総合的に勘案して、その場所というふうに決定に至ったというふうに考えております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

今、話を聞いておまして、約2,000平米ですね。私、今のこの場所の形状は知らないんですが、切り盛りとかいろいろ工事をやってということをお断りなされました。設計業務に6,000千円ですが、この後、その造成工事費あたりを市でされるのか、あるいは民営で引き受けられたところが工事費を出されるのか、あるいはそれを売却されるのか、あるいは借地で行くのかお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました、最終的に、そこ8,000平米のテラスが仕上がったとしたときに、その造成工事につきましては当然市のほうでいたしまして、貸し付けをするという形になると思います。そして、あとの残地、6,000平米ぐらい残りますが、現在、嬉野小学校がいろんな授業、イベント等をする際に、駐車場として手狭で不便を来しておるというふうなことで、平常時には、その6,000平米はそういった小学校の方々の保護者の方を含めて活用する面として提供していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

貸し付けということになると今答弁をされました。貸し付けとなれば、いわゆる借り手からしたら借地料が発生するわけですが、大体その根拠というのはどういった方法になっておるのか示していただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

学校敷地等の貸し付けにつきましては、塩田地区でいいますと、久間子守保育園、あそこが久間小学校敷地一部を貸し付けをいたしております。それと同じような形になると思いますが、土地の路線価格評価額というのが税務課のほうで把握をしております。これの固定資産税の4%、その3分の1程度を想定して貸し付けを行いたいというふうに思っております。（「はい、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

関連質問、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今までいろいろ出てきたわけですが、ちょっと整理をして質問をしたいというふうに思いますが、まず、嬉野保育所が湯野田にあって、老朽化もしていて、いわゆる市がそういうことで民営化にしていこうということで、嬉野市保育所運営適正化検討委員会ということで話し合いをして、将来的には民営化という方向で行こうと。しかし、そのときには、指定管理者で3年間程度していただいて、その後、土地等のいわゆるそこら辺は市が何とか援助はするけれども、建屋自体を指定管理者で建てていただいて、そして民営化でやっていただくというようなことが決まっていたわけですね。

今回、じゃあどこに建てるかというときになって、その場所じゃ手狭で、あるいは近くのいずみ荘跡等々を検討したけれども、価格が高い。で、小学校の後ろの空き地があいているから、そちらへ建てようということだというふうに思います。

当時、大森部長が担当だったというふうに私記憶をしておりますが、先ほど、指定管理者を公募する際に園長先生に説明をしたというふうな話がありましたが、実際園長会の席で指定管理者に応募されませんかということをおっしゃっていますね。そういう話だったですよ。園長会に話をしたけれども、なかったということなんですよね。で、ルンビニさんだけが手を挙げられたということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのときの説明のときに、この答申にあるように、今度建てかえるとすれば、当時の父兄

さん、地区の方、地域に伝わる伝統芸の面浮流やもちつき等においては、地域住民の協力を得ながら保育事業に生かしているのです、地域との交流は引き続き継続していくことを希望する。で、完全民営化後は建物の改築も思慮される。しかし、現在地は敷地も狭く、また、児童の送迎時は駐車場もなく不便を来しているが、保護者は現在地を便利ととらえている。そうした事情も考慮し、市は移転改築についても助言並びに支援を継続することというふうな答申があるわけですね。

今度民営化のときには、その指定管理者さんで建屋のほうは建ててくださいよと。しかし、その近辺ということを言われたと思いますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

私自身、もう1年以上経過しておりますので記憶のほうは鮮明ではございませんが、位置としましては、嬉野町内見渡したとき、今の嬉野保育所の位置がバランスがとれているということでは、委員会の意見もそういう意見ではなかったかなと思います。保護者の方についても、この現在地のほうを非常に望んでおられたというふうに記憶はいたしております。

（「私が言っているのは、園長会に説明をする際ということですよ。指定管理者の」と呼ぶ者あり）私自身が指定管理者の件で説明したかどうかは、ちょっと記憶にはございません。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

そのときに、あその場所に建てるのであれば、けやきの会さんとしても手をつけることができなかったというのが事実なんです。岩屋保育園、井手川内保育園、下宿保育園、吉田保育園、この4園でけやきの会さんというのをたしか21年のときに立ち上げられております。ですね。で、市全体の保育のバランスを考えたときに、嬉野保育所が湯野田にあるからよかったんですよ。3年後は、指定管理者から完全民営化するときには嬉野小学校の北側の今計画があるところに市が土地を用意しますという話をもしそのときに出していたら、無理してでも手を挙げられたんです。

考えてみてくださいよ。あそこに嬉野保育所を持って行って、で、今指定管理者でルンビニさんがやられている。そうなれば、下宿、井手川内あたりの保育園どうなりますか。定員割れで、ことしの――下宿は今満杯ですよ。定員までたしか達しています。どんどんどんどんほかの園は定員を減らしている状況なんです。だから、そこを私は言いたいんですよ。

じゃあもう1つお聞きしたいのは、指定管理者の期限というのは、協定書の期限でいきますと24年3月31日までとするというふうになっているわけですね。では、24年4月1日からは、いわゆる完全民営化というふうな計画で今やっておられると思うんですが、その建て

る場所の条件が違っておるわけですよ。そうなれば、確かに今指定管理者さんがやっているそれを完全民営化、その方がじゃあ建てますよというふうに、その協定書の中では努力をしますということになっているわけですが、そこで、じゃあもう完全にそれは今の指定管理者さんがそこに建てるという前提のもとでの話、それとも、再度そこら辺、公募あたりがあるのかどうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

お答えいたします。

先ほど場所の問題等を含めまして、指定管理者が引き継ぐのかという御質問だろうと思いますが、それは、指定管理等を指定するときに、募集要綱の中で、引き続き民営化についての3年間で努力をして想定をしてくださいという条件提示が募集要綱の中で示されております。そういったことで、当然私たちは、特に、不都合が現在の指定管理者に発生しているのかどうかという検証はいたしますが、特に問題がなかった場合は、引き続き市民としてお願いするという形になると思います。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

最後の質問なんであれなんですけど、とにかく私が言いたいのは、一番初め指定管理者、要するに民営化を目指した指定管理者を3年間そこでやるという公募の段階で、大体、湯野田地区の、さっき話がありましたように、嬉野のバランスを考えた場合には、あの地区に保育園を置いておいたほうがいいと。ですね。これは地域の皆さん等々の意見もあって、非常にあそこは手狭で大変だけれども、バランス的には、位置的にはあそこがいいと。だから、大森部長もそこら辺を言っておられるんですよ。

そうなったときに、それを考えた、いわゆるけやきの会の方は、じゃああそこに3年後保育園を建てるとするならば、けやきの会の今下宿、井手川内、岩屋、吉田、このバランスからいけば、それは私たちが手を挙げて無理だという判断をされているんですよ。あそこに建てなければならないとなれば、バランス的に無理だと。ですね。で、今の嬉野小学校の北側に建てるという計画がその当時あったならば、けやきの会さんも考えられたということですよ。

それで、もしあそこに建てられた場合は、今のいわゆる保育事業、物すごくバランス崩れますよ。これ、いわゆる官が建ててやったことを民間に今委託しているわけですけど、それは非常に圧迫するということにならないですか。だから、そこら辺が問題だということですよ。市長、だから、建てた後、ここら辺問題だというふうに市長は考えられませんか。あそこに

将来的に嬉野保育所を建てる、そして市が土地を提供する、そして、そこに建屋を今の指定管理者の方がそのまま建てられると。それはある意味永久的に続くわけですよ。その方が建てられるわけですから。市が建てて貸し出すわけじゃないわけですよ。土地は貸すけれども、建屋としては建てられると。じゃあそこで保育事業はそのままずっと続いていくと。それが結局ほかの園に対するバランス等々、問題が発生するというふうにはお考えになりませんか。

それで、なぜそれを今けやきの会さんあたりと事前に将来的な嬉野の保育事業のビジョンあたりを立てられなかったのかなというのを最後質問いたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回の問題につきましては、以前から経緯としてあっているわけでございまして、いわゆる指定管理をお願いする場合に公募をさせていただきました。そういう中で、建設の場所ということについては決まっておらなかったわけでございまして、そういう点で、この民営化に向けて努力をしてきたということでございます。そういう中で、私どもといたしましては、やはり適地というものを、ないかということで探してきたわけでございまして、現在の保育所周辺につきましては、以前から非常に危険性があるということで、駐車場自体もないと。そしてまた、近隣の方にも大変送迎で御迷惑もかけておるというふうなことでございましたので、適地を探しておったということでございます。そういう中で、今回、私どもといたしましては、嬉野小学校の前に一応市有地がありますので、そこを使いながらお願いをしようということでございます。

そういうことで、現在ございます保育の御協力をいただく皆さん方との、要するにいろいろな支障が出てくるということにつきましては当然考えておらないわけでございまして、そこらにつきましては、定数の課題とか、それぞれの全体の問題とか、そこらについては御協力をお願いして今までもやってきたわけでございますので、そういう点はしっかり守っていききたいというふうに思っておりますのでございます。

そういう点で、当初公募でお願いしましたときには、場所をどこにということではお願いをしておりません。しかし、その後、場所については選定をしてきたということでございますので、今の私どもの考えております場所につきましては、やはり現在の通園といえますか、そういう方々等のことを考えてみても、そう距離的にも離れておりませんし、その点では御了解をいただけるのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

済みません、所管ですけれども、1回だけ質問させてください。

小学校の隣接する土地に保育園ができるということは、保育園としては、非常に環境としてはすばらしい立地条件という条件が整っているところです。学童保育とか、特にお兄ちゃん、お姉ちゃんが小学校に通学している家庭なんかは、当然、今寺とか下野とか井手川内も含めていうところの御家庭は、井手川内保育園とか下宿保育園とかに希望するのではなくて、当然送り迎えと一緒にできる、今計画されている保育園を希望するだろうと思うわけです。

現在のところ、定員割れのところはまだ見られていないということでしょうが、この小学校の隣接するところに保育園が建ったならば、少子化が進んでおりますので、おのずと競争率が高くなって、新しい施設の保育園はまず競争も大変で、入るのも大変だという状況が発生する反面、と同時に、下宿保育園とか井手川内保育園とかが逆に希望者が少なくなって定員割れが考えられますので、そうなったときにどのような対策を講じられるのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

お答えいたします。

現在810の定数で市内10園で運営をされております。そういったことで、それぞれの園で定数がございますので、そこを仮に満杯状態で応募あったというふうな場合は、定数を超えては措置できないわけがございますので、当然、そして、保育園長会等もがございますので、そこら辺でお話をさせていただいて、スムーズな運営を図っていただくものと考えております。以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの答弁でいいですか。よかったら次行きます。

ほか質問ございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

先ほど申しました17ページに戻りまして、公会堂費ですね。公会堂費が補正予算で36,000千円で、この間、大体概略をここで説明しましたけど、義務化されるのもありますけど、298席を198席に小さくなすと。その補正予算の中身について、ちょっと私も聞きましたから、市長にお伺いしますけど、県から18,000千円、それから、地方債の17,100千円、一般財源900千円ですね。これについて、たまたま古川知事が来て、ここが狭いんですよということで、ある意味では、言葉で言えば鶴の一声で補助があったというふうに聞いております。

それから、それに関連したことがもう1つあります。それについては、たまたまある塩田

地区の方が今九州・山口県の関係の大きな代表ですけど、その代表の方が、従前に公会堂を借用するよう予約をしておったと。そしてまた、同時にある嬉野のA旅館にも予約を入れたと。ところが、そういうことで、できませんよということで断られたと。それで非常に困って、その主催者は私にも申されましたけど、それについて、1点は市長の方針、2点目は、いわゆる対応された市の受け付けか、それとも観光課か知りませんが、一応2点についてお願いします。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○支所総務課長（永江邦弘君）

お答えをしたいと思います。

今の御指摘をいただきましたように、今回の整備につきましては、県のほうから支援をするというふうな形での整備ということにいたしております。

というのは、議員御指摘のように、3月26日にUD大会のプレイベントがございまして、そのプレイベント後に古川知事が本町のいわゆる公会堂をちょっと見られたというところで、やはり今後12月に開催予定の本全国大会に向けては、ちょっと施設を整備したがいいじゃないかというふうなアドバイスを県のほうにも指示をされたし、市のほうにもそういうふうな話があったということでございます。それで、4月になりましてから、16日だったと思えますけれども、県の関係者の方が大勢来られまして、私どもも立ち会いをいたしまして、一緒に確認をしました。

それで、今回整備を行います関係は、1階ロビーの床の張りかえとか、アリーナの入り口のスロープがございましてけれども、そのスロープの部分を少し緩和をせろということとか、あるいは、2階席のいすをかえろとか、あと、電動昇降機を入れなさいとかというふうなところで一応指示を受け、その分について一応補助を見ましようというふうな経過になったところでございます。

次に、御指摘の、そういうふうな整備をすることに伴いまして、整備をやるということになれば、当然その施設をしばらく休んで工事にかかるわけですけども、専門家の方の話によりますと、3カ月半ぐらいはかかるというふうな話をお伺いしておりました。それで、補正でお願いをいたしておりますし、また、県の意向もあり、急な整備ということで、私どもも当初からこのことを考えてはいなかったわけですけども、急な整備事業を実施するというところになったところでございます。

そういうふうなことになったにしても、議会で議決をいただかないわけには決定もできないということでございますので、公会堂の利用申し込みをされた方については、あらかじめ事前に連絡をというふうな形でお知らせを今したところでございます。最終的には、議決後に正式に御相談を申し上げたいというふうに考えております。利用者の方にも、その決定ま

で待つて急にお知らせをするよりも、事前の計画がこういうふうにありますよというふうなことでお知らせをしておいたほうが親切ではないかなということで、一応事前に連絡を今したところでございます。

いずれにしても、一方的にお断りをするというふうな形では対応をいたしておりません。こういうふうな計画がございますので、一応御承知おきくださいというふうな形で、御利用を申し込まれた方には対応をしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今大体説明を聞きましたけど、そのことについて、この団体は山口県と九州いっぱいから、人数こそ会員は四、五十名ですね。そのときにまた家族も来られればもっと多いですけど、1つは、こういうふうな不景気で旅館は低迷しよるという中に、せっかく予約されたのに断られたと言って旅館の方もある意味では憤慨しておられます。

それから、2番目には、この主催した人も、もうそういうことで前もって、その団体は1年ぐらい前からずっと決めよるわけです。そうせんと、来月急いでせんばというわけにいかんと。ですから、前もって印刷物もしておったとかいう話も聞きました。だから、このことについて、A旅館とその主催者の対応者に丁寧な謝罪の言葉を入れていただきたいと思えますけど、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○支所総務課長（永江邦弘君）

お答えをしたいと思います。

今そういうふうなお話の申し出があったところは、多分吟詠の15周年記念大会が嬉野で開催をされるということで、10月に2日間開催をされるというふうな話を聞いております。それで、直接まだ私が連絡をとったわけではございませんが、係のほうで一応連絡はとっておりますけれども、宿泊が40名程度あったということで、嬉野のある旅館さんにお泊まりになるということも承知をいたしております。最終的には、この議会で議決をされた後には、そこにもぜひこういうふうなことで御了承をいただくように、おわびを含めながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

やっぱり人間は感情動物ですから、ちょっとしたことで、A旅館の方も、それから、主催者もばってんが、やっぱり九州・山口県の方が、そういつもいつもないようでありますから、嬉野はぎゃんことしんさつよと言われんような、そういうような対応を主催者の方にも伝えていくようにしてください。よろしくお願いします。

○議長（太田重喜君）

関連ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、知事の鶴の一声でこういう事業をされるということでもありますけれども、12月UD大会があるからしょうがないということで理解はするんですけれども、一般財源そのものは900千円にしても、特例債を使って行うわけですよ。18,000千円の予算措置を講じて今回工事をするわけですよ、嬉野市の持ち出し分としてね。今までこの公会堂に幾ら工事費をかけたかおわかりですか。

そして、公会堂が昭和34年にたしかできたはずなんですよ。約51年経過して、これ耐用年数があとどれくらいあるのか。そこら辺だけ、まずおわかりであればお教えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

嬉野総合支所長。

○嬉野総合支所長（坂本健二君）

お答えをいたします。

質問の施設につきましては、昭和32年3月に竣工いたしておまして、50年以上しておりますけれども、通常、鉄筋の建物については耐用年数は50年と承知しております。

以上です。（「もう1つ、今まで幾らつぎ込んだか、工事費幾らかけたか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

支所長。

○嬉野総合支所長（坂本健二君）

私の記憶の所管の範囲内では、トイレの整備工事、それから、各種で約30,000千円近くは投入をしておると考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ですよ、30,000千円。私も30,000千円、もう1つ前にあったかと思いますが、約50,000千円近くは改修につき込んでいると思うんですよ。50,000千円プラスの今回また18,000千円、

これ莫大な、そして、先ほどおっしゃるように、この建物そのものが、もう50年超して耐用年数、ある意味じゃ公共用の施設の建物としては期限を超えているわけですね。だから、私は本当12月のUD大会というのは理解しながらも、これだけの18,000千円もつぎ込む必要があったのかということに対して、最終的に36,000千円ですけど、嬉野市の持ち出し分が18,000千円ですので、そのことを非常に私は理解しがたい部分がありますけれども、市長、いかがお考えですか。知事の意向だと逆らえないんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回のUD大会、以前の整備等については進めてきたところでございまして、今議員御発言のように、いわゆる耐用年数的にも、すごくたっております。今回行いますスロープのお話は別にいたしましても、いすについては、これは当初計画の段階から相当、何とか改修ができないかということで検討はしてきたわけでございますけれども、私どもの財源的に非常に厳しいということで、なかなか単費ではできないということでお断りをして、やむを得ないという段階で計画を進めてきたわけでございますけれども、これはどうしてもいす自体も非常に古いというようなことで、今回、県のほうの補助をつけてでもやろうというふうになったわけでございまして、知事の意向ということではありませんが、以前から計画としてありましたけれども、私どものほうがどうしても厳しかったという点もございまして、そういう点で、今回、県の補助もつけていただいて行うということでございます。

それで、御承知のように、いす自体が開設以来ほとんど変えてきておりませんでしたので、この際、少し座りやすい形になれば、また利用度も上がっていくんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それは変えれば利用度は上がるでしょう。それくらいのことは私も分かりますよ。だから、さっきから何遍も言うように、もう50年以上経過している建物なんですよ。あとどれくらいもつのか、それに対する投資対効果、そのことを考えたときに、今回の嬉野市の持ち出し分の18,000千円というのは余りにも大き過ぎるのではないかということで私はお尋ねしているんですよ。

冒頭に戻りますけれども、この合併特例債を今回使う、このことについて私一つあったので、合併特例債のことを申し上げたんですよ。一般会計の持ち出しが900千円ということだ

けとらえちゃだめなんですね。当然おわかりかと思えますけれども。

もうここまでなった以上はしようがないんですけども、とにかく、やっぱりもう少しお金の使い方、投資というものについて、今後についてぜひ検討してください。それだけ要望しておきます。

○議長（太田重喜君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

21ページの衛生費の予防費、委託料の子宮頸がんワクチンとヒブワクチン、これは、今回一般質問でもがん検診に関しては質問させていただいたんですけど、ほかの自治体に先駆けて子宮頸がんワクチンの予防接種費用、それから、ヒブワクチンの予防接種費用を自治体として上げていただいて、非常にありがたいんですけども、この2項目一緒に質問させていただきます。

この内容、接種の対象者の年齢と、それから、こういった形で接種をされるのか。医療機関等も含めてお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

お答えいたします。

まず、対象者の件でございます。子宮頸がんワクチンにつきましては、中学2年生、14歳の方を対象としております。ヒブワクチンにつきましては、対象者を生後2カ月から1歳未満という形で計画しております。

接種の方法でございますけれども、委託医療機関にお願いするという形をとっております。市内の医療機関のほうに委託。それから、例えば市外で接種を受けられる方につきましては、償還払いという制度で、最初個人さんが全額負担されまして、後で補助金という形で補助するという形で計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

今、子宮頸がんワクチンについては、中学2年生の14歳だけですよ。この部分は、幅を何で持たせていないのかというのが非常に疑問なんですけれども、子宮頸がんワクチンに関しては、12歳ぐらいからが接種年齢としては一番ベストだということだと思うんですけど、それから以降は何歳まででもいいわけですよ。これを14歳という中学2年生だけに限定せずに、一定の幅を持たせた分で任意接種という形でなぜ検討されなかったのかという部分と、

今後に関してのことなんですけれども、他の自治体、まだまだ進んではないんですけど、集団接種というような方向性の部分もあるんですけども、その点について、今後、そういうお考え——今後の分は市長にお聞きしたいんですけども、前段の部分の中学2年生の1年の期間だけ、じゃあここで逃れば3年生はやらないわけですよ。その部分をお聞きしたいんですけど。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

今回、対象を中学2年生としておる部分でございますけれども、やはり中学2年生につきましては、特に抗体ができやすいという状況を資料をいただいております。また、やはり性的な部分もございますので、そういう部分も含めまして、今回14歳にしておりますけれども、やはり中学3年生とかなりますと、進路とか就職の部分もあるかと思っておりますので、今回は中学2年生を対象として行っているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回初めて取り入れるわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っております。もちろん心理的な負担等もできるだけ取り除いた形で受け入れていただければなというふうに思っておるところでございます。

ただ、私どもといたしましては、取り組みは一応進めてまいりますけれども、継続したいと思っておりますけど、ぜひ国のほうでもこういうのは受けとめていただいて、やはり国全体の事業として、もう少し取り組みが拡大していけばというふうに期待をしておりますので、そこら辺につきましては、私ども継続しながら、また、機会があれば要望等もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

先ほどの中学2年生の14歳1年限りの部分に関しては、幅を持たせた接種で行っていただきたい。ほかの自治体の分も見ますと、小学6年生から中学3年生までという県もあるんですよ。そういう部分で、本当にその1年、中学2年のときを逃せば、もうあとやらないわけですから、この効果は絶大なものですので、実際はそこら辺も考えて、幅を持たせて、み

んなが本当にこのワクチンの接種ができるような環境づくりを進めていただきたいと、そういうふうをお願いしておきます。（「関連です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

子宮頸がんの予防接種ですけれども、これはちょうど死者が、2008年度は1万5,000人ぐらい年間発症されて3,500人ぐらい亡くなっているということで、死亡率は23%に達しているというようなことで情報は得ておりますけれども、嬉野市におきましては、今回2,808千円というような計上ですが、14歳の中学2年生ですけれども、この2,808千円の根拠はどのように使い勝手はされるのか、その点示していただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

中学2年生、14歳の方156名のうちで、うちのほうの積算でございますけれども、156名のうち委託のほうで8割、それから、償還払いのほうです、負担金、補助及び交付金のほうで2割の分を振り分けているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

子宮頸がんの予防接種におきましては、3回接種をせにやいけないというようなことでお聞きしておりますが、1回目は15千円ぐらいかかるということで、2回、3回に分けて今後、補助をしていくのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

1回の補助につきまして7,500円を計画しておりますので、年に3回の接種が必要になりますので、3回分の補助を随時行っていくという形になります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

全体で嬉野、塩田、吉田中学校ありますけれども、中学2年生は女子が156名ですかね。その点とあわせて中学3年生、今後、この子宮頸がんの予防接種について、当然進めていく

べきと思いますけれども、今後來年、あるいは再来年、ずっとこのまま継続していくべきと思いますが、その点、あわせて求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

中学2年生の女子の生徒さんにつきましては、4月1日現在163名いらっしゃいますけれども、そのうち全員という形じゃなくて、約95%程度を見込みまして、それを8対2で委託料と補助金等に分けているところでございます。（「そして、今後」と呼ぶ者あり）

今後の事業につきましても、やはり1回限りではなく、継続的に予算要求を行っていきたいと思っております。

以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

関連ですか。（「いえ、違います」「済みません、関連です」と呼ぶ者あり）副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今、子宮頸がんと一緒にヒブワクチンについての質問がありましたので、関連でお尋ねしたいと思います。

ヒブワクチンが先ほど2カ月から1歳未満というふうにお話がありましたが、その辺になった理由をお尋ねしたい。

それから、1回あたりどれくらいの補助があるのか。2点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

このヒブワクチンにつきましては、髄膜炎が発症するピークになるのが、やはり1歳未満というデータが出ております。やはり、これを3回打ちましてようやく効くという形になりますので、間隔が4週から8週の間隔で打っていきますので、やはり1歳未満に到達するために3回打っていきますので、少なくとも2カ月児から打っていくという形で、1歳までに3回打ってしまうという形を計画しております。

それから、1回の補助は、接種費用が約7,500円ぐらいかかりますので、その2分の1程度で3,000円の補助を計画しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、1回3,000円を3回補助をすると。それで、対象者が何人になるのか。それと、

これ1歳を過ぎれば、またその後、年に1回の接種が必要というふうな資料もありますが、その辺をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

まず、2カ月児から3カ月児未満の方につきましては、3回の接種、それから、翌年に1回の接種となっております。それから、7カ月児以上1歳未満児につきましては2回で、翌年1回の接種となっております。

対象者につきましては、115名を計画しておりまして、委託機関にお願いする分の8割と、補助金等でお支払いする部分の2割で振り分けて計上しているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今2カ月児から3カ月児は年に3回と。それで、翌年に1回と言われましたが、その翌年の1回分も補助対象となりますか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

やはり予防を行うためには、計4回、2カ月児以上7カ月児未満につきましては、4回の接種があつての効果だということでございますので、翌年の分についても補助をお願いするという形になっております。

以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

関連ですか。（「いいえ」と呼ぶ者あり）

それでは、審議の途中でございますが、ただいまから13時まで休憩いたしたいと思います。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続き、事項別明細書、歳出14ページから22ページの第4款、衛生費までの質疑を行っていきたいと思います。

質疑ございませんか。辻議員。

○1番（辻 浩一君）

ちょっと後戻りいたしまして大変申しわけないんですけども、保育園問題について1点だけ。

午前中の議論の中で、新規に建てるというふうなことを、既存の園との話し合いはまだされてないというふうなことだったんですけども、今後、そういったことを話し合いをされる予定はありますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇一君）

既存の園といいますと、ほかの園ということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）どういふふうに建てるかどうかというのは、もう新しく建てる方の主体性をもって、国庫補助金についてとなりますので、そこをどうしよう、ああしようという話にはならないと思いますが。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

いや、その建物そのものじゃなくて、午前中の議論からあっていましたように、場所的に非常にあそこが有利だというふうなことで、ほかの園に与える影響がかなりあるんじゃないかなというふうなことで、そういったことで嬉野町内の既存の4園ですね、そこら辺と話し合う用意があるかということです。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇一君）

お答えいたします。

午前中も若干お答えをお触れしたところでございますが、適正化委員会等の結果を受けて、あるいは指定管理者をお願いするに当たりまして、一つの募集要件として、指定管理後、民間のほうで引き継ぐということで応募いただいているのが現在のルンビニ会と申しますか、その方でございます。そういったことで、当初の要綱、募集したところに立ち戻りまして、要するにお願いをした経緯等々含めまして、行政の一貫性といえますか、そういうお願いした経緯等を含めれば、そこで再度協議は必要ではないのじゃないだろうかと私は考えます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「ちょっと関連」と呼ぶ者あり）辻議員。

○1番（辻 浩一君）

再度確認ですけども、もう話し合う必要はないということですね。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇一君）

言葉のとりようですが、必要じゃないというよりも、指定管理者等々に移行したときの経緯等が当然優先されるのではなかろうかということです。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

済みません、先ほど3回したんですけど、1回だけ。

立ち戻るとかなんとかじゃなくて、要するに午前中いろいろ出ていましたけれども、いわゆる今ある既存の嬉野市内の保育園等へ与える影響が、あそこに市が土地を用意して建てた場合に、市民の皆さん方にとっては、利便性が非常によくなると思うんですよ、あそこに保育園があれば、小学校のですね。ただ、他の既存の園に与える影響というのが必ず出てくるのではないかと。そうなってくれば、定員数等を含め、既存の園と今後の保育事業のあり方について、協議をする必要があるんじゃないかなというふうに考えるわけですね。ですから、あそこを実施するに当たっては、やはりそこら辺の協議が必要じゃないかなということで、多分辻さんは言われたと思うんですが、そういういわゆる定数問題を含め、今後の嬉野の保育園のあり方といいますか、運営を全体的な視野の中で、当然話し合うべきじゃないかと。そういう協議を実際やるに当たっては、行うのか行わないのかということですけども。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

午前中の私のお答えも、そこを踏まえて発言を申し上げたところでございまして、冒頭申し上げましたように、いわゆる私どもは長い保育の歴史があるわけでございまして、いわゆる法人にお願いした経緯、公立でお願いした経緯がございまして、公立を民営化した経緯もございまして、そういうときにもやはり御協力をいただきながらしてきたわけでございまして、それぞれの園も懸命に努力しておられますので、あそこにつくることによって、どこかの経営が厳しくなるということがあってはいけないというふうに思っておりますので、そういうことを踏まえて、今後お願いしますと。また、定数の問題もお話をしたわけでございまして、私どもの計画が御承認いただいて、ぴしっとまとまりましたら、こういう形で新しくこの保育園をあそこに民間の方がつくられますということで、今後とも一緒に運営ができるように私どもとしても努力しますというような御説明等はやっぱりちゃんとしなくちゃいかんと思いますので、そこらは御理解いただくように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。小田議員。

○6番（小田寛之君）

そしたら、ちょっと15ページまで戻ってもらって、財産管理費の中でマイクロバスが、社会教育課のほうから、今回維持管理費の分が総務管理費のほうに移っておりますけれども、この中でマイクロバスの運転ということで、人材派遣で1,270千円計上されております。この計上されているのが1,270千円というのの詳細が大体どのくらい、何日とか、運転手さんの何日分なのか、何人分とか、そういう詳細を教えてくださいたいのと、あと、社会教育費の中で、ちょっと関連しとるもんやから、その中のことも言いますけれども、その中の燃料費が今回78千円という数字に変わっております。その78千円というとは、月割で計算したら前回の約4分の1になると思うとですけれども、今回400千円、月割にして4分の1になると思うとですけれども、これは利用目的が変わったというか、恐らくこれだけ使うやろうと思っていたとが、これだけ使わんということになったとですかね、そこを質問したいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

人材派遣、これは社会教育のほうから財産管理費のほうに移管をいたしておるところですが、これにつきましては、3月議会で状況についてはもう議員御承知のとおりだと思います。そういう中で人材派遣、これは派遣職員、マイクロバスの運転士として1名分になります。勤務時間は20日間ということになります。8時間の20日間ですね。通常勤務になります。

それから、燃料につきましては、これはマイクロバスのガソリン代のみをこちらのほうに移管させていただいておるところです。人材派遣は以上になります。まだあったですか。

（「その減ったマイクロバスのみのはわかるですけれども、その内容は、金額が減ったという分の」と呼ぶ者あり）

400千円が78千円ということですが、ちょっと資料をすぐ取り寄せますので、しばらく時間いただけますか。よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ちょっと後で資料が来てからということで、ほかにごなたかありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

15ページ、企画費の、もうまとめて言いますが、報償費、そして委託料、社会文化体育館基本設計業務ということで上がっておりますが、まず、その謝金ということについて、どういう内容なのかという点ですね。

2点目が委託料の金額、これは合併特例債が入っていないような感じを受けるわけなんですけれども、これは単独事業でされたのかどうか、あるいは合併特例債が入っているのかどうかですね。もし単独であったならば、委託料のこの基本設計についても、私としては、合併特例債を使えたんじゃないかなという気がするものですから、その点についてお伺いをしたいと思いますし、もう1点が、この基本設計業務というのが、あくまでも多分答申に沿った基本設計だろうというふうなことで理解をしているわけなんですけれども、私としては、今までの一般質問した経緯の中で、ランニングコスト等を考えたときに、本当にそれでいいのかということをやうと市長にご質問してきたわけですね。と、なれば、やはりここで予算的に大きくなったにしても、この答申にある重層構造の体育館、そして、体育館と文化施設を切り離れた施設というふうな形で、やはりそこで建設費、そしてランニングコスト、このあたりが比較できるような基本設計をまず打ち出して、市民の皆さん、そして私ども議会にこういう状況であるよと、この中で実施設計に向けて、どういうふうに進むかという方向性をここできちんと出さなければ、後々多分禍根が残るんじゃないかなという気がするわけなんですけれども、このあたりについて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ただいまの御質問にお答えします。

報償費についてどういう内容かということですが、基本設計を委託発注するに当たりまして、その業者さんについて決めていくわけですが、こういった先ほどからもありますように、さまざまな内容を網羅した設計要綱といいますか、特記仕様書をつくるわけですが、そのことでかなりなボリュームになるだろうということを想定しておりまして、そのプロポーザル方式を考えておりますが、それに提案するに至る業者さんへの参加の報償費と考えております。

それから、この費用につきまして、特例債かというふうなことでしたが、この基本設計につきましては、特例債対象ということではないということと一般単独ということとを考えております。

それから、先ほどおっしゃったとおり、答申に沿ったものをつくるに当たり、そのランニングコストや、今後の建設費等についてもということですが、もちろんそういうことを考えるために早速庁内検討委員会等を設置しながら、具体的にどういったやり方がいいかということも検討していきたいというふうに考えております。当然、方向性を出さなければいけないという考えがあるわけですが、そこら辺をどのような過程で出せるか、ちょっと今ここで申し上げることができないかもわかりませんが、そういうことは当然考えていくべきだと考えております。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

まず、報償費のほうなんですけれども、シーボルトの湯もプロポーザルでやられましたかね、たしか。そのときたしか、こういうふうな謝金は発生していなかった。あそこは総合点数やったですね、あれはね。プロポーザルはなかったですね。（発言する者あり）総合評価やったですね、（「そうですね」と呼ぶ者あり）あそこはですね。

プロポーザル方式ということで今回もやられるわけなんですけれども、過去に私は謝礼を払ったということ聞いたことがないんですよ。あそこの民間でも、いろんな設計関係で頼まれるときも、こういうふうな方式のときには、多分謝礼というものは発生していないと思うんですよ。今の御説明でいくと、今回、報償費ということで、そういう参加される、プロポーザル方式の参加業者さんすべてに謝礼として払うわけでしょう。何でそういう方式をとられたのかという再度の御説明をいただきたい。

また、委託料の基本設計については、合併特例債に該当しないということであれば、もう仕方がないわけなんですけれども、ただ、その後の、これは今回の答申に沿った、基本設計をつくることに関しては異論はないんですが、それだけであれば、もうそれ一本での、結局実施設計というふうな形にやはり進む可能性が強いわけですよ。ですから、私は予算をここに12,792千円上げてありますが、これのまず2倍近くになるかもわかりませんが、市民の皆さんに、やはり単独でつくった場合ですよ、そんなときには幾らだと、で、ランニングコストが幾らだったというふうに対比できるように、ちゃんと説明をしていかないと、今の検討委員会の中でも、おおむねの標準的なやつはどれぐらいですよというふうな形の中の説明だけでしか来てないじゃないですか。ランニングコストもこれぐらいですよというふうな、ただ、そのつくることを前提にした論議が進んできているわけですよ。それを外れた論議というのはできてきていないわけですよ、単独でつくるということに対しての議論は協議会の中でも。

だから、そこではっきりと出していかなければ、この議会の中でも、賛否両論あるわけですよ、重層でつくったほうが良いという意見と、あくまでもそれは単独で分離すべきだという意見と、ここの議会の中でもまとまっていないわけですね。ということは、市民の中でもそういうふうな御意見があるわけですので、その点は十分考えて、もう一回検討すべきじゃないかなという気がするんですけれども、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

報償費を支出したような事例があるかというような御質問に対しましては、ほかの他県でこういったような設計に対する、プロポーザルに対する報償費というのは、実際出しているケースがございます。それと、検討委員会等で出された報告書について、こういった形で確かにすべてを網羅した形での基本設計ができるかどうかということも含めまして提案していただくわけですので、そこら辺では、もしその中に入っておったことができないようであれば、できないと、はっきり——どういった意味でというのは、費用の面とか、総枠等は決まっておりますので、そういった面でできないとかいう設計上の答えも出てくるかとは考えますので、そういった時点で市民には説明していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、他県ではあるとおっしゃいましたよね、報償費では。嬉野市ではないわけでしょう。その今回の謝礼というものに対して、業者から謝礼をいただかなければ、極端に言うたら、プロポーザル方式には参加しませんよというふうな要請があったのかどうかですよ、業者のほうから。なければ、この報償費、払う必要ないでしょう。

嬉野市で、今までもプロポーザル方式、なかったかもわからないけれども、鹿島とか武雄さんでもやっておられたときに、今までずっとそういうプロポーザルのときには謝礼を出してきたという事例がないのかですね。あるのかないのか、今、他県と言われましたからね。何でそんな他県のことに対して嬉野市は、そこに右へ倣えでやらなくちゃいけないんですかという話になるわけですよ。これも結局、謝礼だけでも幾らですか、10,024千円ですよ。大きな金額じゃないですか。もう一回その御答弁をいただきたいのと、何で払う必要があるのかですね、再度お尋ねをしたいと思えますし、委託料に関して、今、課長御答弁いただきました。その予算の15億円という合併当時の金額がありますよね。その話をしているんじゃないんですよ、私は。

議事録を読ませていただいたときに、ある委員さんの議事録の中に、15億円の予算を計上したから15億円目いっぱい使えばいいじゃないかというふうな言葉が載っていたんですよ。そうじゃないでしょう。いかに安く、そして、いかに効率よくつくるかなんですよ。それが大事じゃないんですかね。

だから、言い方を変えれば、1億円ぐらいでその協議会で言われたような重構造ができれば一番問題ないんですよ、極端な言い方をすれば。だから、私が言いたいのは、やはりいろんな思いを詰め込んだ重構造の今の答申に対して、多分課長が言われたような、それが15億以内でおさまるか、おさまらないかということが多分課長はおっしゃっていたと思うんですけども、私はそうじゃなくて、最低限度でやった場合の重構造でやった場合の体育館、

文化施設のやつと、やはり建設費、ランニングコストを考えたときの、本当、嬉野市の今後、この前も一般質問で言いました。普通50年間と言います。50年間、ランニングコストをずっと払わなきゃいけないんですよ。年数がたてば補修もずっとかかるんですよ。午前中、山口要議員の質問があったように、公会堂の問題、ここ二、三年の間に、30,000千円、40,000千円という大きなお金を使いよっわけですよ、50年近くなって。そういう問題が発生をしてくるわけですから、だから、いかに安いランニングコストでつくるかというのを、一番最初のこの基本設計のときにつくっておかないと、絶対嬉野の財政、問題起こりますから、私はここでちゃんと、そこで対比できるような設計をやるべきじゃないかということ言っているんですよ。課長、もう1回御答弁いただきたいのと、市長に対しても、そういうお考えはないんでしょうかね。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

他県でと申し上げましたが、県内でも事例はありました。申しわけございません。

そういったことで、報償費を出して、よりよい提案をいただきたいというのがございます。

（「お金の問題じゃなかろう」と呼ぶ者あり）

それと基本的に一般公募した場合は、報償費を出すということはないんですが、基本的にうちのほうで選考した上でお願いしたいと考えておりますので、そういった意味で報償費を今回お願いしているということでございます。

それから、先ほど議員がおっしゃったとおり、いかに安くランニングコストを少なくということを当然考えていかなければいけないと我々も思いますので、そういったところは当然提案の中でも要求していきたいとはこちらでも考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の予算につきましては、社会文化体育館のいろんな議論をもとにしながら進めていくわけでございますけれども、先ほど担当課長申し上げましたように、庁内での議論をしっかり詰めていきたいというふうに思っているところでございまして、今、いろんな意見が出ておりますけれども、そういうものを踏まえて、本当に委員会に出たこのいろんなものが本当に施設として必要なかどうかとか、また、将来的にはどのような有効利用ができるかと、そういうところをびしっと詰めて、私どもの基本的なものを持ちながら、やはり基本設計のプロポーザルを受けていきたいというふうに考えているところでございまして、私といたし

ましては、そういう中に、やはり将来的なコストの問題とか、そういうものまでしっかり計算をして提案をしていただきたいというふうに考えております。

また、その途中の経過等につきましては、また議会のほうでも御提示をしながら、私どもとしてもしっかりしたものをつくっていきたいと思っております。

また、費用でございますけれども、これは先ほど課長申し上げましたように、一応特例債でつくるわけでございますので、できるだけ費用負担が少なくしていけるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

確認だけもう一度したいと思っておりますけれども、なぜ今回、プロポーザル方式にするということで謝金を払うに至ったのか、その理由と経過をお答えを改めていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えいたします。

この社会文化体育館の建設に当たって、どういう方法でいくかというのを検討いたしました。まず、一般公募をする考えもあります。今のような指名によるプロポーザル等々を検討いたしました。その中で一般公募をした場合は、やはり3カ月から4カ月の期間がかかって、当然22年度の期間では済まないというふうなことで、この指名によるプロポーザルということで検討をしたところでございます。

そういった中で、今非常に建設関係も厳しい中でありますので、15億円の基本設計をするに当たって、よりよい設計書をつくるために今回この報償費を考えた、予算をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、指名入札だから、そういう謝金を払わなければならないということなんですか。指名でも謝金払わずともできるんじゃないんですか。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

確かに指名でも、指名のプロポーザルにしても、払う必要がないといえそうなんですけれども、ひとつ今、建築業界が厳しいところでもありますので、この社会文化体育館のよりよい基本設計をつくっていただくためには、やはり報償費として計上をお願いしたところがございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、部長がおっしゃるように、非常に厳しい状況だからゆえにこそ、そういうソフト業者においても、できるだけそういう形で競争ということで入ってきたいと思うんですよ。だから、そういう中であって、そのことを御存じなわけでしょう。それを踏まえた上で、なぜその謝金を払われるのか、私、そこら辺のところは全然理由がわからないんです。

先ほど来、神近議員の質問に対して、他県、あるいは県内各市というふうなことでおっしゃいましたけれども、大体その比率、プロポーザルをやって、謝金払っているところと払っていないところの比率、どういうふうな形になっているんですか。それを踏まえた上で、今回こういう形にされたんですか。もう3回目ですから、それだけ。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ただいまの御質問のプロポーザルをやって報償費を払っているか、払っていないかというふうなことの比率につきましては、ちょっとこちらのほうで把握しておりません。

先ほど来、県外、あるいは県内というふうな答弁を申し上げました。その中に、ちょうどメモをいただきましたが、嬉野のほうでも昭和時代に出したことがあるのではないかということちょっと今メモをいただきましたけれども、そこら辺までで、なかったということじゃなくてあったのかなという気もしております。

○議長（太田重喜君）

関連ですか。（「関連」と呼ぶ者あり）園田議員。

○9番（園田浩之君）

そのプロポーザルの指名ということですが、何社ぐらいの指名を予定、想定されていますか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

今現在、何社と申し上げることはできませんが、予算としては、10社分を計上しております。（「10社」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

この件について、ほかにございませんか。この件について関連質問はございませんか。――関連質問がなかったら、ちょっと立ち戻りまして、先ほどの6番小田議員の質問に対する答えの用意ができていますから、そちらをさきにお願ひしたいと思ひます。財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

先ほどは答弁に時間がかかりまして、大変申しわけなく思ひます。

先ほどの燃料費400千円が78千円に組み替えられたということに対しましてですけれども、まず、当初、社会教育分野でこのマイクロバスを活用しようということで、当初予算で計上をいたしたところですが、この社会教育で活用する場合、どうしても遠距離、特に遠征するケースが発生してくるんじゃないかということで、また初めての試みということで、ガソリン代がどれくらい必要なのか、走行距離がどれくらいになるか、はっきりできませんでしたので、大体月30千円程度の、年間として約400千円ということで計上をさせていただいたところではあります。

その後、財産管理費のほうに移管をいたしたところではございますけれども、財産管理費のほうでマイクロを管理するようになりますと、従来ありましたマイクロバスと同じ活用方法になります。そういうことで、実績として4月に5回、5月に9回、6月に10回程度の利用、6月は今申し込みがあった分ですが、そういうふうな活用状況になっておるところです。

そういうことで、実績に基づきましてガソリン代を算定いたしておりますが、この78千円てというのは実績に基づいた後の月の分となります。4、5、6、3カ月までは、もとの科目で出しますので、あとの残の9カ月分のガソリン代としては、実績から見て78千円程度で賄えるということで減額をして移管をしたところではあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

小田議員。

○6番（小田寛之君）

今、実績をおっしゃいましたけれども、その実績で実際、今度新しいバスを利用したのがそれだけの実績ということは、同じ、前のバスがまだあるわけですよ。その分とかぶったから新しいバスを使ったという認識でよかとですかね。

それで、1,270千円というのは、月に20日の勤務、委託ということで、算出をされた金額ということではございますけれども、今の実績で言うて燃料が78千円やったら、軽油が1リッター120円と換算して、燃費が6キロぐらいとしたら、大体4,000キロ弱、3,900キロで、それを9カ月で割ったら、月に433キロですもんね。それを20日で割ったとしたら、日に21キロですね、

21.65で、最大でこれだけということですけど、利用するときが前のバスとかぶつとるならしょうがなかと思うとですよ。それが、前のバスが遊んどって、これを使ったというならば、何の実績にも、例えば、私の質問の意味からしたら、当てはまらないとですけど、前のバスというとも、もう処分を考えんでよかとかなと思うとですよ、利用頻度がこれだけやったら。実際、この3月補正で、費用によっては、1年間分の費用が上がってきている部分もあると思うとですけども、これだけを合計しても、1,521千円という金額がかかいはよるわけですよ。バスを買うときに一般財源から払わんでよかったと言うても、管理するだけでもこれだけの管理費がかかるということは、例えば、タクシー会社とかでもマイクロバスを持っておられるところがあります。嬉野にもあると思うです。武雄にも鹿島にもあると思うです。また、バス会社に委託というとも考えられると思うです。回数が少なかったら、そっちのほうというとも考えられんかなと、大分安くつくんじゃないかなということがあります。

実際に、さっき言うたごと、回数が前のバスが使えるやっただけ、新しいバスを使ったとか、そういうことを教えてもらってよかですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

利用の状況ですけれども、今、本庁にあるのが、もとのマイクロバスというふうになります。支所にあるのが購入された新しいバスというふうになります。

利用の状況といたしましては、学校なんか、クラスの人数の関係で、どうしても2台必要な場合がございます。そういう場合は2台同時に活用をされております。それとか、例えば、塩田地区の方が利用する場合、向こうから持ってきて活用する方法もあり得るでしょうけれども、こちらにありますので、こちらのほうを利用したいというケースもございます。

それで、本庁のほうは先ほど出動回数を申し上げましたが、大体支所のほうでも同じぐらいの回数があつてボランティア。4月に7回、5月に6回、6月に10回程度の要請が出ております。大体件数的には、今のところ、3カ月ですけれども、約20回、20日間の運行をいたしておるところです。大体昨年まで1台あつたときに、年間120回程度の出動をいたしておるところです。これは4月に2台となったわけですが、ちょっと当分の間、3月の議会でのお話し合いになりますが、当分の間、様子を見させていただく。そして、今度の利用、議員おっしゃったとおり、費用面からして、1台でいいんじゃないかというのも一つの考えだと思います。

それと新たに、もっと新しく新たな方法で活用していただくというのも一つの方法でありまして、今後どういう方法がいいのかということで、今ちょっと研究段階と申しますか、考えている途中でございます。当然、9月には車検が切れます。そこで最終判断をさせていた

だくようにはなるかと思えます。

それから、マイクロバスの活用の中で、今、一番遠くまで行っているのが福岡市内ですね。そこまで行ったのが1回、それから、佐賀市に数回ございます。あとは市内での運行というふうになっております。どちらにしても9月に車検が切れますので、それまでには何らかの結論を出す必要があるということで認識をいたしております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

燃料費については理解をいたしました。これは社会教育費とリンクするので、ここでお尋ねをしたいと思うんですけども、今回マイクロバスが社会教育関係がなくなるということで、需用費で536千円、役務費で75千円、公租公課費で38千円の減額になっておりまして、私はこれはそっくりそのまま総務課のほうに、これは財産管理のほうに来るのかなと思っておりましてところが、修繕料はそのままそっくり来ておりますけれども、役務費が、これが合わせて75千円の先ほど減額された分が、手数料として456千円、そして保険料として37千円、プラス計上されているわけですね。そして公課費についても、これが38千円の分の減額になっているのが、今回ゼロとなっておりますけれども、そこら辺の理由、こういうふうになったことをちょっと愚問ですけれども、お教えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

既に執行された分がございます。それで執行された残額について移管をさせていただいております。

それから、当初、ある程度見込みの部分もございましたけれども、実績に基づいて、再度算定をいたしまして、ここで移管をしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっと手数料の分はそうですけど、保険料は、もう当時そこで計上されたんじゃないですかね。これは月日によってこういう形になるんですかね。手数料がかなりふえているんですよ、456千円。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時 40 分 休憩

午後 1 時 41 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

たびたび中断をさせていただきまして申しわけございません。

手数料関係ですけれども、財産管理費に456千円を計上させていただいておりますが、これは下のほうの地デジテレビですね、この廃棄料が含まれております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「アナログテレビでしょ」と呼ぶ者あり）

○財政課長（徳永賢治君） 続

アナログですね、旧型です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今のマイクロについては、昨年文教厚生の方で話があって、あと、こっちのほうに今の総務課のほうに切りかわった話と思いますけれども、これはもう大体必要じゃないけど、もったいないから9月まで使わせてくださいというふうな話じゃなかったかと、それについて人件費は1,270千円ということは、9月まで人件費がそう要るのかなと判断されます。その車検切れはどがんなつですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

人材派遣、これは私の勘違いで9月までの分になります。議員おっしゃるとおり、9月に車検が切れるということで、3月議会におきまして様子を見て結論を出すようにということでお話できておったかと思えます。

そういうことで、今、様子を見ておりますので、今後の半年間の利用状況、それから、ひょっとしたら、もっといい活用方法があるかもわかりません。そういうことで、今、研究中でございますので、もうしばらく時間的猶予をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

もし利用が余りなかったら、一応、もうその初めのようにやめるということですね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

委員会等におきましても、議員御承知のとおり、もう既に維持管理費用面において廃車した方がいいんじゃないか、そういう御意見と、それから、もう1つは、いや、せっかく2台あるから、もう少し、そして使えるから活用した方がいいんじゃないかという御意見、両意見をいただいております。そういう中で、まだその段階では、じゃあどっちにしますよという結論は出ていなかったと思います。9月の車検まで待って、結論をしていいんじゃないかということで御協議いただいたというふうに思っております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

小田議員。

○6番（小田寛之君）

1回残ったけん、1回質問します。

9月までの予算計上ということですね。それは燃料費でも何でも、すべてにおいて9月までの計上ということですかね、それだけお願いします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

一応これは9月までということで承知しておりますので、その分の予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

22ページまででしたよね。

○議長（太田重喜君）

はい、22ページまでです。

○13番（神近勝彦君）続

22ページの清掃の報酬の嘱託職員さんの分なんですけれども、これは21年度から業者委託の分が市のほうに収納がかわったということで、滞納がふえたということから、こういうふうな報酬が出てきたものと思うんですけれども、この1年ちょっとの間にどの程度の滞納がふえたのかですね。その点について、まず1年間で結構です。21年度中だけでも結構ですので、21年度の滞納額、これが幾らになったのかをまずお示しいたきたい。

それと21年度、こういうふうな徴収が変わるときに、法によってこのあたりが規制をされているので、業者に対する徴収というのができなくなりましたということの御説明の中で、市が直接徴収するようになったというような形で御説明を受けた経緯があるわけなんです、きょう朝、回答書をいただいた中の法律施行令第4条ですか、「一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」、これに基づくものだという気がするわけなんですけれども、直接従事する者というものが、これはあくまでも個人とするものなのか、あるいは結局、収集業務をする業者という大きな枠組みでとらえるものなのかでかなり変わるわけなんですよ、この「者」というものが。そのあたりの解釈はどうすればいいんですかね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

し尿手数料の未納状況ということでございますが、これは昨年4月1日から委託化を実施しておりますが、延べ月数で361月、未収額で1,589,070円となっております。

それともう1点のお尋ねですが、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその徴収に係る手数料を徴収しないようにすることと規定ということですが、契約は個人とはしませんので、会社と理解していいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

21年度においては、1,589,070円の滞納が発生をしたということですね。そしたら、今現状、22年度になって、まだ6月は無理としても、4月、5月の状況を勘案したときに、21年度よりも、やはりこの滞納額がふえる傾向があるというふうな印象をお持ちなのかどうかですね、要はそれだけ、1年間で1,580千円、その報酬額が1,680千円ですから、ほとんど一緒なんですよね、言い方を変えれば、ほとんど一緒の金額に近いわけなんです。だから、こういう今回、嘱託職員を入れてでもというふうな話が出てきたのかなという気がするんで

すけれども、これは現在の状況と、もう1点、直接従事する者というのは、あくまでも業者という定義をされた場合、それなら、言い方を変えれば、業者さんが今、嬉野には2業者いらっしゃると思いますよね。2業者が新たに徴収業務として、任意の、1つの会社を仮につくるとするですよね。今、嬉野の公共下水道の管理は、多分2社の方の共同出資によって管理されていますよね、公共下水道の処理場。そういうふうな形で、委託業務という形で徴収を、そういう民間の方に結局お願いするというふうな形ができないものかですね。ここに嘱託職員ということで、年1,680千円今回も計上されているんですけども、この分のお金を嘱託職員に支払うことによって、21年度の1,589千円というのが、すべて回収できるのかなという懸念を持つわけですよ。

逆に、ここで人件費をこれだけ使うのであれば、民間のほうに結局そういうふうな会社をつくっていただいて、徴収業務のほうを委託したほうが、私としては効率がいいのかなという気がしてならないものですから、やはり悪質と言うたら語弊があるんですけども、結局、市の方の振り込みやっけんが払わんでんどうあろうというふうな気持ちがあると、なかなかやっぱり徴収に行っても厳しいと思うんですけども、やっぱりこれが市の顔がある程度消えて民間となれば、かなり市民のそういう方々の印象も変わってくるだろうと思うとですよ。そこが行政の弱みじゃないかなという気がするものですから、そのあたりの考え方というのは、いかがなものでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

し尿くみ取り手数料の現在の状況ということでございますが、この件につきましては、2回滞納されますと、3回目は全額を納入していただかないとくみ取りは行わないということにしておりますので、今の未納者の方については、間もなくくみ取りをなされると思います。それで、そのときに全額支払っていただかないということにしておりますので、昨年度よりも未収は減ってくるものと思っております。

それと、民間の方に委託徴収をお願いしてはということでございますが、私のほうで考えておりますのが、採用するに当たっては、公募をいたしまして採用したいと考えております。

以上です。（「いやいやいや、そういうことじゃなくて」「違おう、答弁の違おう」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

徴収委託を業者に直接したがよくないかということでございます。

その分については、今の契約には入っておりませんので、当然そうなると、その分が追加をして新たな契約になるということでございます。

それと、課長が申しましたように、その滞納については、今後ふえる傾向にはありませんが、ただ今回お願いしておりますのは、いわゆるし尿くみ取り以外に、農業集落排水の滞納、それから、公共下水道の滞納、あわせて徴収をお願いしたいということで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

し尿くみ取りについても、私、頭の中に、もうし尿くみ取りだけしかなかったものですから、そういうふうな形でご質問してきたわけで、ちょっと申しわけなかったんですけども、し尿くみ取りについては、今、課長、御答弁あったように、2回もう滞納されたら、もう確実に3回目はやらないということでされているから、今後、多分減るといふような御答弁で認識をしておってよろしいわけですよ。

となると、今、部長のほうから御答弁があった農排、あるいは公共下水道の滞納ですよ。結局、し尿くみ取りについては、そういうふうに滞納が長期にわたった場合、そういうふうにもうしないよと、くみ取らないよといふような強行手段をとられることによって徴収ができていますよね、現状が。そんなら農排とか公共下水道については、そういうふうな対応策というのがとれないんですかね、やっぱり。それがとれるようであれば、結局、今回囑託職員さんを入れるようなこういうふうな報酬の計上というのは要らないわけですよ。多分、今後、農排、特に公共下水道、対象者数、物すごく多くなるわけですよ。農排の何倍と言わんしこの公共下水道は、人口数が多いわけですから、そのあたりの対応策というものが今のところないのか、それともあるとしたときに、どういうふうな対応策があるのか、それをしないと、要は幾ら囑託職員さんをいっぱい入れても、多分追っつかないと思うわけです。だから、今、公共ますありますよね。要は公共ますに何らかのやっぱり異物を差し込むと、もうそれしか方法はないわけですよ。水道は水道で別会計ですから、水道とめるわけにはいかないわけですから、もうそれしかないわけでしょう。だから、そういうふうな強行手段まで考えられていらっしゃるのかどうか。そうしないと多分無理だと思いますので。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

方法論としては、そういうことはできないと思います。いわゆる下水のところをとめるというのはですね。ただ、全く観点を変えて、例えば、機構改革あたりも含めて、水道との統

合をすると、そうしたときに、今のところは、農業集落排水と公共下水道というものは、別々の会計で納付書を発行しております。水道は水道で発行しておりますけれども、いわゆる機構を1つにしまして、同じ納付書で水道代と下水料金を一緒にすると、そして、両方合計して納めてくださいという納付書を例えば発行すると、そうした場合には、水道の分が幾らですけれども、その分一括して徴収してもらわなければなりませんので、水道をとめるというような方向はできないことはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

関連じゃないでしょう。次ですね。

○議長（太田重喜君）

はい。

○17番（山口 要君） 続

はい、わかりました。

まず1つは、18ページの19目、税務総務費の19節、負担金、補助及び交付金の中で、地方税電子化協議会で今回129千円計上がされております。これは3月の当初予算の中で、298千円計上がされておりましたけれども、今回新たに増額されたその理由をお尋ねしたいのと、そしてもう1つは、2目の賦課徴収費の中の13節、委託料の中で14,553千円計上がされております。その内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市民税務課長。

○支所市民税務課長（小野彰一君）

まず第1点に、19節のほうから説明をいたします。

今回、地方税電子化協議会ということで129千円の増額の補正をお願いしております。この分につきましては、地方税電子化協議会の会則のほうが平成22年3月11日に改正されて、今回新たに負担金としてお願いするものです。内容としましては、この協議会の負担金の中で、国税連携関係費という項目で負担金が創設されたものでございます。

この国税連携関係と申しますのは、平成23年の1月より所得税の確定申告、これは国税ですけれども、このデータを各協議会の構成市町のほうにデータでいただけると、送付していただけるということで、国税との連携に係るものでございます。

次の2目の13の委託料でございますが、土地鑑定評価業務ということで、これは評価が次の年におきまして、土地鑑定評価業務ということで予算計上させていただいていることでございます。

内容としましては、土地の評価、これに基づく課税を効率的に実施したいということと、あと、地価の動向を（「もうよか」と呼ぶ者あり）えっ、（「そこんたいはわかっつつ、わかっつつ」と呼ぶ者あり）。

それで、今回の補正の内容としましては、地区を嬉野地区、塩田地区、それぞれポイントを210点設けまして、県の不動産鑑定士協会との委託よりまして評価するものでございます。以上です。

○議長（太田重喜君）

よろしいですか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは2回目。1問目の分については、これはもう国税との連携、データをもらうために増額になったということで理解していいわけですかね、認識として。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

2番目の分については、これは不動産鑑定士協会に委託をするということでありまして、これも民間が集まった協会、よく言う天下りの協会のような気がしてならないんですけれども、そうではないんですかね、そこら辺のところを確認したいと思います。

それともう1つは、当然、これはわかっていることですよね。この土地鑑定評価業務については、当初予算で計上すべきじゃなかったのかという気がいたしますけれども、その点について、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長（小野彰一君）

これは鑑定協会というのは、佐賀県の不動産鑑定士協会でございます、先ほど言われた天下りとはちょっと私は認識をしております。

それと、あと、この当初予算になぜ計上しなかったということでございますが、原課、担当課としましては、当然当初予算のほうでお願いしていたわけでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

終わろうと思っておりますけど、ちょっともう1回だけ。

今、課長は、当初予算で計上しようと思ったけれども、カットされたということでありますけれども、財政課がそれをカットされたんですかね。これは、あくまでも骨格予算と肉づけ予算という違いはありますけれども、当然、肉づけ予算については、市長の施策についての骨格予算ということになると思うんですよ。こういうあらかじめ決まったことを、これは

当然しなきゃいけないことですので、このことについての骨格や肉づけになるということは、非常におかしいと私は思いましたので、なぜそういうふうにされたのか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この分について担当課、所管課のほうからは当初予算の段階で要求があつておつたところ
です。先ほど議員申されたとおり、ことしにつきましては、肉づけ予算ということで、市長
も新規事業につきましては、6月議会で、そして経常的なものについては当初でつけさせて
いただくということでお話をしておりますが、査定の段階で考えたのが、まずは今回、当初
予算は肉づけ予算——じゃあ、どれを新規事業、どれを投資事業とみなすかということもあ
りますが、ここが意見の分かれるところでございますけれども、当初骨格予算について
14,000千円の予算計上をするに当たって、事務費が大きく膨らんだこともありまして、これ
は事業的には6月でも間に合うということで判断をいたしまして、6月で計上をさせていた
だくことといたしたところではあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

1点だけ教えてください。

21ページの脳ドック検査費用助成事業3,750千円なんです、脳ドックの検査を助成しま
すよということなんです、これが、じゃあ何名分で、負担金が幾らなのか、じゃ、自己負
担がどれぐらい発生するのか。

それと、いわゆる国保のほうで人間ドック、脳ドックの節目健診というのがやられている
わけですね。そこら辺との関連と申しますか、例えば、節目健診を受けて、また次の年もこ
の補助を受けられるのかとか、そこら辺のことをまず教えていただきたいと思ひます。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

お答えいたします。

予算の件でございますけれども、助成額の限度額25千円の（「25千円」と呼ぶ者あり）は
い。150人分を計上いたしております。

それから、国保との関連でございますけれども、先ほど申されましたように国保では、35
歳から65歳までの5歳刻みの節目健診がございますけれども、今回脳ドックで計上した部分

につきましては、対象者が40歳から60歳未満という形で予算を計上しております。今回は、働き盛りの方の脳の病気の早期発見、第一線で働いている大黒柱の方が倒れると、本人もさることながら、家族の方もかなり厳しい状況になりますので、やはり早期に発見を行うという形で今回の予算を上げているところでございます。

国保と今回の経費でございますけれども、国保につきましては、従来どおり節目健診の形でやってまいります。こちらのほうにつきましては、限度額25千円の助成という形で計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

まず1点目の150名分ということで、申し込み多数の場合はそこで打ち切りになるのかどうかですよね。例えば、仮に300名とか400名申し込みがあった場合の対応はどうなるのか。

それと今回、ここで補正としてこれは上がってきたわけですが、次年度からも市長、こういう事業、これは継続されて、市としては持っていかれる計画なのか、この2点について。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（筒井 保君）

国保との関連でございますけれども、これにつきましては、受け付けの方法じゃないかなと思いますので、今回、原課のほうで計画をしておりますのは、国保とこの部分につきましては、同日に受け付けを行うという形をとっておりますので、国保の方でも節目でない方は、こちらのほうを希望されれば受診できるという形でございます。

今年度以降につきましては、市長が……。 （「人数が多い場合は、もうそこで打ち切り」と呼ぶ者あり）

人数につきましては、委託機関の受け入れの数がございますので、150名しか医療機関が受け入れができない都合上、人数を多く入れるということは不可能でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、できるだけ働き盛りの方が、途中で倒られるということがないようにということで、お手伝いできればということで計画もさせていただいたところでございます。

また、今、担当課長申し上げましたように、市内の医師会の方初め、この施設をお持ちの

皆さんが非常に御厚意で、できるだけ受けようということで、施設があるところについては御了解いただいたわけでございますので、できましたら、ぜひ継続をさせていただければと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

19ページの社会福祉総務費の補助金、地域・介護福祉空間整備等施設整備事業、非常に長いですが、この内容をお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇一君）

お答えいたします。

これはグループホームに対しますスプリンクラーの設置補助でございます。消防法の改正に伴いまして、スプリンクラーを設置をするということで、しきぶの里と千寿荘、2カ所予定をいたしております。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

以前も火災報知器の補助事業があったと思うんですが、今2カ所だけだったんですが、ほかのところにそういう希望があったのかどうかという点と、それから、これは国からのものなんでしょうかね、こういうのが来た場合に、各施設にそういう補助事業がありますというお知らせ等が行われているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇一君）

先ほど御指摘の、戸別の補助は補助で実施をいたしております。そして、今回グループホームのほうを対象面積が狭められまして、消防法の改正によりまして設置義務ということで設置をするような、市内の対象施設はこの2カ所であるということで、10分の10の補助で補助を行うということになっております。（「後段のところ、後段」と呼ぶ者あり）広報ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

対象施設が2カ所ということで、直接この施設のほうに連絡等いたしまして、一般的な広報とはいたしておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

その一般的な広報という意味じゃなくて、こういう事業関係が来たときに、こういう対象の施設にきちんとこういうのがありますというお知らせは今後していただきたい、その部分をお願いしておきます。

○議長（太田重喜君）

答弁よかですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

田中議員。

○11番（田中政司君）

要するに、これは国からおたくのグループホーム、対象がこことここですよということで、全額補助でこういうスプリンクラーをつけるということですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

対象外、いわゆるそこの基準に当てはまらない、10分の10、国から補助が来て、おたくとおたくは国が金を出すからつけなさいという以外のグループホーム等が市内にあるのかなのか。何か所ぐらいあるのか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

お答えいたします。

今回お願いしております予算は、消防法の改正で、それまで1,000平米以上設置義務があったところが、275平米以上に基準が厳しくなりました、そういうところが対象になるわけですが、対象施設としては、小規模の特別養護老人ホーム、小規模の介護老人保健施設、これが定員29名以下です。それと認知症高齢者グループホームになりますけれども、今回は、私たちというか、もうここは施設のほうに早く情報が行っている。それで手を挙げたいということで、担当のほうにはもう話があってありました。これ以下の施設には21年度予算でお願いしましたがけれども、14施設やったですかね。それで、警報器の設置が一応済んでおります。希望されたところはすべて済んでおります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

そしたら、これは要するに施設のほうに国から来ますからということが先に行っとったわけですよ。お金だけここに市ば通すというとも、何かそういう事務手続かれこれですよ、

もうそれなら真っすぐ国から援助ばすっぎよかとやなかねと、ちょっと単純に考えたんですけど、そこら辺の仕組みってどうなっているのかなど。例えば、ここに上乘せして、市が幾らかつげるとか、そういうことであればあれですけども、満額国が補助をして、その施設に連絡が行ってというのに、なぜこうなったのか、そこら辺、わかれば教えてください。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

この事業の実施主体が市区町村というふうになっておりまして、私たちもトンネルでお金が出ていくのに要綱まで整備をして、そうして申請を受け付けてするわけですけども、真っすぐ国からもらっていただければなと思うんですけども、一応国の要綱で市町村が定めて、それに事業にのってきたところということで書いてありますので、そういうふうにいたしております。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）山口政人議員。

○5番（山口政人君）

今の関連ですけど、いわゆる1,000平米以下の小規模施設ですね、これにつきましては、恐らく消防法とかの関連で、訓練の実施とか、それから、避難経路の誘導灯ですかね、その設置義務があるというふうに思っておりますけれども、そういったところを把握されておるのかどうなのか。また、もし把握されとったら、指導はどのようにされているのか、そこら辺をお答え願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

今回の予算に関して、改めてご質問の件について調査をしたということはしておりませんが、昨年度の宅老所とかの補正予算をお願いするときに、消防署のほうに点検とか、そういう訓練をしてないところがあるかということでお尋ねしたときには、ほとんどの施設が実施をしておられまして、一、二件、避難訓練をしていないところがあるということで、情報はいただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

15ページの一般管理費の中の11節、需用費、消耗品費に300千円計上されておりますけれども、このことについて御説明いただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この消耗品300千円、これはペットボトル500ミリリットルの3,000本分でございます。

議会、あるいは監査のほうから水道のほうで提供するのはどうかということで、いかがなものかということで意見をいただいていたところなんです。そう言いながらも、大体年間3,000本ぐらいを水道課のほうで準備をしていただいたところでございます。そういうことで、これは予算化をして、水道課のほうから購入をして、会議等に使用の際は、これをもって利用させていただくということにしたものです。

ただ、300千円、これは全額を購入するというのではなく、必要時に必要本数を調達して購入していくという形になります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

はい、わかりました。大変結構なことで、ぜひ今後、こういう形で御努力をしていただきたいということを要望しておきますけれども、これは長年議員をやってちょっと恥ずかしい質問をするようで申しわけないんですけれども、こういう形で一般会計に上げた場合、水道課の予算というのは、ここでは出さなくていいんですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

水道課のほうはペットボトルの購入代金というふうになるかと思います。売り上げ代金ですね。それで、売り上げ代金というのは、予算化をされておりますが、これで300千円、必ず購入することには結びつかず、（発言する者あり）ちょっと100本買うのか、300千円分必要となるのかわかりませんが、売り上げとして計上されておりますので、改めてこの分を計上することはないと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで第4款、衛生費までの質疑を終わります。

次に、歳出、23ページ第6款、農林水産業費から、29ページ第8款、土木費までの質疑を行います。質疑ありませんか。

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

23ページの節の7、賃金、農地制度実施円滑化事業で1,502千円上がっておりますけど、農地制度実施円滑化事業、これはどんな事業でしょうか。

○議長（太田重喜君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土田辰良君）

お答えいたします。

これは昨年6月に公布された農地法の一部改正する法律が12月15日から施行されました。それに伴い、農業委員会が新しい農地制度を円滑化に実施するよう、農地の利用関係の調整、農地相談委員の設置などの活動を支援する事業でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

何か農業委員さんの活動費ですか、そこら辺、もう少し詳しくお願いします。

○議長（太田重喜君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土田辰良君）

内容ですね。一応内容が、農業委員さんの農地調整事務処理事業が廃止になりまして、農地等の利用関係紛争処理、和解、仲介ですね、そして、農地利用関係適正化処理費、これは相続などにより取得した農地のあっせん処理でございます。ほかに農地の利用状況調査、農地パトロール等でございます。あとはデータ処理関係の臨時職員の台帳整理等でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

そいぎ、この円滑化事業というのは、要するに農業委員さんの農地に対する相談とか、ほかに買いたいとか、そういうとのもろもろの事務、相談役みたいな、相談等ばすつとでしょう。

○議長（太田重喜君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土田辰良君）

はい、そうでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

1点だけ。この数字で、ちょっと疑問に思って、国県支出金が1,540千円、実際の適用としては1,502千円、差額の38千円というのは、どういうふうになるとでしょうか。

○議長（太田重喜君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土田辰良君）

1,540千円の件ですけど、収入のほうで農地調整事務処理事業定額の廃止に伴いまして60千円減額しております。それで、収入のほうで農地制度実施円滑化事業のほうで1,600千円増額しておりますので、プラス・マイナス1,540千円になっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

教えていただきたいので、簡単な質問をさせていただきます。

28ページの住宅管理費に、これは市営住宅の予算があるわけですが、財源で、ここで国県支出金の10,048千円というのがあります。入りのほうで、住宅費国庫補助金が88,650千円なんです。これをずうっと足していくと、どうもここの数字の分が合わないんですよ。なぜなのかなと思ったので教えてください。入りで8,865千円なんです、補助金が。ここで財源で10,048千円になっているんですよ。財政課のおんしゃれんやった。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

住宅管理費の財源充当関係だと思えます。（「はい」と呼ぶ者あり）国庫のほうで10,048千円、その他で9,752千円ということで19,800千円となっておりますが、これは当初予算において、オーバーフローという現象を起こしております。オーバーフローというのは、国庫

から流れてまいります地域住宅交付金、これが5,337千円でございます。

それから、「もう一度ゆっくり言うてみて」と呼ぶ者あり)はい。地域住宅交付金、これが5,337千円でございます。そして、住宅使用料、これが住宅管理費に充てられる財源というふうになりますが、これが11,384千円でございます。合計で16,721千円ございました。ところが、歳出のほうでは、4,154千円の歳出を組んでおります。そういうことで、歳出する額より入ってくる額のほうが大きいというふうになります。この超えた分が12,567千円というふうになりますが、これをここでマイナス計上するわけにはまいりませんので、一般財源化をいたします。12,000千円については、もうそこで一般財源とみなして、一応一般財源の中でプールしておきます。そして、今回のように住宅のほうで19,800千円の事業発生をいたしましたところですが、その財源として、この12,567千円を一般財源から国庫、あるいはその他、その他というのは住宅使用料になりますが、これを繰り戻すということになります。

そういうことで、本来19,800千円の事業をいたしますと、国庫補助というのは10分の4.5になるわけで、10分の5.5というのは一般財源となります。ところが、オーバーフローをした分がございますので、右のほうを見ていただきますと、一般財源が空白、ゼロになっておりますですね。そういうことになります。本来、一般財源から12,000千円持ってきますと、一般財源というのは、もうどれに充てておるか、ちょっと特定しないわけですが、一瞬マイナスというふうになります。充てられた財源が、充てられた歳出予算、マイナスになりますが、そこで減にするわけいきませんので、同時に一般財源現を同額充当する形になります。

そういうことで、ほかの財源としては、わかりにくいと思います。(発言する者あり)ちょっとこれを紙に書いて、じいっと、いつときながめよかんばいかんと思います。ちょっとここで口頭で説明をするわけですが、非常にわかりにくいと思います。早い話が歳出より歳入が多かったということになります。(「歳出より歳入が」と呼ぶ者あり)はい、財源と充てられる歳入額、これが多かったということになります。

今回の19,800千円の補正額を計上いたしておりますが、まだ1,632千円ほどオーバーフローをいたしております。1,632千円ですね。まだ入のほうが大きいというふうになります。ちょっとわかりにくいかと思いますが、もし必要であれば、所管課のほうに来ていただきましたら、じっくりと御説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(太田重喜君)

田中政司議員。

○11番(田中政司君)

そいぎ、この住宅費に関しては、常にそういうことが発生するというふうに見えるわけですか。

○議長(太田重喜君)

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

地域住宅交付金というのが例年5,000千円程度交付されます。それプラスの住宅使用料でございすけれども、大体11,000千円ぐらいの住宅使用料というのが入ってまいります。あと、歳出のほうで幾ら計上するかによって違いますが、合計16,000千円以内の歳出であれば、もう毎年こういう状況が発生するということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございせんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

難しい問題は水に流して、花立水路のことをちょっと申し上げます。

23ページ、花立周辺水路改修、このことについてちょっとお尋ねですけれども、まず、花立水路の起点と終点、花立水路とよく呼びますけど、どこが起点でどこが終点なのか、なかなかわかりにくい人もいらっしゃいます。私もよくわかりません。それから延長、それから水路幅、水路の深さですね。それから、改修後、その延長、水路幅、深さがどうなるのか、それから、今度は下野辺田布手地区の、今から雨季ですけど、そういう点について、どの程度の改善がなされるのか。あそこには、ちょうど鰻屋の裏には大型排水機場がありますけど、それとの関係についても、非常にプラスになるのかどうか、その点についてお答えを。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、花立水路につきましての起点、それから終点ということですが、どちらが起点、終点ということですが、どちらが起点か終点かわかりませんが、まず、花佳ですね、花佳の樋門がございす。そこと、あと塩田川のほんな際ですけれども、馬場下排水機場がございす、その塩田川の出口というところまでが一応花立水路ということですが、花立水路につきましては、北鹿島地区、北鹿島の土地改良区のほうか何と申しますか、使用の権利があるということですが、

それと花立水路につきましての現況の断面でございす、下幅で2メートル程度、上幅で3メートルぐらいあるかなということですが、延長が約310メートルほどございす。それと、ここで今、お願いいたしております花立周辺水路改修計画の予備調査業務ということですが、改修すればどういった断面になるのかという御質問でございす、そこまではまだ計画と申しますか、この予備調査業務を計画と申しますか、調査をい

たしまして、断面、花立水路を改修したほうがいいのか、それとも別の方法を考えるのか、もろもろのことを検討するための委託料ということで5,000千円をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

それでは、今のところ、これをほかにもあるかわからんけんが、ただし一応これを一つの目標として検討をしてみると、それでずっと質問の中には、あそこは大体北鹿島の水利権ですけど、あの辺が非常にいつも水が高くなりますけど、これを改修すれば、私は恐らくそれ相当に水はけがよくなると思います。

それから、また、深さは言いんされんやったばってんが、上が3メートル、下が2メートルで、深さは1メートル55ありますかね、それも加えて。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松尾龍則君）

申しわけございません。深さについては、御回答申し上げておりませんでした。

水の深さについては、1メートルぐらいということですが、そこから上の道路がございます。道路と田ん中がございますが、それが大体2メートル程度じゃないかというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今からの予備調査ですから、ことしの雨季には当然間に合いませんけど、私はやっぱり思い切ったその周辺については、こういうことをしたほうが、水はけが、例えば、1時間かかるのが50分とか、あるいは半時間で終わると、そういうふうなことになっていくと思いますので、この計画は非常によいと思います。ぜひ5,000千円で、その業務をして、あと工事をされるようにいっちょ頑張ってみてください。よろしく申し上げます。

以上です。答弁、もうあと要りません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございせんか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

27ページの全天候型の7,000千円ですが、やっと予算がつきまして、事が進むようになっ

ているようですが、まず、場所と、それから、面積というのですかね、それとどのようなもの、施設を考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

5目の公園管理費で13節の委託料で7,000千円ですね。その内訳ということですが、これはあくまでも委託料で設計等の委託というふうになりますけれども、一応構想的には、まだはっきりしたことは、当然設計をしなければわからないわけですが、まず、広さについては、一応中身で動けるところが、大体45メートル真っ角、面積にして2,500平米、そして、あと附帯的に、実際片面は55メートルになろうかと思えますけれども、そのうちでは附属施設ということで、あくまでその中にはつきましては、45メートル真っ角程度ということで考えております。

それから、今からはもちろん、設計、構想というふうになるわけですが、当然、全天候型ですから、屋根はつきますですね。それと、あと周辺の壁、そういったところは、当然つくわけですが、なるべく安価でできるような形というふうなことで考えております。

場所につきましては、総合運動公園内の一応今の時点では、中学校の先の方に駐車場がございます。その奥のほうに人工芝で、今現在グラウンドゴルフをされていますかね。ミニグラウンドゴルフ、相撲場の上の駐車場の奥ですね。あそこに一応建てるというふうなことで、とりあえず構想は持っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

45メートル真四角というたら、野球場に例えると、バックネットから内野ベースぐらいの間隔でしょうかね。

それと壁と言われましたけれども、壁をすると、例えば、夏場とかになると、ぬくうして練習なんか大変、冬場はよかったにしても、夏場は大変じゃなかろうかなと思うんですけど、その点は。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

うちのほうでも一応参考にということで視察等も行っております。身近なところでは、私たちのまちに近いような形のところをちょっと見させていただきましたが、そこはスレート等でしてあったんですけれども、当然中身につきましては、ネットフェンス等を張ってございます。

それともう1つが、そこは野球で言えばピッチャー専用みたいな形だったんですが、話は前後しますけれども、今、内野をちょっと大きくしたぐらいというふうなことで、いわゆる内野ノック程度の練習をできる広さ、それと野球、ソフトだけ使えばもったいないですから、保育所さんあたりも日曜日に外で運動会等々を企画していたんですが、雨が降ってされないというふうなことの解消にもできるようなことというふうなことでございますので、壁は当然あったがいろいろというふうなことで、あと、今、言われましたように、クーラーはつけるわけにいきませんが、何とか夏場、天井のほうから少しでも熱気といいますか、暑い空気が逃げるような形で、その辺は考えていかねばいけないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

例えば、運動会とかなんとかをするに当たっても、完全に壁で仕切ってしまうと、何度でも言うように暑苦しゅうしてたまらんじゃろうけんが、風が通るような工夫をぜひされたほうがいいんじゃないかなとは思うんですけれども。

それと野球に例えると、内野のグラウンドぐらいということですが、大体全天候型の多目的ですから、いろんなことが考えられますが、スポーツに関して言えば、オールラウンドと考えればよろしいでしょうか。すべての種目で雨が降った場合、広い面積じゃないけれども、使えますよと。サッカーにしろ、野球にしろ、いろんなことに使えますというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、壁の追加なんですけれども、1つの理由には、なければハトが中に巣をつくって非常に困るというふうなことをちょっと聞いております。それも1つ、ちょっと先ほどの話しの中に追加をしておきたいというふうに思います。

利用につきましては、野球、ソフト等が中心になるのかなという気はしますけれども、あくまで、それはもったいのうございますので、先ほど言いましたように雨天の場合の保育園、

幼稚園の運動会、それから、サッカーはできないですけども、フットサル程度の競技、そういったのにもぜひ使えるような形で計画をしていきたいというふうに思います。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

お聞きをしたいんですが、ここで全天候型屋内多目的広場の実施設計業務というふうになるわけですね。となると、もう基本設計というよりも、もう実際こういうものをつくり出すという設計に入るということで理解をしていいと思うんですが、じゃあそこら辺で実際にここに大体どれぐらいの、この施設をつくるのに、大体予算的に、もう実施設計となると、そこら辺まで含めたところで大体どれぐらいの予算を考えておられるのかというのをまずお聞きしたいですけども。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

本施設につきましては、いわゆるゴージャスな建物というふうにはならないだろうと、あくまで天気がいい日は当然やるわけですので、したがいまして、そういう意味で実施設計というふうなことでございます。

金額につきましては、大体2億円ぐらいまでじゃなかろうかというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

しかし、つくった後に利用がなか——利用はあろうと思うんですが、2点目に、じゃあこれをだれが使うのか。要するに野球、ソフトボール等が中心になるというふうな、では、今、大学あたりがキャンプというか、春に嬉野のみゆき球場を使ってやっておられるわけですね。ああいう方に、例えば、そこら辺の利用というか、利用のやり方というかな、これぐらいの面積があったほうが、うちとしてはこれなら、要するに雨天練習場としても使えるからいいですねとか、そこら辺の話まで聞かれたのか。先ほど視察に行かれたということですが、要するに、では実際にそれを使う方からの声というものも聞かれたのかどうかというのが1点。

今、場所を、じゃあもう実施設計をやるとか、あと場所を大体45メートル真四角ぐらいで

2,500平米程度ということだったんですが、を総合運動公園、相撲場の上の駐車場の先の芝生のところですね。あそこは非常に日曜日なんか子供さんとか連れて、あそこで遊べるということで、結構何人かあその駐車場に車をとめて遊んでおられるわけですね。場所があそこが一番適当なのかどうかというのもあるわけですが、例えば、今、高速道路の、いわゆる残土をみゆきのあの緑山ですかね、サッカー場の下に処分地として今埋め立てをやっているわけですね。じゃあ、あそこはサッカー場の下ということなんですが、野球、ソフトあたりとすれば、あっちのほうが、あそこに建てたほうが近いのかなとかですよ、野球、ソフトを中心に雨天練習場と考えた場合にどうなのかなというところも私は考えたんですが、もう場所もあそこで決定をしていくのか、それともまだそういった余地というか、今後あるのかという、この2点をお聞きをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えします。

まず、利用があるかないかの問題ですが、現在、旅館を利用して宿泊をされておられる方、当然、グラウンドゴルフ場をほとんど借っておられて、老人会なんかそういうふうなことを利用されている。ただ、雨が降ったときには全くできなくて、することがないとか、それとか、今おっしゃったように、いわゆる大学関係の準硬式とか、あるいは大学とかというのは、もう1週間とか10日、みゆき公園を借り切って合宿をされております。よく、そういう合宿をされる時に限って、途中で雨が降って、もう全く何もできんというふうな状況が続いております。そういうふうなときに投球練習とか内野ノックぐらいはやっぱりしたいわけですね。

そういうふうなこともありまして、当然、そういうふうなところの解消をすることによって、そういうふうな大学あたりの誘致——といいますのは、先ほど課長が視察の話をしましたけれども、実は長崎県の大島町のほうに、もう少し狭いものがございますけれども、そこは行きましたところ、全天候型の練習場があるから、そこの大島の橋を渡って、わざわざそこに合宿をしていると、もし嬉野にあつたら、こう近うしてよかとけとかいう話も聞いたことがあるんですよ。ですから、そういうふうな、それはわずか1つの大学なんですけど、こういうことがあるということを知らしめることによって、当然利用するところはふえてくるんじゃないかというふうにご考えておりますので、そういうふうな利用ができるような施設として、ぜひ進めていきたいというふうにご考えております。（発言する者あり）

広さにつきましては、それは当然、外野まで入るようなグラウンド、野球場にすべて屋根をつけるようなものが本当はいいわけですがけれども、当然そのような大きな金はかけられないということで、内野ノックに耐えられる程度のぎりぎりのところ、フットサルとか、そう

いうもの、あるいはグラウンドゴルフとか、そういうふうな多用途に対応できるものであればいいのではないかとということで、場所としても、一応今のところ、あそこしかないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

いや、私もね……

○議長（太田重喜君）

4回目ですから、

○11番（田中政司君）

3回目。

○議長（太田重喜君）

いや、4回目です。

○11番（田中政司君）

そいぎ済みません。最後。

いや、部長、今私が申し上げたいのは、だから、わかるんですよ。昔からいわゆる観光客の誘致、いわゆる大学のそういうスポーツクラブのキャンプ、あるいはサガン鳥栖とか、以前からずっとそういうものが雨天でもそういう施設があれば招致に非常に有利だから、ぜひつくってほしいということを私もお願いをしてきたんです。私が申し上げたいのは、つくったところを見に行ってもどうのこうのじゃなくて、利用をされる、例えば、福岡の大学の野球部あたりにどれぐらいの、それは希望になるかもわかりませんが、そこら辺の広さとか、あるいは屋根の高さとか、そこら辺を聞かれたんですかということをお願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

だから、利用される方が、これじゃ利用ができないというものをつっても一緒だから、せめて、今利用をされておられる大学生の野球部あたりに、今回こういうふうな施設をつくらうと思っておりますが、どういうふうな内容でということをお願いいたします。それがどうかということですよ。そういう施設があるところを見に行っても、それで、ああ、いいね、いいね。でも使われる人がそれじゃあ不便だから使えないということじゃどうしようもないわけでしょう。ですから、こっちがつくるだけけれども、利用されるのは、相手が利用されるわけだから、ぜひ利用される場所の話も聞いたんですか。それによって広さを決められたんですかということをお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

広さにつきましては、一応私どもも都合で、場所的にも決めております。問題は高さが、恐らく今後どれくらいの高さまで必要になるのかというのが出てくるとと思いますので、実際そういう合宿をされるところにまだ聞いておりませんので、今回設計業務をするに当たりまして、ぜひ参考意見として聞いていきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ほとんど田中議員がおっしゃったので、殊さら一緒のことを言う必要はありませんけれども、この広場については、もう以前からずっと観光客誘致だけじゃなくて、みゆき公園をこういうふうなスポーツの一つの大きな場として活用するためには絶対必要だということできちんとやってきた経緯の中での今回の設計ということで、物のすごく期待をしているわけですよ、私個人としても。そういう中で、やっぱりつくるなら、さっき田中議員がおっしゃったように、つくられる方、野球関係者、サッカー関係者、あるいはラグビー関係者と、いろいろスポーツ関係者いらっしゃいますでしょうから、そういう方々と十分協議をしながら、広さはもう45なら45ということを決められておりますので、高さ、そして先ほど壁の件でも御質問があったように、結局天気がいいときにはオープンというふうな形ができるのかどうかですよ。そのあたりでお金がかかっちゃどうしようもないんですけども、何とか安い経費の中で、やはり天気がいいときにはなるべく開放できているように、もう1年じゅう壁があって囲まれとったり、さっき課長が言われたように、やっぱりなかなか雨降らんぎんた使うもんのおらんもんねじゃ困っわけですよ。全天候型で書いちゃつごと、天気がよくても、あそこが結局日陰になるけんとか、やっぱり何か利点のあるけんが、あそこば使おうというふうなところで使えるような施設にさせていただきたいと思いますので、あくまでもこれは要望ですが、そういうことを十分含めた設計をしてつくっていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

一応答弁という形ではございませんけれども、両議員さんから今言われました。これはあくまで実施設計というふうなことでございますので、もう今からこういうふうに発注しますよというふうなことであれば、それはもう当然いけないことであろうし、また、そうあつてはいけないというふうなことでございます。ただ、予算計上するに当たりましては、ある程度のシミュレーション、そういったところで持ってくるわけでございますので、それじゃ両議員さんが言われたような形で、それにつきましては十分ヒアリングといいますか、聞きながらやっていきたい。今年度はあくまで実施設計までということでございますので、それ

はもう十分時間をかけてですね、あるいは早急にやっていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今のことで関連ですけれども、私は藤津郡時代に、太良町にソフトボールが、ずっと回しでありまして、議員が行きました。そのときも感じておりましたけれども、あそこにもこういうふうな天候型云々の、いわゆる屋内天井というですか、ゲートボールとかグラウンドゴルフとかしておられました。きょう、この予算を見て、設計業務に7,000千円と、ちょっと私は塩田の立場から言わせれば、塩田の人は「なぜ嬉野にばかい金を使うとね」て、よう言わつるですよ。余りにも同じ対等合併したならば、もう少し配慮した考え方で、塩田にも何もなかったか、こういう場所はということの研究してするならよかばってん、何もかんもみゆき公園じゃ、さあ温泉じゃ、何じゃかんじゃと、私は本当に何もひがみで言いよらんですよ。当たり前言いよっですよ。ですから、いつか私がそこの河川敷ですね。そこもパークゴルフはできますよと言いましたら、嬉野にもそがんとはあっけんが要りませんよというふうな答えやったばってんが、ここはこの7,000千円の、ここまでせんでちゃ、もう少しつくられるとよかばってんが、設計業務だけで7,000千円と、これはもう完成して7,000千円でいいじゃないかと、これくらいの気持ちでおります。建設課長、余りに、もう少し塩田にも配慮した考え方をもってやってください。

○議長（太田重喜君）

答弁だれがする。——暫時休憩します。

午後 2 時 57 分 休憩

午後 2 時 57 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、この全天候型につきましても、やはり全市民の方がまずはお使いいただくということを前提に考えるわけでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

今、いろんな団体も、お互いの施設を使ってやっておられますので、ぜひ御利用いただけるんじゃないかなと思っております。また、予算につきましては、これらの予算でお願いしているわけでございまして、当然、設計等につきましては、入札して精査しながら発注をさせていただきたいと思っておりますので、無駄のないように予算執行も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

少し私も言い過ぎもありましたけれども、ただし、やっぱり対等合併したならば、塩田住民の方も本当によかったなという気持ちになる施策をですね。そこは市長がもちろん先頭ですけれども。ですから、関連してついでに申し上げますと、私がよく一般質問をしてまいりました企業誘致の問題あたり、今後、今のような状態で、積極的にやってください。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

答弁は要つとですか。（「答弁ください」と呼ぶ者あり）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

一応予算としてお願いいたしましたものにつきましては、いろいろ課題がある案件もありますけれども、ぜひ動かしていけるように総力を挙げて努力したいと思えます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。園田議員。

○9番（園田浩之君）

同じ27ページの都市計画総務費の使用料が5千円ですけど、どのような使用料に対する予算でしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

コピー機の使用料の一部でございます。（「えっ」と呼ぶ者あり）済みません、コピー代でございます。（「コピー機」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

24ページ、観光費の委託料の中で、新手提げ袋業務ということで、今回1,035千円計上されております。私たちが行政視察等に行くときにお土産等の、お茶とかなんとかを入れる袋

のことということでお聞きをしているんですが、このデザインについて、製作からデザインまですべて業者委託をやりたいというふうなお聞きをしているんですけども、このデザインについて、業者委託という形じゃなくて、できれば、中学生とか高校生あたりに何とか今のほほんマークならのほほんマークを使ったいろんなデザインとか、あるいは市旗にありますよね、このマーク。このマークを若干キャラクター的にいじったデザインとか、そういうふうな形でやっぱりデザインというものを考えることができないんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えいたします。

基本的に、今、嬉野町の時代からありましたのほほんバッグですね、あれだけしかないということで、いろんな大会とか、ふるさと会とかによって使用いたしてもらっていますけれども、基本的には合併した後に、塩田町を含めたところでの関連したものがないということがありまして、今回、いろんな方に使ってもらおうということで、いわゆるのほほん以外に嬉野、塩田の写真なのか、デザインなのか、イラストなのかですけれども、そういうふうなものに加えて、2町のデザインを何とか袋のデザインとして生かすことができないかということで、今回予算計上させていただいておりますけれども、担当課としては、業者のほうからのデザイン、さっき言いました両町のもを生かしたようなデザインを出してもらって、それで袋を製作したいということで、一応今回予算を計上いたしておるところです。

ですから、一応、今御意見いただきましたけれども、担当課としては、先ほど言いましたところで、業者のほうにとということで一応考えて計上いたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

教育長か教育部長か、どちらでも結構ですが、中学生、あるいは高校生はちょっと所管変わるかもわかりませんが、そういう子供たちを対象に、こういうふうなデザインをするためのひとつのコンクールじゃないですけども、そういうふうなことでお願いをして、その一番最優秀賞を、結局こういうデザインに使うというふうな取り組みというものはできないんですかね。どうなんでしょう、そういうのについては。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ちょっと、今のお尋ねでございますけれども、企画をどう組むかによっては、できないこ

とはないかと思えますね。というのは、いろいろなコンクールのポスター等も募集がっておりますし、そういうふうに応募もしておりますので。だから、どういうコンセプトをもってするのかということであれば、美術部あたりもありますので、できないことはないのではないかと思いますけど。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

課長の答弁でいくのもわかるんですけど、できればそういうふうにご子供たちのひとつのデザインというものをやればですよ、やはりそれを今回何万枚までつくられるかわかりませんが、これを結局、今年度計画してつくられるじゃないですか。それを極端に言うたら3年間なら3年間、在庫がなくなるまでとかいろいろ期間あるでしょうけれども、やって、また、その次に新たにデザインを考えていくとか、そういうふうにして、少しでも夢のある形でつくることができれば、学校教育との絡みの中でも、私は取り組み的に考えていいんじゃないかなという気がしてならないものですからね、こういうふう質問しているわけなんですけれども、市長、どうでしょう。こういうせっかくのほほんマークはのほほんマークと考えながら、あれも一般公募されましたよね。それで、現在までずっと嬉野温泉のひとつのイメージというふうな形で使われてきたんですけれども、今回新たに手提げ袋をつくるに当たって、そういうふうなのほほんマークというのは別問題と考えながら、やっぱりいろんな試行錯誤していただいて、子供たちのコンクールとかなんとかしていただいて、その一番いいやつを使うというふうな考え方ということではできないんでしょうかね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

この前、人に優しいデザインのキャッチフレーズとか、いろいろ公募はいたしておりますので、公募すればできるというふうには考えております。ただ、今回のものにつきましては、今、担当課長も申し上げましたように、今までの段階ではそこまで考えておりませんでしたので、きょう、御意見は御意見として承らせていただきたいと思います。

今回ののは、今までののほほんマークを入れながら、1種類だけでやってきたわけですので、せっかくのほほんマークが商標登録をしておりますので、それはそれでどこかに組み込みながら塩田・嬉野のイメージと一緒に備わったようなのをつくっていきたいというふうにご考えておるわけでございまして、業者にいわゆるお願いできたらというふうなことで、今までは計画していたわけでございますが、御提案でございまして、研究はさせていただきます。

きたいと思います。

以上でございます。（「関連、1つだけ」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

この1,035千円というのは、業者見積りの中での積算した金額でしょうか、それだけを確認したいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えいたします。

一応そういうことになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）田中議員も関連あると、違うと。園田議員。

○9番（園田浩之君）

この委託料での製作業務の中にデザイン料というのは当然入っているはずなんですが、恐らく大きな金額ではなかろうと推測しているわけですが、先ほど神近議員が発言されておりますとおり、これはやっぱり嬉野市民、特に小学生、中学生に考えていただいて、デザインをつくることによって、話題性が出ますし、業者だと、もうただ、ふふんで済むですけど、これが地元の嬉野市内の子供たちがつくったデザインですよということになれば、手提げ持って、お土産を持って、先方さんにでもそういうアピールもできますし、3年ごとにコンクールということになれば、またさらにマスコミ等も取り上げてくれたりとか、いわゆる話題性が起きますので、ぜひこの手提げ袋に関しては、神近議員が言っているとおり、私も強くデザインに関しては要望したいと思いますので、市長、もう1回お考えをお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどお答えしたとおりでございます。これはもう当初から業者のほうに委託して、専門性も生かしながらということで考えてきたわけでございます。一応今まではのほほんマークを商標登録した、しっかりしたものでございますので、それ一本で押しまいましたけれども、それプラス何か欲しいということで、マークを生かしながら、嬉野・塩田のもの

をと、先ほどお答えしたとおりでございます、そういう点で専門的に考えていただければなというふうに考えてきたところでございます。

ただ、今、御意見等もいただいておりますので、先ほどまでは業者委託ということを考えておりましたが、一応担当課とも相談をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

最後までですよ。（「29ページまで」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

29ページまでです。（「29ページまで」と呼ぶ者あり）ほかにもございませんか。

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、中身に入ります前に、流用と減額との違いというのがよく私、理解したような、していないような部分があるんですけれども、ちょっと気になるのが、24ページの観光費の中で3節、職員手当4,247千円、今回3月当初の分の間違いといいますか、それが今回減額されて、ここにこういう形になったというふうに思っております。こういう減額については、款を越えて、こういう形でできるのかどうかということをお尋ねをしたいんですよ。流用については、款内でということになっておりますよね、地方自治法の220条を見ましたときに、こういう減額ということについては、これはもう買を越えて、こういう形でできるのかどうかということを確認だけちょっとしてみたいですけれども。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

減額の場合、例えば、1款で予算を組んだとします。これを削ったということだけになります。そしてまた、それとは別に、例えば4款でそれ相当の金額を計上することになりますので、これは予算間の流用とかいう形ではないと思います。あくまでもこっちの予算で減額をして、新たにこっちの予算で増額をするということになりますので、そういうことで御理

解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。田中議員。

○11番（田中政司君）

26ページでお聞きをしたいのですが、この一般市道の37,000千円、工事請負費ですよ。これは要するに説明でいきますと、いわゆるシーボルトの湯の配湯管の布設に伴う中川通りの改良という、それに伴う一般市道の工事というふうにお聞きをしているんですが、ここら辺について、若干説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

午前中来、若干出てきておりましたが、私のほうの37,000千円につきましては、当然関連をしますけれども、元湯線（「元湯線」と呼ぶ者あり）はい。元湯線を来まして、それから、中川線に入ります。その分の路線なんですけれども、側溝の整備ですね。それと一部中川線につきましては、カラー舗装を考えた、グレードアップといたしますか、そういったことを考えております。それから、参考にですけれども、ここの予算につきましては、当初はあくまで概算ではじいたんですが、あとにつきましては、中川通り線も若干考えてみたいと。中川通りというのは、駐車場のところですね。そういうことで考えております。

以上です。（「確認」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

元湯線というのは、どこからどこまでになっとですかね。そして中川線と中川通り線は違うとですかね、ちょっと教えてください。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

元湯線につきましては、国道34号線の、いわゆる長崎のほうに向かって右側に元湯があるわけなんですけれども、その反対側を福田病院のほうに来る道ですね。（「本通りまでですね」と呼ぶ者あり）はい。その分の本通りまでですね。（「が、元湯線」と呼ぶ者あり）はい。

それから、そのあと、ずっと福田病院のほうに来るわけですけれども、その路線が中川線、つまり、ずうっと福田外科のほうに来まして、大正屋の角ですかね、あそこは。（「はい」と呼ぶ者あり）大正屋の角を左に90度曲がりまして、（「で、シーボルトの湯まで」と呼ぶ者あり）はい、あとはシーボルトの湯まで、それが中川線。（「中川線ですか」「通り線やろ」と呼ぶ者あり）中川線ですよ。（「中川線」と呼ぶ者あり）中川通り線は元の紅屋新館の跡、今、駐車場がございますけれども、あの分についてが中川通り線。（「えっ」と呼ぶ者あり）

以上です。（「意味のちょっと」「いんにゃ違おう」「ああ、あそこ、駐車場のほうに入っているほうが中川通り線」と呼ぶ者あり）そうです。（「ああ」「もう3回目じゃろう」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

私が中川通り線というのと中川線というのを間違っていましたというか、シーボルトの湯から大村屋さんの駐車場、山木屋さんの前を通って、あの線が私は中川通り線だというふうに認識をしております、今、中川線とわかりました。

いずれにしても、議会でも再三出ておりますシーボルトの湯から中川通りの駐車場までがお客さんが確かに非常に多かった。そういう中で、市長の答弁にも、あそこを風情のある通りとして整備をしていくということだと私は理解をしておるわけですが、そうなってくると、例えば、この37,000千円を使って元湯線と中川線をせっかくやるのであれば、それなりの整備というものがあろうかと思うわけですね、中川線の整備というのが。今回、ほかの議案の中で、景観条例等も出ておるわけですね。そこら辺を踏まえた中で、今回の整備に当たって、もう真っすぐここで工事請負費という形になっているわけですが、いわゆる中川線あたりの構想といいますか、計画、こういうふうな形で整備をしたい。

例えば、そこに水路をはわせるですね。これは以前、嬉野町議会のときだったと思いますが、あそこいわゆる水路をはわせて魚ぐらいは泳がせてどうのこうのとかという一般質問等もあっておりました。どこら辺までのいわゆる計画図といいますか、そこら辺までをつかった後のこの試行になるのかどうなのか、地元の方等々の話し合いあたりも設けられて施工という段階になるのか。そういう地元の方と、ここをどういうふうな通りにしたいという協議をやって、いわゆるこの施工になるのか、そこら辺の持っていく方等について、最後、市長にもお聞きをしたいですが、じゃ、どういうふうな形であそこを整備したいということを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをします。

まず、基本的には、いわゆる委託費が計上、未計上ということですが、原課である私どものほうで、まず頑張ってみたいというふうに思います。ただ、当然、うち単独だけで、これはもうやれないというふうに思いますので、例えば、まだ打ち合わせしていませんが、観光関係の課とか、あるいはもうシーボルトの湯関係の課、そういったところの、当然共同といいますか、考え方を聞く。あるいは協議をする、そういったことも当然考えなければならぬというふうに思いますし、また、地元関連の方とか、そういったとの協議、そういったとも出てこようかというふうに思っております。

基本的には、指示といいますか、まず水路が一つですよね。中川線につきましては、それから、先ほど言いましたカラー舗装を中心にしたいわゆる舗装、そういったのが基本になるかと思っておりますけれども、いずれにしても、うちのほうでぱっと決めて、ぱっとさばかしたと。あら、こういう方法もあったとこれねというふうなことが当然後から来ようかと思っておりますので、その分につきましては、重複をしますけれども、関係周辺、お尋ねなり、協議をしながらしていきたいと、そういうことで、発注等々につきましては、若干おくれるのかなというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

今回、関連道路を整備するわけでございますけれども、できるだけ地域の方とも御相談しながらやっていきたいと思っております。ただ、予算的には限られておりますけれども、一応、もちろんカラー舗装は転圧か何かでやっていくわけですが、できたら、そこを歩きやすいような形にしていきたいなとも思いますし、また、以前からちょっとお話ししておりましたけれども、何か水を感じさせられるような、そこは地元の方と御相談もあるわけでございますけれども、何かそういうものを取り入れていければというふうには、希望としては、思っております。これからまた、設計等もすると思っておりますけれども、予算的に限られておりますので、何とか工夫をしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「関連」「関連」と呼ぶ者あり）関連。（「関連」と呼ぶ者あり）園田議員。

○9番（園田浩之君）

1問だけ。中川通り線に関しては、今回、シーボルトの湯に来られたお客さんが雨の日は非常に、大変歩行につらい思いをさせていると思いますので、この中川——駐車場から、特にあそこの線は、雨が降っても歩行しやすい形のつくりを要望したいと思いますので、考えておいて、頭の隅っこに入れておいてください。答弁要りません。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

お尋ねをしたいと思います。

午前中の分については、もう結構です。それで、今回、配湯管等、これは総務費のほうで上がっておりますけれども、通常、配湯管を入れる、布設する場合には、そこで道路補修の上乗せの分で工事費を組みますね。でも今回の場合は、あえて道路新設改良費ということで予算計上されていることについて、これは特例債の関係でこういうふうにされたのかということがまず第1点であります。そういうことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

配湯管布設のこの企画費の問題ですけれども、シーボルトの湯の建設については、当初から合併特例債事業として、国にも申請をしている関係上、配湯管の布設についても、今まで継続として申請をした関係上、ここで建設のほうでは都合が悪いというふうなことで、継続事業として企画費のほうで計上しているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

25,000千円については、道路補修の工事分は入っていないんですかね、企画の分で。今回37,000千円、一般市道で計上されていますよね。そこら辺との関係はどうなっているんですかね。だから、先ほど申しましたように、通常、配湯管を布設する場合には、道路補修費まで当然そこら辺で加わった形の予算計上をされると思うんですけれども、今回、あえてこういうふうに切り離してされているわけでしょう。だから、そのことをお尋ねしているんですよ。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

そういったことで、配湯管の布設については、今までの企画費としての特例債を設けていた関係上、継続費ということで申請をしております。具体的な工事に入りますと、当然道路改良と一緒に工事になりますので、その点については、ぴしゃっとした部分を分けて、ここが道路費ですよ、こっちが配湯管の布設費ですよということで、明確な区切りはしていきたいというふうに思っております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっととりあえず、今回こういう形で予算計上しといて、工事が済んだ後にそれを仕分けというんですかね、それをするというで理解しておけばいいんですかね。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

お答えいたします。

工事は一緒にいたします。道路工事のU字溝の布設と、その横しなり、下に配湯管を布設しますので、工事は一緒にしますが、設計上は、設計の区分ははっきりと区別をしていきたいというふうに思っております。（「設計上の金額ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第8款、土木費までの質疑を終わります。

議事の途中ですが、ここで15時40分まで休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き議事を続けます。

歳出、30ページ、第9款、消防費から34ページ、第10款、教育費までの質疑を行います。質疑はありませんか。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

30ページ、15節の工事請負費、災害時避難標識設置ということでございますが、どのような場所でどのような内容でしょうか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えします。

災害時避難標識設置ということで2,873千円についてのお尋ねですけれども、これにつきましては、災害時の避難場所ということでハザードマップのほうにも指定をしておりますが、災害の避難所につきましては、この分についての案内看板ということで避難所の27カ所につきまして設置をしたいと考えております。それとさらに、避難区域の地図といいますか、案内図をつくりまして、これにつきまして大体30カ所程度を計画しております。合わせまして2,873千円ということでお願いしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

1つの大きさは大体どのくらいですか。そして、避難場所は全市に何カ所ぐらいあるか、これを教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

全市にですね。（「全市です」と呼ぶ者あり）嬉野、塩田を分けてですか。（「分けたほうがいいですけど」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後3時42分 休憩

午後3時42分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

避難所の場所につきましては27カ所を予定しております。それから、案内板の看板につきましては、おおむね30カ所程度ということで、消防の各部がございしますが、部を単位にしまして、おおむね30カ所程度をということで計画をしております。

大きさにつきましては、まだ確定はしておりませんので、大体この範囲内でできる場所をお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

これで大体30カ所した場合、すべて済むわけですか、ほかにはまだ避難場所をふやすというような計画はございませんか。要するに、地区からの希望、また市役所からのここら辺にあったほうがいいというのはございませんか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えします。

27カ所の避難箇所ということで今回ハザードマップのほうに指定をしておりますので、一応それを基準としまして設置をしたいということで、その案内につきましても、その近辺にこういうところが避難場所としてありますよということを目印といいますか、そういうふうなことで考えておりますので、おおむね30カ所程度ということで現在のところはその数で考えておりますけれども。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにご覧ませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

30ページの防災行政無線費のところの委託料と備品購入費、一遍にちょっとお聞きしたいんですけど、この防災行政無線連携整備費というのと、この中の同報系無線遠隔装置設置と、それから移動系無線機器周波数調整とかいうここら辺の説明と、それから防災行政無線の戸別受信機、これは塩田地区の各家庭の分なのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○支所総務課長（永江邦弘君）

お答えしたいと思います。

まず、委託料の同報系無線遠隔装置設置840千円の方でございますけれども、これにつきましては、災害等の発生によりまして緊急に本庁から支所へ対策本部の移設が必要になったときに本部機能を支所に持たせるというふうなことで、支所から本庁及び塩田地区全域への避難勧告とか情報を告知する機能を確立する仕組みとして同報系防災行政無線の移設を行うということでお願いをいたしております。このことについては現在、本庁の警備室に同報系の防災行政無線が設置をしてあるわけですが、この分を一応支所のほうに移す、いわゆる移設にかかる費用を今回お願いをしているということでございます。

それと、防災行政無線の連携整備ということで2,403千円お願いをしているわけですが、市内で発生した火災、あるいは水害、救助などさまざまな災害に嬉野市消防団をお願いしております。嬉野市消防団にも塩田地区と嬉野地区がございまして、出動をお願いして

いるわけでございますけれども、ただ、出勤時の作業中に緊急連絡とか、あるいは本部からの指示連絡等は、ほとんど移動系の無線で交信を現在行っているところなんです。同じ消防団の組織でありながら塩田地区と嬉野地区では交信ができないと、いわゆる周波数の違いによって交信ができないということで大変今困っている状態でございます。旧町時代にそれぞれで購入した無線機を現在も利用している関係で、無線機のメーカーとか周波数が異なっておりまして、交信ができず現在に至っているという状況でございます。今回の補正としましては、この両地区で異なる移動系の無線を1つの周波数に統一するというために、その経費をお願いするというところでございます。

それと、防災行政無線の戸別受信機の購入につきましては、現在、塩田町には全域に防災行政無線が入っているということでございますけれども、塩田地区の情報をなかなか嬉野地区で聞くことができないと。なぜかといいますと、いわゆる塩田地区に設置してある防災行政無線が嬉野には設置していないというふうなところもございまして、今回お願いしておりますのは、1つは副市長とか、あるいは教育長、あるいは支所の総務課、それと嬉野地区の市議会議員11人いらっしゃいますけれども、その方たちの自宅に取りつけていただいて、合計14台分をお願いしようということで今回予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。この移動系の分に関しては、周波数が違うということで以前から問題があった分がこれで解消できるということですね。

それと、初めて聞きましたけど、戸別受信機に関しては議員にもつく。しかし、以前、非常にここら辺はいいことだとは思うんですけども、今、塩田のほうは防災行政無線あるんですけども、嬉野町がないということで両町整備していく上で、デジタル化に伴ってその部分をデジタル防災行政無線で整備していくと以前市長の答弁がありましたけれども、その点については今後進めていくお考えなのか。今ちょっとこういう形でとりあえず副市長とか私たちのところにつくという話ですけども、そこら辺についてはデジタルでやっていくという方向性というのはお考えなのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○支所総務課長（永江邦弘君）

今御指摘をいただきました件でございますけれども、今、嬉野地区、塩田地区にはそれぞれ違った形の防災行政無線が入っているわけで、なかなか統一した形では今運用ができないというふうなところで非常に問題もあろうかと思えます。今後は担当課の考えとしまして

は、将来的には統一した形でのデジタル化の方向でいくかどうかというのは、ちょっとまだ今のところ検討をどうしようかというのはまだはっきりしませんけれども、将来的には全域統一した形での防災行政無線を配備したいという考え方はございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

今の梶原議員の質問に関連いたしまして、この防災行政無線、塩田は全部設置されておりますけれども、嬉野は設置されていないということで、19年の頭やったですかね、一般質問をして、当然設置すべきじゃないかというふうなことで質問したところ、市長はそのごとく前向きに取り組んでいくと、適した補助事業があったら前向きに取り組んでいこうというふうなことで答弁をいただいたと思いますけれども、そのあたりはあれから3年、4年目も過ぎておりますけれども、補助事業に頼ってこれをそろえていけば補助事業は恐らくなかった場合についてはどうするのか、この点その際お尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この地域の防災行政無線につきましては、統合新設する方向で今進めておるところでございます。これは以前もお答えしましたけれども、今、担当課長が言いましたけれども、デジタルかアナログかということでございますけれども、アナログを設置した場合につきましては結局もう時代の流れにおくってしまうだろうということもございますので、デジタルということになるわけでございますけれども、デジタルになりますと塩田町のも全部かえにゃいかんと、こういうふうなことになります。しかしながら、現在の考えとしてはデジタルで統一できたらというふうなことで考えております。これにつきましては、国の予算等につきましてもお願いしながらやっていければと考えているところでございます。

平成25年の計画で中期財政計画には入れさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

平成25年の中期財政計画に盛り込んでおるというふうなことでございますけれども、25年には統一するというので受けとめておってよろしいかと思いますが、今回、議員と、そして14個取

りつけるということですが、この際やはり両町の共有を図るためにも囑託員までぐらいは取り組むべきじゃないかなと私は思いますけれども、その点、市長いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

囑託員さんにつきましては、今のところ嬉野地区もほとんど設置をしていただいておりますので、嬉野と放送の中身は違いますけれども、共通する部分は放送いたしております。全く塩田側のが流れないわけでございますので、嬉野で必要な分は嬉野の分を一応放送してやるということでございます。今回設置いたしましたものは、やはり同時期に同じ放送が伝わったほうが良いというふうに判断をいたしましたので、限られた台数でしたけれども、設置をしたいということでした。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）小田議員。

○6番（小田寛之君）

先ほどの戸別受信機ですけれども、14台整備されるということで、前に整備した分で、以前も議員のところに整備をされた経緯があるとですかね。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

戸別受信機につきましては、塩田地区につきましては全戸に配布されております。しかしながら、嬉野地区につきましては配置がされてなかったということで今回の整備をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「関連」と呼ぶ者あり）田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

今、塩田町では全戸整備されていますけど、もし機械のよしあしもありまして、壊れた場合、聞こえにくくなったとか、故障したとか、そういう使われなかったときには新しくまた無償でもらえますか。我が買わんばなんですか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

戸別受信機につきましては貸与でございますので、一応壊れましたら総務課のほうへ持ってきていただいて修理をいたしております、業者のほうにお願いしましてですね。それで、使えなくなれば新しいものをまたお貸しするというふうな形になると思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。辻議員。

○1番（辻 浩一君）

18の備品購入ですけれども、背負式消火水のう、これの内容と買われる数と、あと保管場所を教えてくださいなんですが。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○本庁総務課長（中島直宏君）

お答えいたします。

備品購入の背負式消火水のうにつきまして206千円ということで計上しております。これにつきましては、現在、林野火災等がございましたときに、残り火等を処理するときにこれを使用したいということでございますけれども、現在うちのほうで備品として持っておりませんので、林野火災等があったときに、これで延焼の防止ということでこれを使いたいということでございます。また、嬉野地区の花火大会等がございましたときにも市の所有がございませんので、現在は嬉野消防署より借用して火災の防火ということで発生を防いでいる段階でございますので、これを購入いたしまして市のほうに保管をしたいというふうに考えております。

それから、台数につきましては一応7台ほどを計画しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質問ありませんか。辻議員もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

31ページの教育費、事務局費、パソコン購入の件ですけど、14,000千円、これは小・中学校全部の学校の先生たちへの個人分のパソコンだと思うんですけども、台数と、それから今現在パソコンはどういう形態で使われているか、この点をお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

現在のパソコンの台数でございますけれど、現在、市内の小・中学校には52台が現在所有されておるわけでございます。そして、そのようなことで教職員の数が212名ということから、今回160台の購入をしたいということで予算計上をいたしておるところでございます。また、現在は先ほど言いましたように、52台のほかは先生個人のもので今対応をしておらるという状況でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

今回、学校の先生たちが個人の方でパソコンを購入されるということで、要するに個人情報の分、今までは自分のパソコンでいろいろ打ち込んで自宅のほうに持って帰って仕事をされておったと思うんですけど、そこら辺に今回、公的なお金で買うということで個人情報の保護という部分で自宅に持ち帰らないような形にするために買われたのか。それとも、そういった意味じゃなくて、あくまでも今まで個人さんで使われていたのに対して公費で使っていただくというぐらいの感覚なのか、個人情報保護との絡みの部分と、それから、今までそういった個人情報保護の部分に関して自宅に持って帰ってされていたのか。それから、今後こういう形で購入した場合に自宅に持って帰る、今までどういう形かわかりませんが、自宅に持って帰ったりとかというふうにされるのか。それと、今はUSBメモリーとかありますけど、そういった形での自宅に持ち帰りとか、そこら辺に関しての個人情報保護についてどういうふうな対応をされているのか、まとめてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたします。

これまでは、先ほど言いましたように校務用のものは五十数台しかございませんので、個人が個人的に買って、そして使っております。したがって、学校で県の通達等もあって、いわゆる個人情報保護、そういうことからいきますと、自分のものであって学校で使っているものは持って帰れないと。持って帰るときは校長の許可を得てということで非常に不合理な点があるわけですね。したがって、時々新聞等で情報が流れておりますけれども、USBメモリーあたりを紛失をしたということで、紛失をすれば県のほうでは処分の対象になります。したがって、藤津管内では、ほかのところは以前にかなり台数をそろえていただいておりますので、そういうところでぜひそういったものを防ぐために今回お願いをしているということでしております。したがって、校務上のパソコンが入った以上は、やはり持って帰るのは禁止です。いわゆるそういった形できちっと個人情報保護あたりを遵守していくという

方向に持っていきたいということでお願いをしている部分があります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

個人情報保護という部分では非常に事故等もあっているのですが、そういう対応は非常にいいと思うんですけれども、先ほど言いましたように、今までは先生たちが自宅に持って帰って業務をされていた分もあると思うんですよね。そういう部分で今度自宅に持って帰れないとなれば業務への支障という部分が出てくるんじゃないかと思うんですけれど、そういった点に関してはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、持って帰れないという部分はあるかも知りませんが、現状は、極力学校に残ってそして作業をしております。ですから、個人のものを持って帰れないという原則を持っておりますので、部活が済んでから学校に戻ってきて入力をして帰るとか、それから手分けをして分散をして入力をしているとか、担任はクラスに出ているときに副担任の先生が入力をするとか、そういった工夫はしていきたいと思いますが、今後持ち帰れないという線をきっちり出すこととなりますので、そういう点はより今後また研究してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

34ページ、社会教育費の社会教育総務費、第1節、報酬、社会教育指導員1名というのが今回補正で計上をされていますが、それについてお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

当初、塩田の公民館長として予算要求をしていましたが、社会教育指導員の任期が3年ということで、残任が1年あります。それで、指導員として要求したほうがいいのではないかとこのふうなことで今回の補正でお願いしております。昨年度までは社会教育指導員として

要求しておりましたが、今回、嬉野、吉田のほうも公民館長がおりますので、塩田の公民館のほうも館長でというふうな当初の考えでしたけれども、社会教育指導員があと1年残任期間があるということで今回の補正をお願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

そこで、非常にこれ私も不思議で、当初の議案質疑で聞く予定にちゃんとしておりましたが、ああいうことで聞けなくて、これは毎年同額でついているわけですね。今、課長からも答弁がありましたように、当然ことしも当初からこれだけの予算はつくべきはずのものが、今課長の説明では、塩田公民館長として計上をすべきでしたが、それができなかつた。その辺の理由について詳しくお尋ねをしたいと思いますが。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今の御質問ですが、社会教育課としては嬉野、吉田と一緒に公民館長というふうなことでお願いをしておりましたが、塩田の公民館長については職員が兼務するというふうなことで、それと今年度全国の同和大会が佐賀県で開催をされます。それで、そういうふうなことも踏まえて社会教育指導員でもう1年いくというふうなことで今回お願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

とすれば、今回補正に上がるということは、7月からのこれ報酬だと思いましたが、4月、5月、6月の3カ月分はどのようにされていますか。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今のお尋ねの件ですが、一応1年分の予算を今回の補正をお願いしております。それで、4月から6月までの報酬については既存の予算で対応して、もしこの補正予算が通れば支出更正をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

31ページ、19節、魅力ある学校づくり推進事業ということで380千円出ておりますが、これは毎年出てはおりますが、今回はどこの学校で、どのような事業をするのか教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（福田義紀君）

魅力ある学校づくりについてですけれども、昨年度は嬉野小学校で450千円でした。本年度から久間小学校及び嬉野中学校にも予算がついております。

中身については、嬉野小学校及び久間小学校については、特に地域連携について進めております。特に地域の教育力を生かして魅力ある学校づくりを進めるというそういうテーマで進めているところです。

以上です。（「ことしは」と呼ぶ者あり）

ことしも引き続いて、特に嬉野小学校については初年度、昨年度進めて、今年度はさらに充実ある取り組みを進められているというふうには報告を受けております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

これは前ちょっと私が一遍言ったことがあるんですけど、塩田小学校でアイガモなんか飼って育てていたと思うんですね。そういうのはもう今はしていないわけですか。ただ、地域連帯というような形でしておられるわけですかね。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。この魅力ある学校づくりというのは昨年度から導入された事業でございます。したがって、アイガモづくりは、塩田小学校は校長先生の知恵袋事業というのがございますので、昨年もしておりますし、本年度も計画をしているように聞いております。間もなく田植えが済むと思いますので、御期待いただければと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）小田議員。

○6番（小田寛之君）

済みません。先ほど織田議員の答弁であったんですけど、テーマというのはわかったんで

すけど、380千円は実際にはどういう使い方をされるのか教えてください。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（福田義紀君）

その内容ですけれども、特に地域との連携協議会というのを設けて、老人会であるとか、区長会であるとか、商工会、社会体育指導員であるとか、そういう構成員のもとに情報交換及び魅力ある学校づくりについての協議を進めているところです。

それから、特に体験活動についての費用及び啓発活動のパンフレットの作成、それから最後に級友アンケートと申しまして、児童・生徒への人間関係、学級経営にかかわるそういう調査をして、それを生かすというそういう内容で進めているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

老人会と商工会と、あと何ですかね。学校に関連した団体というのは全くなくて、学校外の団体だけで魅力ある学校づくりを推進するということですかね。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（福田義紀君）

構成員をすべて申し上げますと、学校評議員、PTA代表、区長会、公民館、民生委員、老人会、地区JA、地区商工会、学校教職員と社会体育の指導員、そういう構成員で、特に3部会を設けて、地域人材活用部、それから安心・安全づくり部、それから地域PTA行事部、そういう3つの部会の中で活動を進めているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

かなり時間も経過しておりますので、簡単に質問します。

同じく31ページの中学校の電子黒板、備品購入費についてお伺いをいたします。事業仕分けにも上がったこの中学校の電子黒板、これを導入するに当たって、例えば、県内等においてそういう事例があるのか。あるいは、3,650千円の内訳を、どういうふうなところへどういうふうに入れてどういうふうな授業に活用して、どういう子供たちにいい影響があるのか、事業仕分けにもなったこの電子黒板ですので、納得いくような説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

まず、今回の補正の理由でございますけれど、まずデジタルテレビとパソコン、それからスキャナカメラが一体となった電子黒板を活用することにより、わかりやすい授業の実現が図られ、生徒の学力向上につながるということから、今回、導入をしたいと考えておるところでございます。また、生徒の情報活用能力の育成にも大きく寄与することができるということからでございます。

ただ、御質問の中で、導入をしているところ、県下ということではございましたけれど、県下全体ということは把握はしておりませんが、近いところでは多岐市、それから太良町が導入をいたしておるところでございます。そのようなことで、今回、中学校4校に導入をしたいということで考えておるところでございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

わかりました。一体型の電子黒板でございます。これは小学校あたりにも今後、例えば、成果等を見て導入の計画があるのかどうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。実は、6月12日の佐賀新聞にも多岐での状況が出ております。ここにありますように、子供たちの集中力が増すなど一定の成果が出ているということで、教諭の授業技術をさらに磨いてほしいという教育長のコメントが出ておりますけれども、要するにテレビ型の電子黒板を入れることによって思考力あたりがかなり進行するものだと思います。それから、授業の展開の幅が非常に広がってくるんじゃないかと思います。したがって、そういう点では視聴覚教材、あるいは映像メディア等も入ってくるわけですので、そういった点では教師の授業の技術というのは非常に高まってまいりますので、そういう点では中学校にまず入れて、そして将来的には小学校のほうにもぜひお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

いずれにしても、私も新聞あれですが、結局、県内で調べたところ、多久と太良ということなんですが、いずれにしても、これ時期尚早じゃないかなという考え方もあるわけですね。もう少し各学校に入ってからでもよかったんじゃないかなと。あえてここで嬉野市が県内で何番目になるか、ここでいけば3番目ということになるかもわかりませんが、ほかにあるのかもわかりません。ただ、いずれにしても、これ時期尚早という感も否めない事実というか、県内では、そういうことで思ったんですが、そこら辺再度、教育長のこれを利用してぜひ子供たちの教育向上にするためには絶対必要なんだというそういう決意があらわれましたらお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。新学習指導要領では、児童・生徒の問題解決能力といいたいでしょうか、そういうものをつけて、そして思考力、判断力、表現力等を高めるようにというふうなことが出てきております。したがって、そういうことからいけば、デジタルテレビ等の整備によりまして子供たちの思考力といいたいでしょうか、判断力といいたいでしょうか、そういうものを向上させる一つのツールとして活用できると思いますので、そういうことも思っております。確かに議員発言の中に、もう少しおくてもいいのではないかということでもありますけれども、今、嬉野市内では生徒指導上非常に安定をしております。私どもの教育委員会では、確かな学力を育成するという大きな命題を持っておりますので、そういうところでいくと、やはりこの時期が最適ではないかということをお願いしている向きもございますので、御理解いただければというふうに思っております。

以上です。（「関連です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今の電子黒板ですが、私も見たことないのでちょっとイメージが、特に使い方、運用の面であるんですけども、今、中学生の生徒たちいろんな課題はチームでつくって、プロジェクターを使ったパワーポイントのソフトで自由なデザインを使って本当にびっくりするような表現をしているわけですね。そういった中で、電子黒板とパワーポイントを使った表現の仕方は併用ができるのかどうか、そこら辺をちょっと確認させていただきます。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ちょっとお答えいたしますが、今までの電子黒板というのが、画面があつて、プロジェク

ターがあって、そして透写をする、パソコンにつないでですね。そうしたときに黒板とプロジェクターの合い中に手が入りますので、黒くなるんですよ。そして、実際にさわろうとすれば画面が非常に見にくいという状況でありますので、今回お願いしようとするこの型は、どちらかというとなHKの天気予報を気象予報士がしていますよね。ここにマークをしてびっぴっと押すとぽっと出ます。そういうふうな形の形態です。したがって、固定式じゃない、キャスターをつけた形である程度動かして移動ができるような形で、そして、しかもこの台の下にパソコンを置いてやるということですので、そして、ここには拡大機も機能としてありますので、例えば、こういうものをこうおけばパソコンの画面にこれがびしっと出てくるというふうなことで、機能的には非常に一番最先端のものじゃないかなというふうに思っております。

ですから、太良町に導入されているのは私が見に行った限りは、そのプロジェクターの部分がありますので、どうしても暗い。そして、どうしても天井からつり下げ型なのか、台の上から映す形になりますから、そういうところでいくと今回は、ずっとこれは持ってこの議場にも持ってこれるスタイルになりますので、そういった点では非常に機能的に活用しやすい状況のものではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

33ページの学校管理費の15節、工事請負費、これは自動火災報知機設備更新とありますけど、この更新ということで入れかえなのか、実際何台をどこに取りつけてあるのかお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

15節の工事請負費でございますけれど、これは塩田中学校でございまして、自動火災報知機が既に壊れておりまして、更新するための工事費ということでございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

壊れているというのは、何台かつけてあるのが壊れているのか、もともと壊れているのか。あと、ほかの小・中学校に関しては今どういう状況になっているのかまで含めてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

今回のこの自動火災報知機の更新というものにつきましては、まず受信機の分が1つと、それから発信機の分が壊れているということで、ここら辺が21個、それからベルが21個というようなことが主でございます。その分が壊れておまして、今回取りかえということでお願いをしたいということで予算を計上しておるところでございます。

また、次に御質問の、ほかの学校というところでございますけれど、大体これにつきましては保守点検をしておりますので、ほかのところは上がってきてないので、そういったことはないと思います。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、今回、保守点検をした結果、塩田中学校の分が壊れているというのがわかったということですね。これは、各教室に上のほうにつけてあるんですか。ちなみに、中学校で何個つけてあるのか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

申しわけございませんが、そこまではちょっと私も把握しておりません。後で確認をしておきます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田口議員。

○14番（田口好秋君）

34ページの文化財費について二、三点お尋ねいたします。

まず、委託料の旧美野分教場案内道標、これはどこに設置をされようとしているのか。そして、その看板、道標の形態、そういったものを教えていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

美野分教場案内道標の設置というふうなことですが、1つ目は、塩田嬉野線の道に嬉野からと塩田から来た部分の案内をしていきたいと思います。（「場所」と呼ぶ者あり）

あそこの美野のバス停がありますけれども、あそこら辺と、それからもう少し先の塩吹のバス停ですか、そこら辺に2カ所計画をしたいと思います。それから、西部公園とか美野分教場、それから旧池田家がありますが、そこら辺のお知らせも兼ねて説明板といいますか、矢印でのお知らせをしたいと思います。

看板の形態ですが、一番見やすいかなと思うのは、今、五町田のほうから塩田の別れ道から鹿島のほうに行きますと、蟻尾山の公園とかいろいろなお知らせがあつておりますが、そういうわかりやすいような看板で、とにかく4月28日に美野分教場も落成式を終えましたので、そこら辺の西部公園も含めたところでお知らせをしたいということで今回看板の設置の補正をお願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

今、課長のほうから、分教場ばかりじゃなくて、池田家と西部公園もということで、私が2回目に聞こうとしていることもちゃんと答えていただきました。池田家も立派なものがありますから、ただ、池田家を今後県との協議も必要かと思いますが、あそこの整備についてはどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今の御質問ですが、池田家については個人の所有にもなっておりますので、所有者の方とも協議をしながら、また今のところ傷みが激しいというか、そういうふうなことはありませんので、今現在は池田家をどうこうするというふうなところは考えておりません。ただ、22世紀に残す佐賀県遺産というふうなことで指定を受けておりますので、うちのほうとしてもお知らせをするというふうなことで今回の看板設置に至っております。今後のことについては、また池田家のほうとも話し合いをしながら、県のほうと協議をしながらそこら辺については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

今、課長は、池田家は傷みはそう大したことないと言われましたが、表のほうは確かにそう大したことないと思います。協議をされた経緯があるのかどうかわかりませんが、実際あそこは裏のほうは非常に傷んでおります。だから、早急にこれをやっぱり三者、県、あるい

は池田さんと協議をしていかないと、屋根のうっちゃくっごとしよるといって大騒動を1回されておりますので、そこら辺は十分にお話し合いをした上で早急に進めていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今の件につきましては私の認識不足だったかも知りません。今おっしゃったように県と池田家、それからうちの教育委員会と協議をしながら、改修等についてはまた順次進めていきたいと思ひます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

池田家の件ですけど、雨漏りをしていると聞いております。だから、そういう点で県と話し合いをずっとしていくんじゃなくて、早急に話し合って早急に対策をしてもらいたいと考えております。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今、雨漏りの件で御質問でしたけれども、県のほうとも協議をしながら取り組みをするようにしていきたいと思ひます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

所管課やっけん簡単にお願ひしますよ。平野議員。

○16番（平野昭義君）

今の先ほど田口議員のことからの派生ですけど、文教委員会のとき私が美野の案内設置がありますということで予算が600千円とあります。ですから、どうせするならば西部公園も加えて建設課とか、あるいは企画課とか話し合っってみてはいかがですかと申し入れをしたわけです。ですから、ここの観光のまちですから、少なくとも西部公園はあそこにあるぞと、特におたくあたり朝昼晩通んさっけんが、何となくわかるでしょう、西部公園は。そういう意味では、本当に嬉野の観光はやっぱり上手なというくらいに頑張ってくださいと。そいぎ、630千円で足らんから、あとは何か予備費あたり使うてでも1,000千円か2,000千円ぐらいでやってくんさいということであります。課長、答弁をお願ひします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今のお答えですが、先ほども申し上げましたけれども、西部公園も含めたところで美野分教場、それから池田家、それからもう1つ鳥の羽ですか、その施設もありますので、今、県のほうで簡単な説明板もありますので、そういうところを含めてせっかく美野分教場も整備していただきましたので、一つの観光地といいますか、西部公園はかなり野球等が盛んに行われておりますので、話を聞けば場所がわかりにくいというところもありますので、そういうところも含めていろんな市内に看板がありますけれども、そういうところも参考にしながら、私たちとしてはわかりやすいような看板にしていきたいという考えがあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

所管のことやっけん、特別言わんばことのあるですか。どうでんこうでん質問のあつとですか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

ちょっと結局630千円で3つも4つした看板をできるかということです。ですから、私が言うのは、建設課あたりとも交渉しながらやってくんさいということをおっしゃっています。市長いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど課長申し上げましたように、近隣の看板も参考にしながらわかりやすいのをつくるというふうにおっしゃっていますので、そういうことで見積もりも出しているんじゃないかなと思いますので、できるだけ御利用していただけるように表示をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

32ページの13. 委託料5,250千円、耐震補強改修設計業務（塩田）ということですが、塩田小学校につきましては耐震補強が必要だと。いわゆる耐力度の調査もされました。要するに耐力度でもいわゆる国の建てかえの補助がおりの数値が出ておるといふようなことで理解をしておりますが、今回ここで耐震補強改修設計業務ということですが、いわゆるいろんな塩田校区の学校の再編等問題を抱えているわけですが、今回ここで設計業務を委託するという事は、いわゆるリフォームまで兼ねて将来的にまだまだあそこを使える

学校としての設計なのか、それとも一時的などといいますか、塩田中学校でやったようないわゆるリフォーム等を行わず、全くの耐震だけの設計業務なのかお伺いをいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

塩田小学校のこの委託料でございますけれど、この分につきましては、ただいま議員が御発言されたわけですが、簡単に言いますと耐震補強改修ということでの設計委託料でございます。そのように考えております。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

とすれば、ここで一般財源のみでやっているわけですね。財源的に5,250千円。こころ辺耐震をやればそれなりの補助等々がなかったのかどうなのか。今後、耐震をここで設計をやるということは当然工事もやっていくということだと思っております、こころ辺で補助対象にならなかったのかどうなのか、そこら辺お伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

今、補助対象にはならないのかというようなことでございますけれど、耐震補強につきましては2分の1の補助、また改修につきましては3分の1というふうなことになっております。（415ページで訂正）

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

それで、もう最後ばってんが、要するに補助対象になるのに、なぜここで財源的に一般財源だけで、国、県の補助金はないんですかということです。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

ただいま申しましたように、耐震補強の改修につきましては2分の1、3分の1の国の補助がございまして（「設計はないということ」と呼ぶ者あり）これは設計の委託料でございますので、ということで計上して、補助ということでは考えていないわけでございます。

(415ページで訂正) (「関連」と呼ぶ者あり)

○議長 (太田重喜君)

田口議員。

○14番 (田口好秋君)

今のここに計上されておったときに感じたわけですが、昨年度の予算の中で8,250千円耐力度調査をやられて、あのときの耐力度調査の結果によれば3分の1の国庫補助が受けられるという結果が出ておるわけですが、確認したいのは、いわゆる耐力度調査をやった前提というのは、恐らく建てかえを前提とされたとは私は認識しておりました。今回、耐震補強のこういった計上をされておりますので、そういった方向転換をされたのかなという認識をしておりますが、それで間違いありませんか。

○議長 (太田重喜君)

教育長。

○教育長 (杉崎士郎君)

前回の議会のときにお答えをいたしましたけれども、塩田小学校については一応補強をするということをごさいますして、その際に耐力度調査もいたしたということでしたよね。その段階ではやはり改築ということも視野に入れながらという、改築するんだったら耐力もあるかどうかというのが判定になりますので、それで同時に行ったところをごさいますけれども、前回の議会で申し上げましたように、塩田小学校に関してはとりあえず補強をしていくというふうなことから、方向転換とかいうことじゃなくて、あくまでも将来の参考ということで耐力度テストについては実施をしたものと思っております。

以上です。

○議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。西村議員。

○15番 (西村信夫君)

34ページの委託料で大茶樹周辺整備設計業務ということで2,900千円計上されておられますが、具体的にどういうふうな大茶樹周辺整備をされるのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長 (太田重喜君)

社会教育課長。

○社会教育課長 (植松幸男君)

お答えします。

大茶樹周辺整備設計業務等というふうなことで、1点目が大茶樹の周辺整備、これに2,500千円、それからもう1点が大茶樹の植生調査というふうなことで400千円、合計の2,900千円

をお願いしております。

大茶樹の周辺整備というふうなことです、まず大茶樹の周辺をちょっと整備していきたいというふうなことで、記念碑がありますが、記念碑周辺が市有地になっておりますので、そこら辺の整備、それからもう1点が、進入路の整備、景観を配慮した進入路の整備をしたいというふうなことで2,500千円をお願いしております。

それからもう1点ですが、大茶樹の植生調査委託というふうなことで、これについては先般議会でもギネスブックへの登録というふうなことも上がっておりましたが、そこら辺も踏まえてもう一回大茶樹の植生を再調査するというふうなことで今回お願いをしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

大茶樹については、お客様も観光客も来ていただいておりますけれども、進入路の整備ということでどれくらい計上をされていくのか、2,500千円の中で進入路がどういうふうに整備はしていくのかですね。あそこは入り口で坂になっておるですもんね。坂になってずっと行ったら上は車はとめられんという状況なので、駐車場まで確保していくのかどうか、上のほうにですね。その点はどう計画されるのかお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

今おっしゃったように、上のほうには駐車場の整備する余地がありません。それで、今のところ作業道路的なあそこの道が進入口になっております。それで、一般の方が入られて途中でとまれて、なかなか一般の作業車の方がうまく離合ができなかったとか、そういうことがあっておりますので、今回、手前のほうに進入禁止とか、それからもう少し登り口の辺を塩田の旧道の石畳ですか、ああいうふうな大茶樹と関連したそういうふうなところの道にできないかなと、大茶樹のところまでですね、そういうふうなところで進入道路の改修については基本設計といいますか、整備のための設計ですので、そこに入るまでまたいろいろ協議をしながらいきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

この関係につきまして基本設計ということですけど、総事業費をどれくらい見込んでいく

のか、そしてまた周辺整備をするに当たっては、地元との話し合いも当然必要ではないかと私は思いますけれども、そのあたりは執行部としてはどういうふうに取り扱っていかれるのか、その点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

整備については、先ほど申し上げましたけれども、市有地、便所がありますけれども、便所から左側のほう、記念碑とかありますが、そこら辺一帯をちょっと整備していきたいということで、概算ですけれども、30,000千円程度を考えております。

それで、地元との協議というふうなことです。今現在も大茶樹の清掃あたりについては地元の方、上不動区の方をお願いをしておりますので、そこら辺も先ほどの進入道路の件もありますが、そういうふうなところのいろんなことをまたお話をしながら、いい方向に行くように協議したいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

同じ文化財費の19節。補助金の指定文化財の修理についてお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

19節の補助金の件ですが、これについては塩田町の谷所にあります。多久図書館頭茂富の墓というふうなところで市の指定の墓があります。そこを所有者の方が進入道路、それから駐車場等を整備したいというふうなことで申し出があっておりますので、市の指定の文化財というふうなことで嬉野市の文化財保護条例の第10条によって今回補助を予定しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

お諮りいたします。

議案質疑の途中でございますが、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ19時まで延長いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を19時まで延長することに決定いたしました。

それでは、議案質疑の議事を続けます。

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、この250千円の予算というのは、今言われた墓の整備だけですね。ほかにはないわけですね。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

今の墓の整備と申しますか、墓まで行く途中の道の整備と、それから駐車場、ちょうど墓の前の辺に広い土地がありますけれども、そこまで行く道の整備と、それから駐車場の整備というふうなことで、かなりあっちこっちから問い合わせが文化財のほうにあっているというふうなことで、その所有者の方もその墓に行くまでの整備をしたいというふうなことで今回申し出がっております。

以上です。（「結構です」「関連です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

文化財の修理というふうなことで谷所地区ですか、私もちょっと知っておりますが、あっちこっちから来ていただいておりますというのは事実であります。そういう中で車が登れるような状況じゃないですもんね、今、道がぼこぼこして。だから、せっかく文化財指定されているところにつまましてはきちっと周辺を整備するのが当然だろうと私は思っておりますが、250千円の計上の中で個人の所有地もありますので、そのあたりの話し合いはどういうふうにされておるのか、その点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

所有者の方とはいろいろ協議をしながら今回整備をしていきたいというふうな申し出がっておりますので、私たちも現地を確認しておりますけれども、今おっしゃったように川があつて、溝があつてというか、そこから上がちょっと車が入れるような状態じゃないです。橋の拡張ですか、それと先ほど申し上げましたように、駐車場にバラスを敷くとか、そういうふうな感じで所有者の方ともこれは話をして、そういうふうなことで所有者の方から申し出がありましたので、そういうふうなことでお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

きれいに整備していただいてありがたく感謝しておりますけれども、当然文化財というふうなことであれば、やはり手前のほうに看板等をつける必要があるんじゃないかなと私は思いますけれども、そういうことで周知徹底するためにもぜひお汲み取りいただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今おっしゃったように、私たちも整備をして、それから今の看板等の設置を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ここで、先ほどの田中政司議員の質問に対しての答弁で、教育部長より訂正の申し出が出ております。これを許します。教育部長。

○教育部長（宮崎和則君）

先ほど田中政司議員から質問を受けたわけでございます。耐震補強設計業務の委託料について国の補助はないかという御質問の中で、設計委託料については補助はないというようなことでお答えをいたしましたかと思えます。それで、実際設計業務をいたしましてから2年以内に補強工事等を実施すれば設計業務も補助対象になるわけでございます。それで、工事をする年に上乗せして申請をするということになります。大変申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第10款、教育費までの質疑を終わります。

次に、35ページ、給与費明細書から、37ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正までの質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第49号全部の質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成22年度嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。

質疑ありませんか。55ページです。山口要議員。

○17番（山口 要君）

59ページで今回、1目。管理費の中の2節で給料4,836千円計上がされております。今回この4,836千円総務費一般管理費から今回こっちに回されている分なんですけれども、これの計上をされた理由についてまずお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（太田重喜君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答え申し上げます。

この4,836千円の職員1人については、館長の分の給与費でございます。本来、当初で計上すべきであったと思いますけれども、今、専属であるそこに勤めておりますので、今回ちょっとおくれましたけど、補正でお願いするということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

このことについては3月議会のときにそのことを指摘したわけでありましてけれども、今回館長だけ、常勤ということで今御答弁されましたけれども、当然特別会計こういうふうにしてきた場合については、古湯温泉課、課長も含めてあと職員もおられますよね。当然私は3名ともここに計上すべきであると。古湯温泉課は古湯温泉についてのお仕事をされているわけですから、私は当然そういうふうな形の計上をすべきだと思うんですけれども、そうじゃないんですか。

○議長（太田重喜君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答え申し上げます。

私ともう1人おります。昨年の7月から2人来まして、立ち上げの準備ということでずっと2人頑張ってきたところでございます。今回、管理運営ということで直接携わっている館長の分だけということをお願いしております。議案の説明の中で（「おかしいでしょう」と呼ぶ者あり）そういうことで2人の分は入っていないということになっております。

以上です。（「もう少し的確な答弁してくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後4時51分 休憩

午後 4 時 51 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

今回 1 名館長のみ予算措置をいたしましたことにつきましては、7 月からは古湯温泉課は観光商工課の中に合体させるということで、シーボルトの湯に専属で勤務いたしますのは館長のみということで、観光商工課に合流しましてからは他の業務も行うということで、館長のみ予算措置をいたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それを言われたら、理由としてわかったわけなんですけれども、当然やっぱりこれは後で条例でも来ますけれども、古湯温泉課が観光課に移るということについては、私、今初めてお聞きをしたんですけれども、やっぱり全員協議会か何かのときにこれくらいのことについては、移管業務については御説明すべきじゃないですか。あるいはまた、こういう予算説明のときにこういうことだからこういうことだったということで、今、私が聞かなかつたらそういうことはわからないわけでしょう。

部については設置条例であるから、当然そこら辺の議案として出るわけなんですけれども、課等についてはもうそれしてもらえればそのとき全然わからないわけですよ。だから、今回この予算の中身についてはわかりました。そういうことでいかれるということで理解をいたしました。それだけちょっと私もそういうふう感じたものですから。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

たしか 3 月議会の折にも市長から古湯温泉課につきましては観光商工課に合体するというような発言はあったかなと思っておりますけれども、それと今回、全協で説明すべきだったかもわかりませんが、部設置条例の説明の際にこの件に関しましては御説明申し上げました。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。

質疑ありませんか。38ページです。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

42ページ、整備費の13節。委託料で2,100千円というのが上がっておりまして、当初の説明では市全域に係る構想だということでありまして、これは塩田地区の農集排が今3地区、4地区、谷所、五町田地区があるわけですが、その農集排を除いた全地域と理解していいわけですか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

未整備地区が、嬉野地区で公共下水道を除いた地区と、それと大草野地区、久間地区の一部が未整備地区であります。それも含めて嬉野市内全域の整備構想を策定するものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ということは、今後は農集排の整備はもうしないと、それである程度はあくまでも全地区公共下水道で整備をするというふうに理解をしていいわけですか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

合併した18年に汚水整備構想を策定しております。4年もたっておりますので、どのように変わったか見直しを行うものでございます。それを修正すれば新しい基本構想ができますので、それに入っていないのが高齢者世帯とかがどれくらいあるのか、それから浄化槽の設置状況がどのようになっているかと。地区によっては65歳以上の高齢者世帯が30%あるとか調査をしているところでございます。そういうところまで集合処理でしなくてはいけないかということまで踏まえてデータをとって、それをきちんと皆さんに説明できるよう構想を策定したいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

これは、大体期間はどの程度考えておられますか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

この業務は3月末ぐらいまでを考えております。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

未整備地区ということで今説明を受けたわけですが、例えば、岩屋地区、下岩屋地区とかあるわけですよね。要するに未整備と、いわゆる計画区域外とのちょっとそこら辺の意味がわからなかったんですよ。だから、以前の整備計画があって、まだ未整備の区域なのか、それとも以前の整備計画区域がありますよね、それ以外の未整備なのか、そこら辺の説明をもう少し詳しくよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

先ほど対象が嬉野全域と申しておりましたが、これにつきましては、家屋が離れている場所があるので、管を含めて合併浄化槽が安いのか（「違う」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

答えが違うでしょう。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

現在、公共下水道の認可区域と農業集落排水の認可区域、谷所、五町田地区までを除くその他の区域を全部今回構想に上げております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。これ議案書25ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。これ追加議案の1ページでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例及び嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。これ23ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。43ページですけど、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号 字の区域の一部廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 字の区域の一部廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起及び和解について質疑を行います。質疑ありませんか。これは追加議案集の3ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 嬉野市景観条例について質疑を行います。質疑ありませんか。これは14ページです。

○13番（神近勝彦君）

今から景観条例の質疑が始まるわけなんですけれども、この条例文だけでいくとなかなか議論がかみ合わないところもあると思うんですよね。先般この景観計画をいただいたわけなんですけど、こういう資料を用いての質問も許可していただけないと、なかなか難しい状況があるわけなんですけれども、こういう資料に基づいての質疑でよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

もう一度言ってください。

○13番（神近勝彦君）続

景観条例だけのこの条例だけでいくと、ただ第1条から第15条まであるわけで、この第1条とか第2条だけの質問でいくと、ちょっと中身まで突っ込んだ質問ができないわけなんです。結局、先般いただいたこの嬉野市景観計画、あるいは資料等がございますよね。ああいうものを用いての質問をしないと、なかなか突っ込んだ中身の質問ができないもんですから、こういう資料に基づいた質問も許可をいただけないでしょうかということです。

○議長（太田重喜君）

この条文だけではわかりづらいと思いますので、これを認めたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。資料を使いながらの質問で結構だと思います。

質疑ございませんか。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、神近議員が考えていらっしゃる前に簡単な質問を。

第2条の第3項に事業者とありますが、これ景観法を見ても事業者ということで括弧書きがなくて、私の今の知識ではちょっと理解がしがたくて、例えば、営利などの目的をもって事業を営む者とか、経済的事業を営む者の総称、別名企業と、雇用者とか、そういう説明がありました。その辺ちょっとわかりやすく説明をお願いします。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

事業者とはという定義の中身だというふうに思いますが、まず、開発行為を行う例えば建設業者さんとか、あるいは不動産業者さん、それから逆に言えば今、第七、第八を承認いただいたわけですが、そういった区画整理事業の公共での施工者も当然これに入るということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

まず、条文から行きたいと思いますが、まず第7条の分ですね。「（景観計画）市長は、市の全域にわたる良好な景観形成に関する基本的」というふうなずっと文言があるわけですが、今回、景観区域というのは嬉野市全域というふうにしてあるわけですね。その中で自然環境ゾーンとか、この資料のほうでいくと10ページですね。10ページの中に結局、自然環境ゾーンとか、田園ゾーンとか、市街地ゾーンとか、沿道ゾーンとかいうふうに区別はしてありますけれども、基本的にその次の11ページから12ページ関係をずっと見ていくときに、すべてに関して高さとか形態、工作物とかなんとかについても共通の規制がかかっているわけなんですよね、はっきり言って。どんな山の中であろうが。だから、なぜ今回この全域にわたる良好な形成という基本の理念はわかるんですけれども、規制対象としてすべての共通の規制対象として全域というふうに充てられたのかですね。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

第7条関係で市の全域というふうなことで定めておりますけれども、この景観計画のほうではゾーン分けをしているじゃないかというふうなことでございます。しかし、規制と申しますか、届け出対象については、この分となかなかリンクをしないというふうなことですよね、質問の内容がですね。当然それもわかりますけれども、うちのほうの条例をまず全域当然この条例にかけるわけですけれども、そしてなおかつ景観計画でいけばゾーン分けもしております、確かに。しかし、規制の対象は一緒じゃないですかということですが、あくまでこの条例につきましては、これも後だって出てこようかというふうに思いますけれども、入り口条例と申しますか、まずは緩やかな中での条例のスタートをしていきたいと。しかし、将来的には、この景観計画でございますけれども、将来的にはこういったゾーンに分けて、あるいは地区も重点地区等々も定めて、全域的な規制じゃなくて、もうちょっとゾーン分け、あるいは重点地区の選定等々を行いながら将来的にはやっていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、この資料を見るときに共通というふうにならずと書いてありますよね。12ページから14ページまでずっとですね。それでいくと、ただ、この計画書を見ていくと、結局、建築物の高さとか規模とかすべてに関しては、供用とかなんとかもそうなんですけれども、すべて共通項目というふうにならうたってあるわけですよ。今、課長御答弁いただいたことでいけば、今からそういうふうなゾーンの規制をしていくというふうな今御答弁だったですね。ところが、この計画書の中に共通事項として最初から入っているわけですよ。最初から共通で入っているじゃないですか。だから、その点が結局、私は危惧するわけなんです。一番最初から共通ということであるということは、全域すべてだととるわけですよ。課長の御答弁は、あくまでもエリアを今後決めたいとおっしゃりながらも、計画書の中では共通となっているということであれば、全域がすべて対象だというふうにとるわけですよ。そのあたりが若干この景観計画第7条の全域というところを物すごく大きくひっかかるんですけども。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

この共通というのは当然、今議員おっしゃられましたように全地区なんですよ。そこでまず、例えば、10月1日からスタートをしたいというふうなことですね。先ほど申しましたあとゾーンを決めますよとか——ゾーンは決めてありますけれども、あと重点地区とか、例えば、これをスタートして行って割とハードルが低いといいますか、高いといいますか、（「高い、高い」と呼ぶ者あり）じゃ、低いですかね。そういった形でまず緩やかにスタートをさせて、将来的に例えば、ここはもうちょっと厳しゅういったがよかばいとかいう地区、地点、そういったところを今後重点地区として指定をして、もうちょっと厳しいといいますか、そういった形にしていきたいと。

それから、あと景観の色彩とか、例えば、山とのマッチングの問題、この色までいいですよと今もなっておりますけれども、今後、将来的に同じ今の条例の内容ではクリアをしますが、やっぱりまちの中に赤い色と、例えば、山の中に同じ赤い色ではマッチングしないだろうというふうなことも今後出てこようかと思えます。そのときは、その時点でまた重点地区とかそういったのをお示しながら規制の変更といいますか、ここには後だって計画は変更できますよというふうになっておりますので、そういった方向で持っていきたいと。今回の場合はちょっと説明不足で非常に申しわけございませんが、あくまで全市的な緩やかな規制といいますか、そういったことでまずスタートをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

課長のほうは、今回は全市を対象にした緩やかな規制だというふうにおっしゃられているわけなんですけれども、私はこの条例を見て、この景観計画書を見せていただいて、そしてもう1つの説明資料、この3つを見ればかなり厳しいと私はとらえるわけなんですよ、逆に。私は逆に、課長が今言われているゾーンを先に何で決められなかったのかなと思うわけですよ。

塩田地区でいけば伝建地区というふうなところで規制がありますよね。そういうふうにごの塩田地区のこのあたりの伝建地区は伝建地区ということで特別な地区ということでありますよね。ですから、嬉野の町なかなら町なかの温泉街なら温泉街という一つのエリアですよ。それから、この文書にも書いてあったんですけども、結局、町と町を結ぶ沿線道路、特にインターが入り口だからということで、ここにもずっと文言書いてあるわけですね。看板等の撤去とかなんとかですね。何で一番最初に共通とかなんとかというところじゃなくて、まず全体をとりあえず将来は嬉野市全域をいろんな共通項目からゾーンをひっくるめて規制をかけますよということであれば理解をするんですが、最初から共通で抑え込んでしまって、ゾーンそのものを後からつくるというふうな言い方ですから、私は逆に、えっ、違うんじゃない

ないかなという気がしてならないんですよ。重点地区のそういうところを最初に決めるべきじゃないのかなと。この景観条例の制定に向けて一般質問が以前からずっとあったときに一番問題になったのが、やはりインターから温泉街に来るときに、いろんな看板の統一性がな
いとか、いろんな色合いが激しい看板があったりとか、それから町なかに入っても今の規制
の中ではオーケーはなっているんだけど、道路に物すごく張り出して大きな看板とか、
いろんなそういうふうな看板がやっぱり嬉野の温泉街の中では散在して、見た目が悪いから
もう少し整理ができないだろうかとかそういうふうなところから景観条例を何とかつくれな
いだろうかという一般質問が過去あったわけなんですよね。それから嬉野市独自の景観条例
をつくりたいというふうな方向性が始まったんじゃないかなというふうに私は記憶をしてい
るんですけれども、それでいくとかなり私は厳しいのかなと、この第7条の市全域というの
は、そう思えてならないわけなんですけど。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

共通事項の中で厳しいと言われるのは、例えば、高さ制限とか、あるいは面積要件、それ
から、例えば、開発にいけば面積、そういったもろもろの分の中身について、実はいろんな
他市の状況とかそういったのを調べていきながら、あるいはまた審議会の中で話をする中で、
今議員おっしゃられたように、我々もそういったところを非常に考えたんですよ。いきなり
最初から規制といいますか、これは当然この条例の性格からいけばあくまで規制条例という
ふうなことだろうと思います。したがって、そういった中でいきなり厳しいのを出せば、
ちょっとスタートから皆さん方に迷惑をかけるんじゃないかなというふうなことでございま
したので、実は旧塩田町、特に大きな住宅がございまして、特に塩田町の住宅は、嬉野で例え
ば、五、六十坪つくれば大きいほうなんですけれども、塩田町につきましてはまだ大きい住
宅があるというふうなことで、特に塩田町を重点的に見て回りました。したがって、こ
の面積であるならば、逆な言い方をすればちょっとおかしいんですけれども、この条例に届
け出をしなくてもよい、いわゆる物理的な高さ、面積というふうなことで今回は出してお
りまして、議員がしょっぱなから厳しいとおっしゃられれば、見解の相違と言ったら語弊がご
ざいまして、私ども原課としては、そういうふうにとらえて今回御提案をしたところ
でございまして。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、神近議員のほうからもいろいろありますけど、私は第6条を読んでみたら、ある意味では課長が言われるようなことにもとる、これは物のとりようですかね。いわゆる政策に「景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と。そのように「努めるものとする。」ということは、ある意味では、きょう言うてあしたということではでけんですよというふうな意味じゃないかと思います。

ただ、9条で届出を要する行為等、これにはちょっと私も違和感がありますけど、まず9条の1、2、これについては建築をする方々に何か説明会でもせんととてもできんかなど。それから3、4、5については、土木関係の方々にそういうふうな前もってお話をするとかしていかないといけないと。そして、第12条、これに対する「形態意匠について、必要な指導をすることができる。」と。

こういうことを総合して考えてみれば、これを施行したから、きょう、あした嬉野市にどうこうということは考えられないと。ですから、こういう気持ちが自然にそういうふうになってくるんじゃないかと思います。そういう点については、私の考え方でも課長大体そういうつもりでいいですかね。第6条。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

御質問にうまく答えられるかどうかわかりませんが、第6条の市民の責務ということでございますけれども、いわゆるこういう条文にしておりますけれども、実は、塩田地区には伝建地区がございまして、その条例がございまして、それで、それを読んでおりますと、今回の景観条例に比べると非常に厳しいといえますか、規制がかなりあるわけですよ。それはなぜかという、そこに住んでおられる住民の方がもっとあれを守っていこうと、それで、そういう保存会の皆さんで規制をかけようという気合いが入っている条例なんですね。ですから、そういうことからいいますと、ちょっとこれ伝建のごとはされんというのがありますので、市民の皆さん方みずからがこういうのを守っていこうという責務の中でつくられた条例だというのが如実にあらわれていると思いますので、この辺につきましては、今回の第6条につきましては皆さんと一緒にやってみようというふうな問いかけのものでございますので、そう深くは考えられなくてもいいんじゃないかということでございます。

それと、第9条について、届け出はこういうことをお願いしますよということを書いておりますけれども、これは、実はこれをつくる前に委員会を過去何年間かかけて協議をされております。その中に当然、塩田の伝建保存会の委員の方も入っておられます。そして、建築設計士の方も委員として入っておられますので、業界の方は委員長が入っておられます関係で、業界の方には当然この話は行っていると。それともう1人デザイン関係の方も入っておられますので、これは少しきれいなまちを保存していこうというような意気込みの中でこう

いう協議をされておられますので、それについては余り心配は私としてはしておりません。

それと、12条の中で指導でございますけれど、例えば、この中でございますけれども、建築等の形態意匠について、例えば極端なものです。例えば、よそに行きますと建物に飛行機が突っ込んだようなものがあつたりしますよね。それから、家を逆さまにつくったような家があつて、入り口は屋根から入らねばらんというようなデザインの家がありますよね。そういう極端なものについては、やはり今回審議会を設けるようにしておりますけれども、これはどがんでしょうかと、こがんとはやっぱりよかとででしょうか、嬉野にというようなことで答申をしていただいでみんな協議をしていくと。その中で規制をするというよりも協力をいただくということですので、強いものじゃなくて、御協力をいただいで皆さんと一緒に嬉野の景観をもっといいものにしていきましょうというふうな条例の制定をしてきたつもりでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

これは参考までですけど、県内に10市のうち5市が制定していると言われましたが、その5市が嬉野と似たような条例があるのかということと、それから同じ温泉町で九州で一番有名な黒川とか湯布院とかありますけど、そういうふうなまちも条例をつくっておられるのかどうか。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

ちょっと今の御質問に対しては担当が聞いておりませんでしたので、お答えいたします。

県内の状況につきましては、嬉野がもし制定をしますと5市になります。10市のうち5市が制定をすることになります。内容につきましてはほとんど変わりません。端的に言いますと、これができたからといって、先ほど御発言ありましたけれども、大きく嬉野、塩田にあしたら生活がでけんというようなものでもございません。それと、九州でいきますと例えば、黒川温泉とかそういうのは当然条例の設置をいたしております。

以上です。

済みません。ちょっと訂正をお願いします。

県内条例は4市でございます。景観行政団体になったのが5市でございます。訂正をお願いします。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山下議員。

○4番（山下芳郎君）

県の条例との絡みの中で、私の記憶がうる覚えかわかりませんが、さかのぼって平成2年前後に県の美観条例、特に看板等々の規制をする分があったように思うんですが、そこら辺との整合性はどうなっているのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

県の美観条例については把握いたしておりませんが、このもとになりましたものは、平成16年6月に景観法という法律ができております。それに基づきまして今回、旧嬉野町が景観行政団体に県から認定をされた関係で、そのまま新市に引き継ぐということでしておりますので、今回はあくまでも平成16年の景観法に基づくものであるということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

支所長。

○嬉野総合支所長（坂本健二君）

ちょっと前の県条例のことで発言をいたします。ただいまの看板の件について質問がございましたが、それについてお答えをいたしたいと思っております。

今、嬉野市内は県の看板の規制条例に基づきまして規制をいたしております。市で単独になるとなりますと、県からの権限委譲を受けまして、そして新たにこちらで条例を定めてそれを施行していく。そして制限をしていくという運びとなります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。大島議員。

○7番（大島恒典君）

ちょっと細部に入っていきますけど、届け出対象行為ですね、これプリントもらっておりますけれども、この中で開発行為として土地の開墾、土砂の採取など上げられておりますけれども、これ嬉野市全体を網かけした場合には農地も対象になるわけですね。茶畑とか。そういった場合に今まで形状を変更したりするときには、農業委員会に対しては形状の変更の届け出とかやっておったわけですが、これでいくと、また一緒に届け出をしなくちゃならないということになるわけですかね。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

例えば、農地法との絡みの届け出、ほかにも例えば、開発行為とかあるだろうというふう
に考えますけれども、そういった重複する分についても一応面積要件等々これに当てはまれば、
とりあえず届け出はお願いをするつもりでおります。ただ、内容等々のチェックにつき
ましては当然、農業委員会のほうで形状変更という形があるかというふうに思いますので、
その内容等々当然通ればうちのほうも問題がないというふうに今現在は考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

市民の皆さんで嬉野の景観を守っていこうということでのこの条例の制定ということですが、
今のちょっと具体的になるんですけど、実際、例えば、市全体にやるわけですよ。その
中で、例えば、不動山地区の大茶樹周辺の段々畑の茶園、あるいは井手川内の兎鹿野の棚
田百選に選ばれた棚田とかあるわけですよ。そういうところもすべて農地として考えた場
合に、例えば、岩屋地区でいきますと大雨で石垣が崩れたと、今なかなか非常に厳しいわけ
ですよ。何が厳しいかという、そこをじゃ重機を使って石垣をつくとなると、もうどこか
から石を持ってきてやらなきゃいかんとか、金もかかる。例えば、それを2次製品のコンク
リートの製品を使ってLウォールとか、そういうことで石垣をつかずに一気にやっ
てしまえばすぐに済むとかあるわけですよ。そこら辺で確かに景観を保全するとい
うことは大事なんだけど、市民の皆さんのそういう意識というのをどうやってじゃ何
とか守っていこうというのを高めていくかという、条例はつくったものの、その条例が
どれほどの効果があって、審議会がどこまでそういう指導ができてというのがな
かなかそこら辺が、つくったはいが、実際それを運用していくとなると本当にこの
条例が意味がある条例なのかという気がしてならないわけですよ、はっきり言っ
て。だから、もう少しそこら辺の具体的に、例えば、ゾーンならゾーンである程
度、全体に網かけはするにしても、こことこことここは重点地域なんだと。そ
ういう意味で、例えば、じゃ、その農地のどうのこうのした場合には町が幾らか
のどうのこうのとか、あるいはそういう何らかの措置等々まで合わせたところで
この条例というのが考えられないかなと思ったんですが、そういう点は、この条
例つくるときにそういう考え方というのはなかったんですか。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

今、議員が御発言のいわゆる何とかの棚田を地元が守っていきたいと。そこだけ
何とか残したかと、コンクリートをやめようかというふうなことをちょっと置いて
おいて、いわゆる塩田の伝建地区が何でここまで持ってこられたかという、さ
っきも言いましたけど、この

地区をちょっと守っていこうと、ここだけはほかのいろいろなことをするまいと、前のごとつくろうかということで皆さんでまとめられた。それがいわゆる重点地区なんですね。そういうふうなこの条例では全く規制ができません。ただし、この条例は薄くかすみ網をぱっとかけただけの条例なんです。今度は、じゃ、おいたちの棚田のところだけちょっともっとコンクリートでつくらんで石ばかりでつくるごとされんやろうかという地元から例えば意見が出たと。それをそういう地域がまとまったと。そこにアジサイを植えたりとかそういうふうな地域にしていこうという話が出たときに、そこをじゃ重点地区にしましょうかと、この網をかけておけばそういうふうな地域から要望が出たときに、いわゆる重点地域として守っていく地区としてできると。それここに載ってないんですけど、重点地域というのを今度決めることができますよ、それがこの次の第2段階なんです。ですから、その第2段階で、じゃ例えば、鍋野の和紙をするときにあの辺の棚田を守っていこうとか、そういうふうなここで言うたら伝建をもっと守っていこうとかいう特殊な事業があるわけですよ。そういうのを薄く網をかけておけば、そこにそれぞれポイント、ポイントで今から重点地区をつくっていけると。ところが、網をかけとかなと、薄く条例をかぶせていかなと、どこからか持ってきても、その地区に重点地域としてはつくられないので今回薄く全部に広げて、その重点地区を皆さんで地域から上がってきた声を審議会の中で諮って、じゃ、この辺どがんしましょうかというて地域の方と話し合いをしながら、そいじゃもうさっき言われたコンクリートじゃなくて、例えば、工事をするときには石でみんなでつくろいのか、市役所にも石でせんばいかなばい、ここは重点地区やけんというごたる話を一緒にしていこうというのが今回のねらいなんです。ちょっと説明が。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

そしたらですよ、何となくわかってきました。要するに例えば、都市計画区域と、嬉野市全体が都市計画区域があるわけですよ。要するに都市計画区域という大きな網かけの中にいわゆる第一種低層住宅地、どうのこうのというふうにある、要するに全体を景観条例で市がつくっておいて、例えば、それと同じようにその重点地域としてシーボルトの湯から中川通りまでを1つの重点地域と決めて、その建物の規制をするというのが第2段階でやると。本通り筋の例えば、看板の大きさのどうのこうのというのを決めていくのは、この景観条例があつてその次の段階というとらえ方でいいということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（太田重喜君）

ほかにございせんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

第9条の届出を要する行為等のところで質問をしたいと思うんですけれども、ここの中の「(1)建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観」というところ、先ほど課長のほうからも御答弁をいただいたんですけれども、この資料の12ページの中で、結局、届け出を要する行為で仮にあるじゃないですか。高さ12メートルを超えとか。こういうふうなところの対象のところで、極端に言えば屋根等への設備等の設置なんかで、屋根や屋上への設備等の設置は避けるとか、結局これは貯水タンクとか、空調設備とか、そういうことだろうと思うんですよ、基本的に。結局、できるだけそういうのは避けてくださいというふうな要請をするわけでしょう。やむを得ない場合は同一の目立たないようにするとか、物すごく私から言わせると、こういうところでもかなりかかってくるのかなと。

それから、もう1点でいくと、開発行為のところですね。(3)都市計画法で開発行為をする。3,000平米以上のものでいけば、結局、外構工事なんかでいけば、14ページ、これ共通なんですけれども、敷地内は、公共の場から見える部分については積極的に緑化を行うこととなっているんですよ。行うことなんです。敷地内の植栽は魅力ある空間を創出されるよう配慮するなんですよ。そして、敷地境の堀、さく、単調・無機質な堀、擁壁とか避け、修景に努めると。これをずっと読んでいくと「努める」という言葉であれば何とかわかるんですけれども、「こと」、「図る」というふうに極端に言えばもう規制をかけたような形になっているような文言になっているわけですよ。

これはあくまでも個人財産に関することですよ。先ほど部長が伝建地区のこととか何とか言われましたけれども、そういう文化的遺産の地域というものを守ろうという地域は、先ほど部長が言われた御答弁でも、地域としては守っていこうという一つの方向性があられるかと思うんですけれども、こういう新興住宅地、これから新たなまちづくりをやるかというところ、極端に言えば第七、第八もそうなんです。今後、新幹線駅周辺整備、これも区画整理でやりますね。半分近くは駅関係でなくなるでしょうけれども、約半分近くは個人の所有地として今後、開発関係はどうなるかというところなんです。そういうところもこれ入るんですよ。入りますでしょう。だから言っているんですよ。かなり厳しい条件じゃないですかと。

みんな家をつくるときにぎりぎりの予算の中で自分の理想を求めてつくられているわけですよ。こういう中で「行うこと」とか、「図る」とかという文言があると、結局あなた方届け出をして審議会とか言いますけれども、届け出をする以上、あなた方がこの審議会が許可を、行政は別として、審議会が許可を出さなければ、あなた方はそしたら建築確認出さないんじゃないんですか。開発行為も出さないんじゃないんですか。そう私はとるわけですよ。結局、開発行為なら開発行為しますよね。そのときにおたくの町並みは極端に言ったらこういう色彩で全部統一をしてください。堀についてもこういうふうにしてください。植林についても必ず家のほうが見えないように、玄関のほうには全体植林をして中が見えないように

してくださいとかいう答申が来るとするじゃないですか。それを守らなければ結局許可を出さないということでしょう、そういうふうになりますよね。違いますか。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

これにつきましても、あくまでも届け出をしなければいけないものについての対象というふうに考えていただければいいと思います。（「3,000平米超えたら届け出をせにゃいかんじゃなかですか」と呼ぶ者あり）それはそうですね。

それで、あと届け出ということでございますので、当然もう1つは都市計画法での申請、許可がございますですよ。そういった中で、もう1つはまたうちのほうに、窓口はどうなるかわかりませんが、今現在ではうちのほうだと思いますけれども、それは両方出していただく。1つは3,000平米超えれば、1つは申請というか、届け出の書類が1つふえるような形にそれは当然なります、はっきり申し上げましてですね。したがって、都市計画法でのチェックよりは、こちらのほうが当然緩やかな見方といいますか、そういったことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

それは、旧嬉野町のエリアは都市計画法になっていますよね。ところが、旧塩田町エリアはまだ都市計画区域内に入っていないですよ。だから、全然規制から外れてくるわけですよ。そうでしょう。塩田地区で開発行為を3,000平米以上するときには、あくまでもこれに届け出をする。市のほうとも協議はしますよ、3,000平米超えるからね。でも、景観審議会というところにも届け出が行くわけでしょうもん。審議会がここに書いてあるように強い権限で指導をされるとするならば、結局このようにはできませんとなれば、そんなら許可をおろさない方向になるんじゃないですかということですよ。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、答えに入ります前に、塩田町は確かに都市計画区域はございませんが、その3,000平米の縛りが無いかといえば（「それはわかっておっとですよ。3,000平米あっても市と協議をしなければならぬということにはわかっているんです」と呼ぶ者あり）それはもう御存

じですね。

では、今の分につきましては、うちの場合につきましては、あくまで届け出と。許可じゃございません。届け出という形で、あとは、極端に言えば、あくまでもうちから審議会から諮りまして、あとはお願いというふうな形になります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

その次の9条の第4項、第5項のほうで行きます。

こっちのほうも先ほど大島議員おっしゃったわけですけども、4項でいくと先ほど言われたようにやはり嬉野地区でいけば茶園の開墾関係も出るわけですよ。茶園の平地になった分については、言い方を変えればお茶を植えていくわけですから、緑化ができて景観的にはそう何年かかかりますけれども、おかしくないですよ。ところが、山肌を切ったところののり面になりますよね。場所によってはもしかしたら5メートル以上超えるのり面が出るかもわかりませんよね。そういうところを、もしこのゾーンの中で近くに大茶樹があるとかいろんな史跡があるとなった場合、のり面が崩れるおそれがあるからコンクリートなんかで吹いてしまおうと。草も生えるし、崩れもするけんが、のり面5メートル以上近くあるけん、危なかけんがちょっとコンクリートで吹こうかというふうになったときに、結局それもこっちの景観条例に当たりますよね。仮に面積が1,000平米超えれば。そうなったときに私以前、市役所のほうから自分の土地の件で苦情があったということで、事例があるんですけども、自分の土地ののり面を草が生えるもんですから、コンクリートで張ったわけですよ。そしたら、一般市民の方から、県道からぼんと見えるのり面をコンクリートで張られたことによって景観が悪くなったという苦情が市役所に来たということで私のところに電話があったんですよ。そういう事例が極端に言えば発生するおそれがあるわけですよ。そうなったとき、文化財の近くでそういうふうなことをしちゃいかんという市民の皆さん、あるいは市外の皆さんから匿名なら匿名でも結構です。おたくには景観条例等があつてこういうふうな条例をつくっているのに何でああいうことをするんですかと、そうなったときにはどうなるんですかね。あるいは、山合いの中でこれ3,000平米でしたかね、面積の延べが3,000平米、あるいは高さが5メートルを超える土の堆積とか廃棄物関係の堆積関係、こんなのもそういうふう近くに、ほんの隣ではないと思うんですけども、見えるような範囲とかでこういう施設があった場合、そういうふうやっぱり規制がかかるわけですよ。今、課長たちは、それは強制力はないと言いながらも、市民、あるいは市外のほうからこういうふうに次から次に審議会のほうにおかしいだろうと、嬉野市は景観条例あるじゃないかと、何で指導しないんだと。どうなります。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

開墾につきましても例をとられて質問がございました。例えば、文化財なんかのゾーンの近くにしている面云々というふうなことがございましたけれども、現段階この条例につきましては先ほど言いましたように重点地区を定めて、例えば、文化財なんかの何キロ以内とかそういう範囲内はそうしますよというふうなことができれば、それはそういうことになります。しかし、この条例からいけばあくまでも面積の件ですので、のり面につきましてははっきり申し上げまして、該当はしないというふうに理解しております。

そして、2つ目につきましては、これにつきましては届け出があった時点であくまでお願いでしかないというふうなことでございます。したがって、当初の趣旨からいきますと、全市民がそういうふうなところも守りましょうと。将来、子、孫に引き継ぎましょうと、そういったのが目的でございますので、それは申請者の方が判断をされるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

一応大体はわかったんですけども、そしたら最後にもう1点、再度質問になるんですけども、だから、この嬉野市景観審議会というところに結局、さっき何回も言うように普通全く関係ない方が名前を言われるであろうが、匿名であろうが、場所を指定して、おかしいやろうと、さっきから言うように、こがんとあつとに何でああいうことをさすつとかいとなったときも、そしたら市のほうとしてはあくまでも届け出があつて処理をするじゃないですか。でも、どうしてもやっぱりそういうふうな状況で本人さん、所有者はせざるを得ないというふうな中であるわけですね。してくださいというふうな要請をしても、事業者であろうが、個人であろうが、いや、そこまではし切れんよと、気持ちはわかるばってんし切れんということで、この景観に合わないような行為をしなければならなかったときは、審議会のほうに一般の方からそういうふうな苦情があつても、あくまでも審議会としては、仮に個人さんにもう一回どうにかならないでしょうかというふうな要請だけなのか、それとも何とかやはりしなさいというふうな指導をされるのか、どっちなんですか。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

あくまで市としては、あるいは担当課としては、お願いしか現在のところはないと理解しています。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終わります。

これで本定例会に提出された議案のすべての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、6月16日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部が終了したため、6月16日は休会いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月16日は休会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時54分 散会